



平成17年(2005年) 8 月29日

札幌市長 上 田 文 雄 様

札幌市男女共同参画審議会
会 長 原 敦 子

札幌市男女共同参画推進条例第20条第2項第1号に基づく諮問
について(答申)

平成17年4月21日付けをもって札幌市長から諮問された事項について、下記
のとおり答申します。

記

- 1 諮問事項
札幌市のDV対策の方向性について
- 2 結 論
別紙のとおり答申いたします。

札幌市のDV対策の方向性について

【答申】

平成 17 年(2005 年)8月

札幌市男女共同参画審議会

目 次

はじめに	1
第1章 札幌市における配偶者暴力の現状	2
1 配偶者暴力に関する相談の状況	2
2 配偶者暴力に関する一時保護の状況	3
3 保護命令の申立て及び発令の状況	5
4 加害者の状況	6
5 札幌市における主な自立支援策及び母子家庭等の現状	7
(1) 主な自立支援策	
ア 生活保護	
イ 公営住宅	
ウ 経済支援	
エ 子ども	
オ 住民票・戸籍窓口	
カ 国民健康保険・国民年金	
(2) 母子家庭等の現状	
ア 母子家庭・寡婦の収入状況	
イ 母子家庭・寡婦の就業の悩みや不満	
ウ 母子家庭の母が今後取得したい資格	
6 札幌市における配偶者暴力防止に関する普及啓発の取り組み	11
(1) 啓発誌の発行	
(2) 「女性に対する暴力をなくす運動」の取り組み	
(3) 関係職員研修	
(4) 人権フォーラムの開催	
7 その他の取り組み	11
(1) 民間シェルターへの補助	
(2) 札幌市「女性への暴力（家庭内暴力）」対策関係機関会議	
第2章 札幌市における配偶者暴力の課題	14
1 3つの視点と課題	14
(1) 被害者	
(2) 子ども	
(3) 加害者	
2 5つの機能と課題	15
(1) 相談機能	
(2) 一時保護機能	
(3) 自立支援機能	
(4) 未然防止のための普及啓発機能	
(5) 関係機関との連携機能	
第3章 札幌市の配偶者暴力対策の方向性	18
1 被害者の安全・安心、癒しを確保し、生活を再建するための支援	18
(1) 相談機能の充実	

(2) 一時保護機能の充実	
(3) 自立支援機能の強化	
ア 継続的な心のケアと被害者の状況に応じた支援	
イ 経済的・精神的自立に大きな意味を持つ就労支援	
2 子どものいる家庭への支援	21
3 加害者への対応	22
4 未然防止のための普及啓発	23
(1) 早期発見・気づきのシステムづくり	
(2) あらゆる暴力の防止	
5 関係機関との連携機能等	25
6 行政機関（国、北海道、市）と民間の役割	25
(1) 国の基本的役割	
(2) 北海道の基本的役割	
(3) 札幌市の基本的役割	
(4) 民間の基本的役割	
7 配偶者暴力相談支援センターのあり方	27
(1) 札幌市の設置する配偶者暴力相談支援センターの役割	
ア 設置場所及び窓口体制	
イ 業務内容	
ウ DVコーディネーターの役割	
(2) DV被害者の総合的な支援体制の確立に向けて	
ア DV被害者支援（ボランティア）組織のあり方	
イ 市相談支援センターとの関係	
第4章 当面の札幌市の対応	31
第5章 今後の展開	32
参考資料	
資料1 札幌市の人口・世帯等の推移	36
資料2 配偶者暴力等に関する現状	38
資料3 女性の就労状況	47
資料4 子育て支援の環境	51
資料5 ひとり親家庭等の現状	53
資料6 加害者の状況	57
資料7 札幌市のこれまでの普及啓発の取り組み内容	59
資料8 その他	63
資料9 関係法令等	65
資料10 札幌市男女共同参画審議会	101

本書では、配偶者等に暴力を振るう者を「加害者」、暴力を振るわれる者を「被害者」と記述している。

はじめに

家庭という私的な生活の場で行われる配偶者への暴力は、「外から見えにくく、その密室性ゆえになかなか実態が明らかにされない」という特徴を有している。しかし、平成 13 年（2001 年）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」*¹（以下「配偶者暴力防止法」という。）の施行がこうした暴力を顕在化させ、その深刻な状況に社会が注目し始めた。この時期と前後して、「児童虐待の防止等に関する法律」*²、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」*³等、家族や親密な関係性を有する者への暴力的行為の防止などに関する法律が次々に制定されたこととあいまって、ここ数年、札幌市内におけるDV（配偶者暴力）*⁴に関する相談件数は増加傾向にある。

このような中、配偶者暴力防止法が平成 16 年（2004 年）6 月に一部改正され、同年 12 月 2 日から施行されたことに伴い、札幌市におけるDV関係の施策についても、さらなる充実・強化が必要となった。

このため、今後の札幌市の配偶者への暴力に関する施策のあり方を検討するに当たり、市長の附属機関である札幌市男女共同参画審議会では、「女性への暴力に関する専門部会」を設置し、平成 16 年（2004 年）7 月から約 9 か月にわたり審議を行ったうえ、DV施策の現状及び課題を整理し、審議会としてのDV対策の方向性を示した中間報告を平成 17 年（2005 年）3 月に札幌市へ提出した。

なお、部会において「女性への暴力」とあえて限定したのは、女性に対する暴力が固定的な性別役割分担意識や男女の社会的・経済的な格差などの構造的な問題を要因の一つとしていること、また現時点での被害者はその多くが女性であることなどから、女性への対応が急務であり、集中的な議論を行う必要があると考えたことによる。

その後、同年 3 月末をもって第 1 期の審議会委員が任期満了を迎え、同年 4 月から新委員による第 2 期目の審議会がスタートしたことを受け、札幌市長から、この中間報告を踏まえて、より実効性があり、新たな時代に対応した「札幌市のDV対策の方向性について」の諮問を受けた。

新たな委員として選ばれた私ども審議会では、直ちに「女性に対する暴力に関する部会」を設置し、4 か月にわたり審議を行った。審議に当たっては、中間報告の内容を尊重しつつも、さらに深く検討を加えるとともに、中間報告書を公表し、広く市民各層から意見を募集してその結果を最大限、審議に反映させるように努めたものである。

札幌市男女共同参画審議会

*¹ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」：配偶者（内縁関係を含む）からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として平成 13 年 10 月に制定。（平成 16 年 12 月一部改正）

*² 「児童虐待の防止等に関する法律」：児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めた法律。

*³ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」：同一の者に対し、つきまとい等を反復して行う行為を規制した法律。平成 12 年 11 月施行。

*⁴ DV（配偶者暴力）：夫婦間やパートナーなど親密な関係にある人々の間に起きる身体的・精神的・性的暴力などをいう。

第1章 札幌市における配偶者暴力の現状

DVは社会的にも当事者においても夫婦喧嘩の延長線ととらえる傾向があり表面化しにくいいため、被害が潜在していることが多い。また、被害者が遭遇している暴力の種類には、「殴る」、「蹴る」といった身体的な暴力だけではなく、「何もできないくせに」、「誰のおかげで生きてるんだ」など暴言を吐いて相手をおとしめる精神的な暴力、「生活費を渡さない」、「働くことを妨害する」などの経済的暴力、「性的な行為を強要」、「避妊に協力しない」などの性的な暴力などがあり、これらの暴力が重複して振るわれている深刻な場合がある。

どのような人が被害を受けているかについてはさまざまであるが、札幌市内のDV相談機関^{*5}の相談状況や内閣府の「配偶者からの暴力に関する調査結果」（H15.4 公表）からみると、20～40 歳代の女性で、かつ子どもがいるケースが多い。

また、被害者は、身体的・精神的に多様な暴力を長期間受けており、暴力の発見からその問題解決に加え、精神的ダメージからの回復にも長い年月を要している。とりわけ、被害者が女性の場合には、経済力の格差、社会の意識、子育てなどの問題があり、生活再建までに生じる様々な課題の解決が難しくなっている。

さらに、平成13年（2001年）1月の北海道の「被害体験者面接調査」報告によると、30家族のうち子どものいる26家族を対象として面接調査を実施したところ、23家族（88.5%）で父親からの暴力が認められている。また、子ども51人に対し28人（80.4%）が親から「身体的な暴力」あるいは「身体的な暴力以外の暴力」を受けている可能性をうかがい知ることができ、子どものいる被害家庭の大半に子どもへの何らかの被害があると推測することができる。

また、被害者が一番不安に思っていることに加害者の追跡があるが、その一方で、相手に「変化してもらいたい」、「優しくなってほしい」と願う被害者もいるなど多種多様なケースが存在することから、その事例に適した対応が必要となっている。

このような特性を有する中でのDV対策は、取り組みが開始されてからまだ日が浅い。被害の発生から自立までの全体的な流れを見ても、また国民・市民の理解度から見ても、体系的な取り組みが実施されているとは言い難く、現状の対応としては、暴力に関する相談と加害者からの分離など緊急的で一時的な安全確保のため被害者を保護するなど対処療法的な面が強く、被害者の自立支援への取り組みとしては不十分なものとなっているのが現状である。

1 配偶者暴力に関する相談の状況

札幌市内のDV相談機関としては、各区保健福祉部（母子・婦人相談）や札幌市男女共同参画センター、札幌法務局（女性の人権ホットライン）、北海道立女性相談援助センター^{*6}、北海道警察、駆け込みシェルター運営委員会

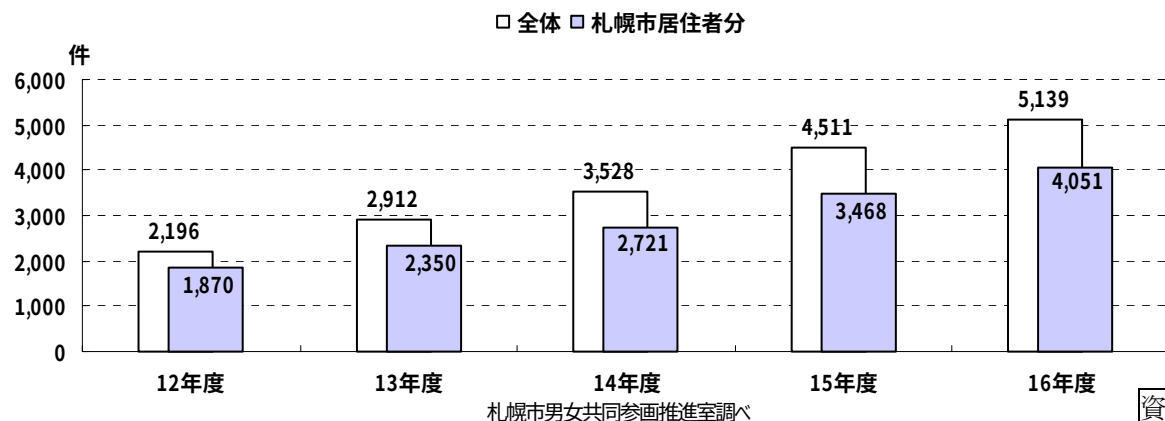
^{*5} DV相談機関：夫・パートナーから被害を受けた女性が相談する窓口をいう。札幌市内には各区保健福祉部（母子・婦人相談）や札幌市男女共同参画センター、札幌法務局、北海道立女性相談援助センター、札幌弁護士会法律相談センター、駆け込みシェルター運営委員会などがある。

^{*6} 北海道立女性相談援助センター：女性の抱えるさまざまな問題の相談に応じ、関係機関と連携しながら、援助を必要とする女性の自立に向け

*7 などで、夫・パートナーから被害を受けた女性に対する相談を受けている。これらの相談窓口の相談時間は、北海道警察を除き、いずれも平日の日中の時間帯に集中しており、北海道立女性相談援助センターなどへの緊急一時保護の相談を除いて、土・日・祝日や夜間の相談には対応していない。

資料 2－表 7

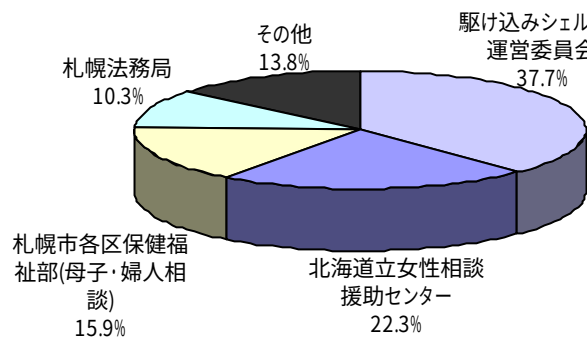
DVに関する相談は、配偶者暴力防止法が制定・施行された平成 13 年度（2001 年度）以降明らかに増加してきている。市内の全相談機関における相談件数の内札幌市居住者分と想定される件数は、平成 12 年度（2000 年度）が 1,870 件であったものが、平成 13 年度（2001 年度）は約 3 割増の 2,350 件、さらに平成 16 年度（2004 年度）には 4,051 件と、2 倍強に増加している。



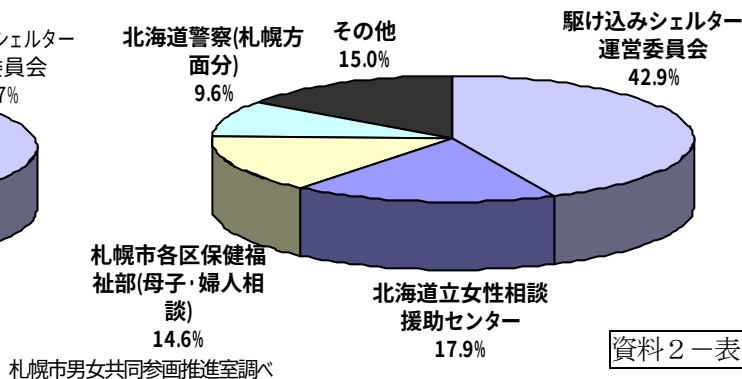
資料 2－表 8

相談機関別では、平成 16 年度（2004 年度）で、「駆け込みシェルター運営委員会」（42.9%）、「北海道立女性相談援助センター」（17.9%）、「札幌市各区保健福祉部（母子・婦人相談）」（14.6%）、「北海道警察（札幌方面）」（9.6%）の順になっている。（注：カッコ内%は受付件数の割合）

【平成 15 年度】



【平成 16 年度】



資料 2－表 8

2 配偶者暴力に関する一時保護の状況

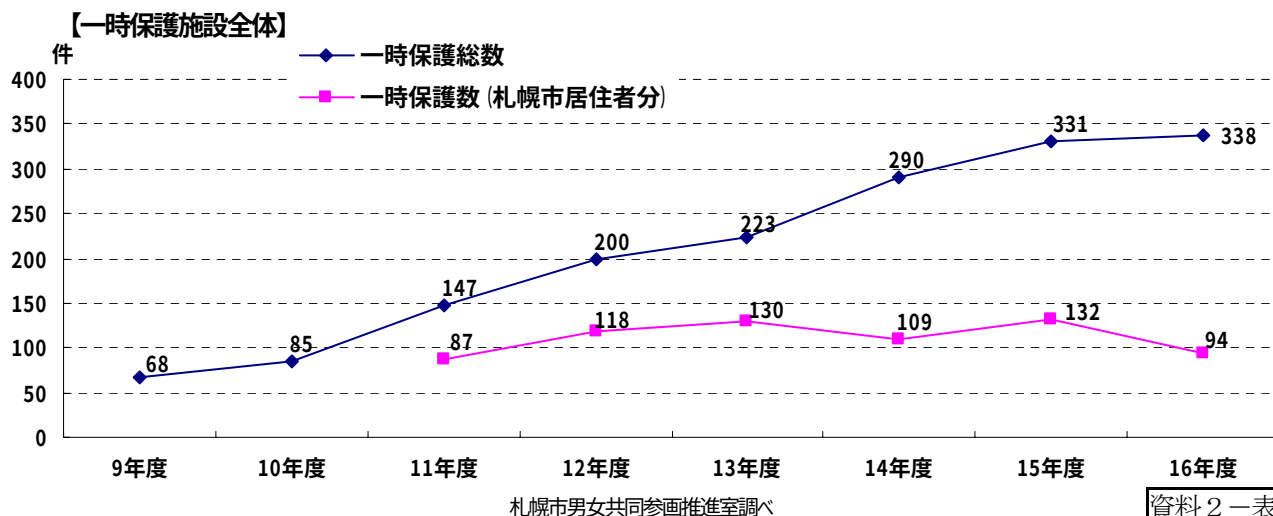
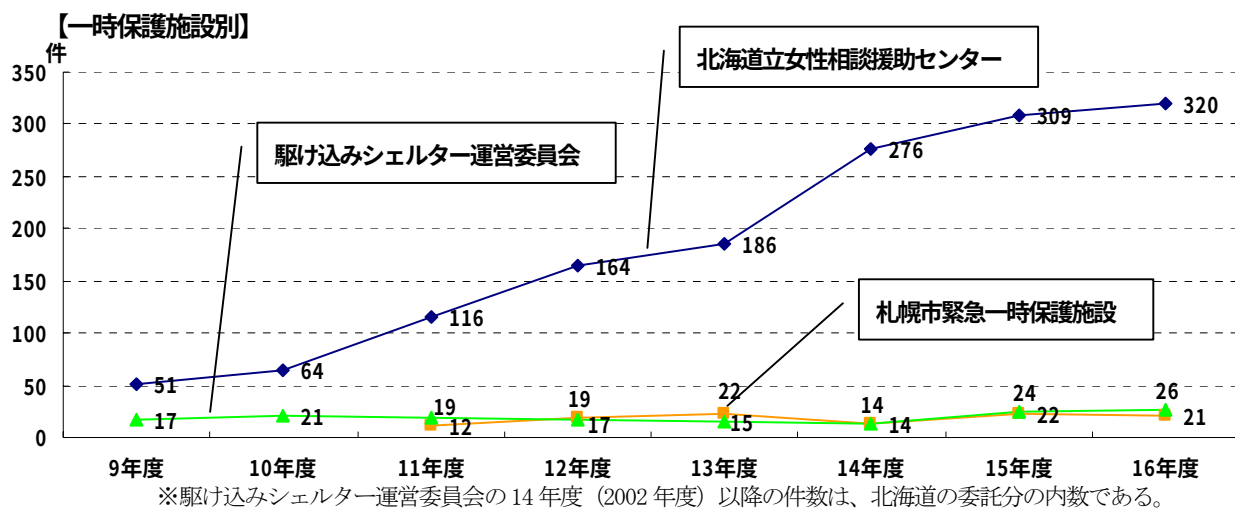
札幌市内の一時保護施設としては、北海道立女性相談援助センター、札幌市緊急一時保護施設*8、駆け込みシェ

でサポートしている機関で、「配偶者暴力相談支援センター」機能を担い、配偶者からの暴力を受けた女性からの相談を受けるとともに、被害女性の保護や自立のために必要な情報提供、その他の援助を行っている。

*7 駆け込みシェルター運営委員会：DV 被害者への相談や一時保護、さらに自立支援までを行う民間団体で、平成 9 年に札幌に開設された。

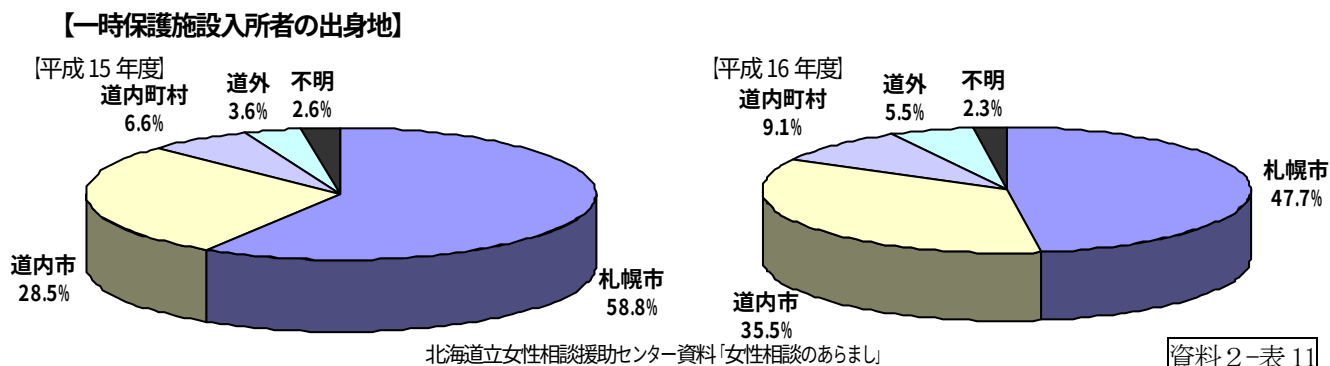
*8 札幌市緊急一時保護施設：夫の暴力等により緊急に保護することを要する市内に居住する 18 歳以上の女性及びその者の監護する児童を一時的に保護し、当面の生活の安定のために必要な相談・指導・援護を実施するための施設。

ルター運営委員会の3か所がある。相談者のうち適当な寄宿先がなく緊急に保護を必要と認められた場合等には、被害者本人の意思に基づき一時保護することになるが、その状況としては、配偶者暴力防止法が制定・施行された平成13年度（2001年度）以降、一時保護の基幹的な役割を担う北海道立女性相談援助センターの保護件数が著しく増加しており、また、一時保護施設全体における札幌市民の割合は3～4割を占めている。



資料2-表9

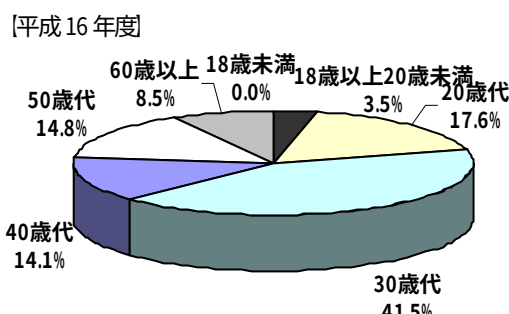
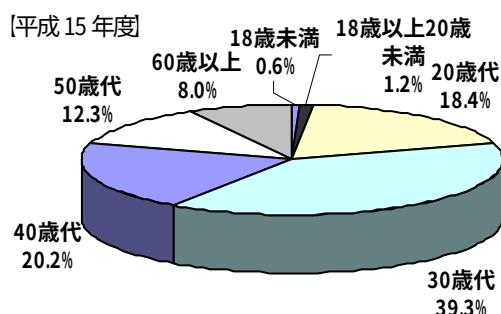
基幹の一時保護施設である北海道立女性相談援助センターにおける入所者の状況としては、平均入所日数は2週間から3週間くらいとなっている。また、出身地としては札幌市が5～6割を占めている。



資料2-表11

入所に至る経路としては、直接「本人自身」が北海道立女性相談援助センターに保護を求めたもの、「市（道内で婦人相談員が置かれている市）の婦人相談員」、「警察関係」の順に多く、これらで8割を占めている。年齢別では、「20代」～「40代」で全体の7～8割を占めている。

【一時保護施設の入所年齢】

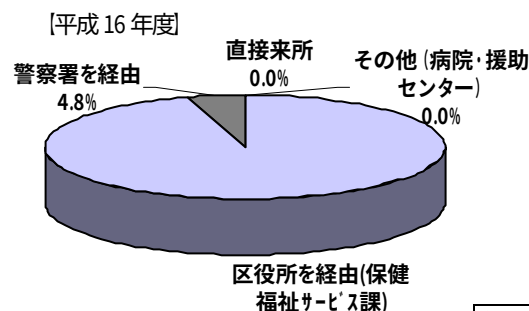
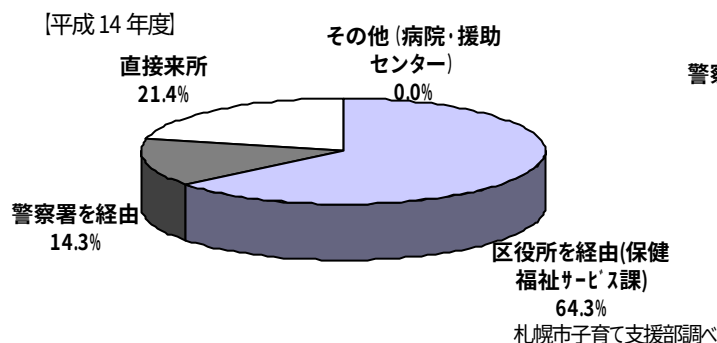


北海道立女性相談援助センター資料「女性相談のあらまし」

資料2-表 13

一方、札幌市緊急一時保護施設における入所者の状況を見ると、入所経路としては、9割以上が区役所（保健福祉サービス課）を経由して入所している。入所日数としては、原則 14 日間であるが、1 日だけの場合や1 か月を超える場合など多種多様であり、平成 15 年度では、北海道立女性相談援助センターの 18.1 日より短く 13.5 日であった。なお、駆け込みシェルター運営委員会では平均 22.8 日であるが、最長 59 日と民間ならではの滞在日数となっている。

【一時保護施設の入所経路】



資料2-表 17

3 保護命令の申立て及び発令の状況

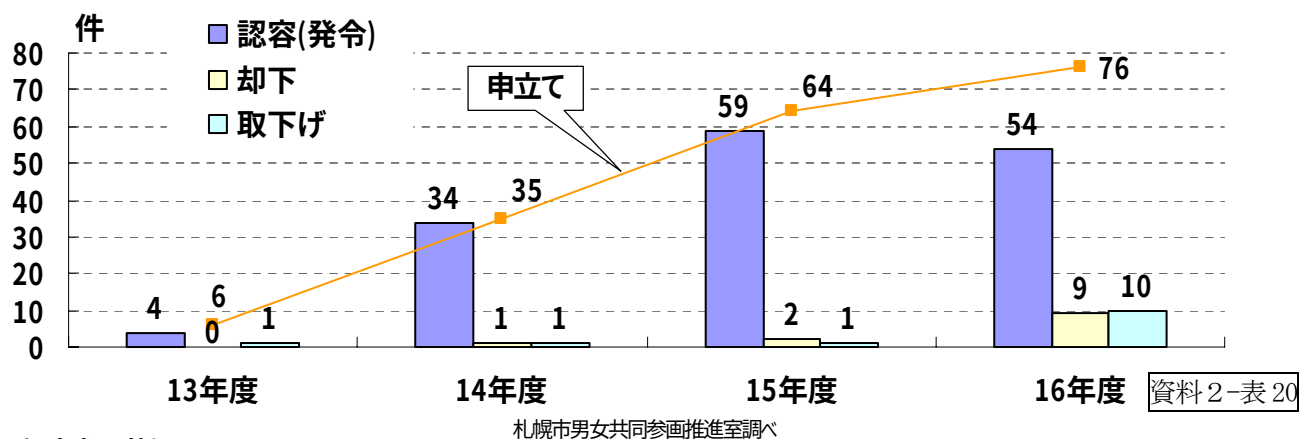
配偶者暴力防止法では、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し接近禁止命令、退去命令からなる保護命令^{*9}を発することができ、この命令違反に対しては刑事罰を科すこととしている。保護命令の申立て件数は、平成 14 年度（2002 年度）以降増加している。特に平成 15 年度（2003 年度）は飛躍的に増加した。申立てに対し保護命令が発令された件数は、申立て件数の増加に伴い増加している。一方、平成 16 年度（2004 年度）は申立ても増加し

^{*9} 保護命令

加害者が被害者につきまったり、住居、勤務先などの近くを徘徊したりすることを禁止する「接近禁止命令」と加害者に対して家から出て行くよう命令する「退去命令」があり、いずれも被害者からの申し立てにより一定の要件を満たした場合、地方裁判所が発令するもの。

ている反面、却下及び取下げも大幅に増加している。

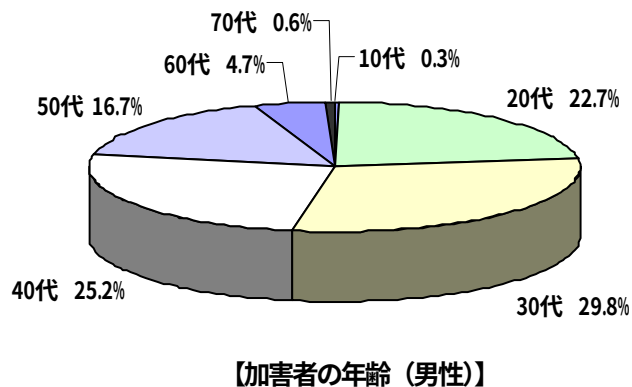
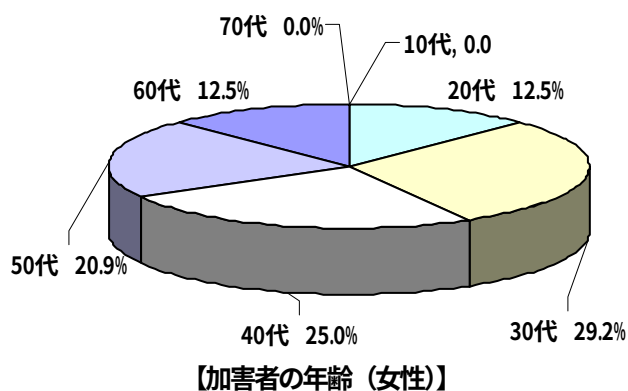
【保護命令申立て及び処理状況の推移】



4 加害者の状況

加害者を対象とした調査である『法務総合研究所研究部報告 24 2003 「ドメスティック・バイオレンス(DV)の加害者に関する研究」』によると、配偶者へ暴力を振るう加害者の性別は9割強が男性である。男性加害者の年代別では、30代が29.8%、40代が25.2%、20代が22.7%となっており、この年代で約8割を占めている。男性加害者の職業は、「建設関係」が30.7%、「運輸関係」12.3%、「サービス関係」が10.1%となっている。年収では「300万円以上400万円未満」(26.9%)が一番多く、次に「200万円以上300万円未満」(23.3%)となっている。

なお、この研究報告は配偶者からの暴力等が刑事事件となった実際のケース346件を取り上げて分析調査等を実施し、とりわけ加害者に焦点を当ててその特性を明らかにしたうえで、更生のための指導方法を見極めることなどを目的としたものである。



資料：法務総合研究所研究部報告 24 2003 「ドメスティック・バイオレンス(DV)の加害者に関する研究」

資料6-表 43

5 札幌市における主な自立支援策及び母子家庭等の現状

被害者が、加害者から自立して生活しようとする場合、生活の基盤となる「衣・食・住」の確保と経済的な自立を図るため、これまでは福祉施策の一環として、各区保健福祉部^{*10}が中心となって被害者の支援が実施されている。被害者の多くは子どもを養育しながら自立しなければならず、その大多数は技能や社会経験の不足などから仕事に限られるとともに就労の機会が少なく、また、就労しても世帯収入は低く経済的に自立するだけの余裕がない場合が多い。このため区保健福祉部が中心となって、生活保護等の自立支援及び被害者の安全策を講じている。

(1) 主な自立支援策

ア 生活保護

自立をするに当たっての当面の生活資金がなく、親や親類からの援助が受けられないか又は不十分な場合は、住民票の記載の有無を問わず、被害者の居住地又は現在地を所管する区保健福祉部へ生活保護を申請することができ原則 14 日以内に区保健福祉部は生活保護を適用するのが妥当かどうか調査し、保護の要否、種類、程度、受給方法を決定し、文書で通知することになっている。

資料 2－表 21

イ 公営住宅

一時保護施設等への入所は、あくまで一時的な滞在（概ね 2 週間程度）であることから、元の家に戻らず自立した生活を行うためには、新たな生活の場所を確保する必要がある。具体的には、婦人保護施設や母子生活支援施設、公営住宅などがあり、公営住宅の入居者募集に当たっては、母子家庭について当選率を高める優遇措置を行っているが、DV 被害者については一定条件の下に優先的な取扱いが可能となった。

資料 2－表 22

ウ 経済支援

① 母子寡婦福祉センター

母子家庭の母（ただし、夫の暴力により母と子で家を出ている事例などで婚姻の実態は失われているが、やむを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。）及び寡婦に対し、生活一般や養育費等の相談（相談のみ父子も対象）に応じて助言や指導を行うほか、教養講座の開催や交流場所の提供を行うことにより母子家庭及び寡婦の生活の安定と福祉の向上を図っている。母子寡婦福祉センターには札幌市母子寡婦福祉連合会の事務局が置かれ、札幌市から委託を受けてセンターの運営を行い、利用者の利便を図っている。

② 母子家庭等就業支援センター

母子家庭の母（ただし、夫の暴力により母と子で家を出ている事例などで婚姻の実態は失われているが、やむを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。）及び寡婦に対し、家庭の状況や就業経験等に応じ適切な助言を行う就業相談、就業に結びつきやすい資格取得を目的とした就業支援講習会の開催、就

^{*10} 保健福祉部
札幌市の区役所において福祉サービス等を行う部署の組織上の名称。法律上は福祉事務所という。

業準備や離転職に関するセミナーの開催、就業に関する情報提供や斡旋、特別相談（法律・心療）等を行っている。

就業支援講習会の科目は、簿記、調理、ホームヘルパー、パソコン（ワード・エクセル）、建設経理事務など全部で8科目18講座を開催しており、受講料は無料で実施している。運営を札幌市母子寡婦福祉連合会に委託し、事業の推進を図っている。

③ 母子・寡婦福祉資金貸付

母子家庭及び寡婦に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、勉学に必要な資金、就労に必要な資金、医療・介護を受けるのに必要な資金等13種類の（寡婦は12種類）の資金を貸し付けている。

資料2－表23

エ 子ども

① 学校・教育委員会

母と子が夫等の暴力から逃れて家を出、その後子どもの転校手続が必要となった場合は、住民票の異動登録がなくても、居住の事実が確認できれば、転入は可能となっている。他の児童・生徒と同様に、転入先の問い合わせには答えていない。

② 児童相談所

児童相談所は、昭和47年（1972年）4月に設置された児童福祉の専門機関であり、児童虐待をはじめ子どもに関するさまざまな悩みについて、児童福祉司、児童心理司、小児科医、精神科医等の職員が家庭等からの相談に応じ、専門的立場から調査・判定に基づいた必要な助言・指導を行うとともに、必要に応じて一時保護、里親委託などの措置を行っている。

③ 保健センター（各区保健福祉部地域保健課）

保健センターでは、乳幼児健康診査・健康相談・母子訪問指導事業などを通して子どもの健全な発育・発達を支援するとともに、育児不安や育児困難を抱える親を早期に把握し、保健師等による継続的な支援を行っている。

また、児童虐待の予防・防止、早期発見及び虐待事例への円滑な支援を行う地域ネットワークを構築するために、関係機関の代表者による連絡調整会議、事例検討会等を行っている。

資料2－表24

オ 住民票・戸籍窓口

これまで加害者が被害者の居所を突き止めようと、加害者が第三者になりすますなどして住民票や戸籍の窓口で請求を行った場合に、閲覧や交付を制限することはできなかったが、平成16年（2004年）7月1日から「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令及び戸籍の附票の写しの交付に関

する省令」が改正されたことにより、DV、ストーカー行為等の被害者で、警察等から支援が必要と認められた場合には、加害者からの所在確認を目的とした交付請求を厳格な審査のもと制限することができるようになった。省令改正後、平成17年（2005年）6月末までに140件の申請があった。

資料2－表25

カ 国民健康保険・国民年金

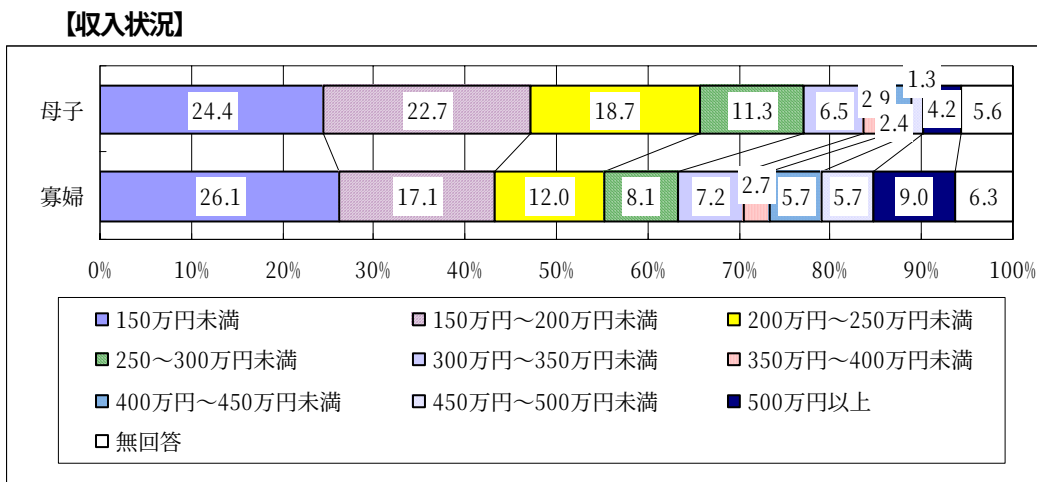
加害者の被扶養者となっている被害者が病気等の治療で保険証を使うことによって居所を突き止められる可能性があるため、これまで治療を控えるケースがあったが、現在では制度の運用が改善され、国民健康保険においては、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、配偶者とは別の世帯として国民健康保険に加入することが可能となっている。

(2) 母子家庭等の現状

子どものいる被害者が離婚等により加害者と離れて生活する場合、大半が母子家庭となることが容易に推測される。この場合、収入状況や就業について被害者が抱える問題は一般の母子家庭等と共通することから、平成16年に実施した「札幌市ひとり親家庭（母子家庭・寡婦）の生活と意識に関するアンケート調査」の結果から、母子家庭等の置かれている現状を見る。

ア 母子家庭・寡婦の収入状況

母子世帯の年間収入は、150万円未満が最も多く、全体の65.8%が250万円未満の収入となっている。



平成16年札幌市ひとり親家庭（母子家庭・寡婦）の生活と意識に関するアンケート調査

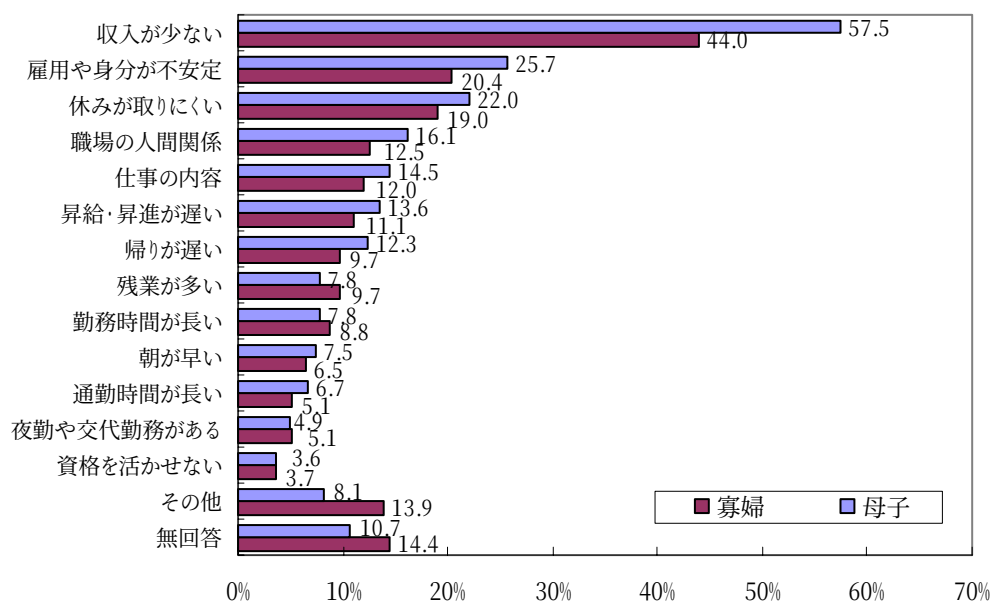
資料5－表40

イ 母子家庭・寡婦の就業の悩みや不満

就業している母子家庭においては、収入が少ないこと（57.5%）、雇用や身分が不安定なこと（25.7%）、休みが取りにくいこと（22.0%）等の悩みや不満を抱えている。

また、寡婦についても、母子家庭同様、収入が少ないこと（44.0%）、雇用や身分が不安定なこと（20.4%）等の悩みや不満を抱えている。

【就業の悩みや不満】



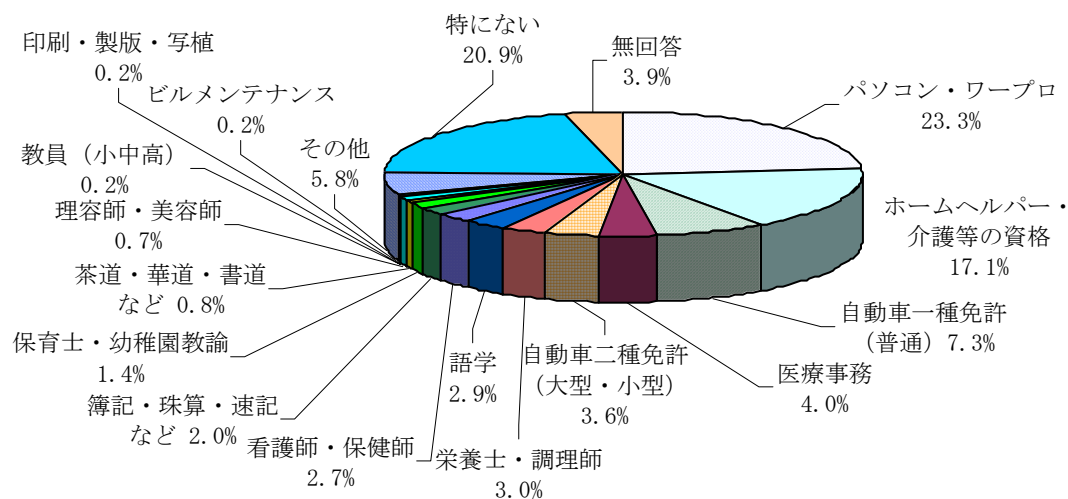
平成16年札幌市ひとり親家庭(母子家庭・寡婦)の生活と意識に関するアンケート調査

資料5-表41

ウ 母子家庭の母が今後取得したい資格

就業のために母子家庭の母が今後取得したい資格は、パソコン・ワープロが最も多く、次いでホームヘルパー・介護等となっている。

【今後取得したい資格】



平成16年札幌市ひとり親家庭(母子家庭・寡婦)の生活と意識に関するアンケート調査

資料5-表42

6 札幌市における配偶者暴力防止に関する普及啓発の取り組み

一方、DVは、家庭という私的空間で発生し、発見されにくく被害が潜在化しやすい特性を有しているため、多くの市民に広く周知し、DVの認知度を高めることを目的とした普及啓発等の取り組みを行っている。

(1) 啓発誌の発行

人権啓発リーフレット、相談窓口等を掲載したカード式リーフレットなど、時代の要請に応じた啓発用リーフレット等を発行してきた。

資料7－表 47

(2) 「女性に対する暴力をなくす運動」の取り組み（11月12日～25日）

国では、平成14年度（2002年度）から毎年11月に「女性に対する暴力をなくす運動」を開始した。札幌市においては、同期間に併せ、講演会やパネル展などを開催している。平成15年度（2003年度）は札幌市男女共同参画推進条例が施行されて初めての運動を迎えたので、シンポジウム、講演会、人権一日電話相談・パネル展等を各区役所と協力しながら全市的な展開を行った。また、平成16年度（2004年度）は、講演会を開催したほか、市役所及び札幌市男女共同参画センターでパネル展を行った。

資料7－表 48

(3) 関係職員研修

母子・婦人相談員や生活保護関係職員など、DVに携わる市職員に対しては、配偶者暴力防止法の制定や札幌市男女共同参画推進条例の制定などの機会をとらえて、随時研修を行っている。

資料7－表 49

(4) 人権フォーラムの開催

平成12年度（2000年度）には、「夫・恋人からの女性への暴力（家庭内暴力）の根絶に向けて」をテーマに、札幌市の姉妹都市であるポートランド市の民間シェルター館長を講師に招き、アメリカのDVの取り組みについて基調講演や、市内の公的シェルター・民間シェルターの関係者等を交えたパネルディスカッションを開催した。

資料7－表 50

7 その他の取り組み

(1) 民間シェルター^{*11}への補助

DVは、重大な人権侵害であり、男女共同参画の推進を著しく阻害するものである。近年DVが顕在化したことにより札幌市内における相談及び緊急一時保護件数は増加しており、被害者の保護・救済・自立支援をさらに推進することが課題になっている。

このような状況を解消するため、民間の支援活動としては、平成9年（1997年）に札幌に駆け込みシェルター運営委員会が開設され、被害者からの相談、緊急一時保護から自立までの様々なサポートを行っている。特に緊

^{*11} 民間シェルター

民間の団体等が自主的に運営し、配偶者等からの暴力により避難する必要がある被害者とその子どもなどの保護等を行っている施設。

急一時保護については、公立である北海道立女性相談援助センター及び札幌市緊急一時保護施設と連携・役割分担を図りながら効果的に運営されている。これらの活動に対し、札幌市は人件費及び家賃等の補助を行っている。

(2) 札幌市女性への暴力（家庭内暴力）対策関係機関会議^{*12}

札幌市では、女性に対する暴力への取り組みについて、民間、警察、行政などの関係機関が有機的な連携を図り、女性の人権擁護の観点からDVの予防から救済までのサポート体制を総合的に検討することを目的に、この会議を平成9年度（1997年度）に設置した。設置当初は12機関で構成していたが、現在では20の機関と1オブザーバーが参加し連携を図っている。また、個別に被害者救済の事例が生じた場合は、関係機関による「専門部会」を設置し、具体的な解決に当たっている。

資料7－表51

^{*12} 「札幌市女性への暴力（家庭内暴力）対策関係機関会議」

女性に対する暴力への取り組みについて、民間、警察、行政などの関係機関が有機的な連携を図り、女性の人権擁護の観点から、予防から救済までのサポート体制を総合的に検討することを目的に、札幌市に平成9年度（1997年度）に設置された会議。

配偶者暴力防止法の改正の主なポイント

(施行後3年を目途に改正について検討)

1 「配偶者からの暴力」の定義の拡大

身体に対する暴力のほか、精神的な暴力・性的暴力など心身に有害な影響を及ぼす言動も該当することになりました。ただし、保護命令の対象等については、身体に対する暴力に限られています。

2 保護命令制度の拡充

- 離婚後も元配偶者から引き続き受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときには、裁判所が保護命令を発することができるようになりました。
- 保護命令の再度の申立手続が改善されました。

3 被害者の子への接近禁止命令

配偶者が被害者の幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行うなど、被害者が子に関して配偶者と面会を余儀なくされる場合もあることから、それを防止するために必要があると裁判所が認めるとき被害者の子への接近禁止命令を発することができるようになりました。

4 退去命令の期間拡大

退去命令の期間が2週間から2か月間に拡大され、必要があると認めるべき事情があるときに限り、再度退去命令を発することができるようになりました。

5 配偶者暴力相談支援センター

都道府県に加えて、市町村も配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことができるようになりました。

6 被害者の自立支援の明確化等

- 国及び地方公共団体は「被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する」とこととされました。
- 国は基本方針を、都道府県は基本計画を定めることを義務付けられました。
- 配偶者暴力相談支援センターによる自立支援を明確化し、関係機関との連絡調整等が明記されました。
- 配偶者暴力相談支援センターは民間との連携に努めることとなりました。
- 福祉事務所は法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めることとなりました。
- 都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、相互に連携を図りながら協力するよう努めることになりました。

7 警察本部長等の援助

配偶者からの暴力を受けている者から、被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、被害の発生を防止するために必要な援助を行うことになりました。

8 関係機関における苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関は、被害者からの苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めることとされました。

第2章 札幌市における配偶者暴力の課題

今回の検討に当たっては、DVの特性をとらえ、人に着目した「被害者・子ども・加害者」の**3つの視点**と、DV対応の一連の流れである「相談」、「一時保護」、「自立支援」の3つの機能とこれらの機能に有効な作用をもたらす「未然防止のための普及啓発機能」、「関係機関との連携機能」の合わせて**5つの機能**ごとに、それぞれ課題を整理しながら、その対応策を探るとともに、行政機関と民間との役割分担などのあり方も含め検討を進めた。

1 3つの視点と課題

(1) 被害者

第一は、被害者に対する支援の課題である。支援には、相談、一時保護、自立の支援があり、この中でも子どもがいる場合といない場合での対応は自ずと異なってくるが、現状ではその対応が十分なものとはなっていない。

また、DVは、私的な密室空間で発生している確率が高く、被害者においても夫・パートナーからの暴力がDVであるという認識に乏しいことが考えられ、さらに、たとえ認識があっても行動を起こせないため相談等の支援機関等に結びつかないなど、結果として暴力が被害として表面に現れにくいなどの特性がある。現状では、その特性を把握して、被害者を早期に発見し、早期に対応する取り組みがまだ不十分である。

また、長期間、暴力を受け続けた被害者は身体的にも精神的にも被害が大きく、その回復を助けるためには継続した心理的なケアが必要であるが、現在のところ行き届いたものになっていない。

さらに、経済的自立のための支援など、生活再建への対策とその仕組みづくりが不十分であるなどの課題が挙げられる。

(2) 子ども

次に、被害者と同居する子どもへの支援にかかわる課題がある。具体的には、DVが起きている家庭では、加害者が子どもに対しても暴力を振るう場合や暴力を振るわれている被害者が子どもに対して暴力を振るってしまう場合、さらに直接の暴力を受けていない場合でも親同士の暴力を目撃することも多く、そのような状況下におかれた子どもは、個人差や発育段階の違いはあるものの、情緒面や行動面などに大きな影響を受けることが多い。また、何もケアされずに成長した子どもは、人間関係がうまく築けないなどの問題が生じる可能性もある。

また、被害者自身が心身に被害を受けているため、子どもの心のケアまで行き届かないことも多く、子どもへの影響が問題視されながらも、子どもに対する専門的、多角的な視野からの独自の支援策が図られていないことや児童福祉分野との連携がなされていないなどの課題が挙げられる。

(3) 加害者

さらに、加害者への対応についての課題である。加害者から逃げている多くの被害者はその追跡に強い恐怖を

感じている一方、被害者の中には加害者に「変わって欲しい」と願っている人もいる。また、加害者の中にも暴力を反省し「やめたい」と思いながらやめられずに悩んでいる人、保護命令が出されても自分の状況が理解できない人など様々なケースがあるが、配偶者暴力防止法では、危険回避のため、夫と妻の分離が講じられているのみで、加害者に対する十分な対応がなされていない。

最近、国及び一部の民間団体において加害者への取り組みが模索されているが、新しい分野であるため、その実効性等に関する研究をスタートさせた段階である。このため、この問題に行政が取り組むに当たっての必要性、目的、手法など社会的合意形成は十分とはいえない状況であるが、加害者の暴力行動を変容させることができれば、被害者の安全が確保されるとともに暴力の再発を防止することにもなることから、加害者側への取り組みについてのさらなる検討が課題となっている。

2 5つの機能と課題

(1) 相談機能

被害者の多くは最初に電話で相談し、その後最寄りの相談窓口で直接面接する事例が大半である。札幌市民にとっては市役所や区役所は身近で相談に行きやすい場所の一つであるが、その他にも相談機関としては、国、北海道及び駆け込みシェルター運営委員会や弁護士会などの民間機関があり、これら各機関は電話や面接による相談を年間3,500～4,000件（札幌市居住者分）受けている。しかし、相談時間はいずれも土・日・祝日や夜間を除いた平日の日中の時間帯に限られており、被害者にとって必ずしも利用しやすいものとはなっていない。また、それぞれの機関は独自の方法で相談を受けているため、必ずしも統一的な対応となっていないし、相談員の相談技術に差が生じているなどの課題がある。

〔課題〕

- ① 平日以外の相談時間
- ② きめ細かな相談から自立までの総合的な相談体制
- ③ 相談機関同士あるいは相談窓口と一時保護施設との連携
- ④ 相談員の相談技術に格差
- ⑤ 相談から自立までの全体を統括する機関及び体制

(2) 一時保護機能

札幌市内の一時保護施設としては、北海道立女性相談援助センター、札幌市緊急一時保護施設及び駆け込みシェルター運営委員会があり、市内分としては年間40～50件の一時保護実績がある。その多くは、一時保護施設と相談機関が連携しながら保護している。一時保護の期間については、公的施設では原則として2週間となってい

るが、現実的には平均して3～4週間、長いものでは1年を超えるケースもあることから、今後も個々のケースに応じて弾力的な運用を図っていくことが課題となっている。

〔課題〕

- ① 一時保護期間中のサポート体制
- ② 夜間の保護体制
- ③ 女性や子どもたちの視点に立った一時保護期間中の生活改善

(3) 自立支援機能

一時保護した後の居住については、自ら住宅を探し家賃を手当てしながら自立への道を歩むことになる。有職者で一定の収入がある人であれば可能であるが、無職でこれから働く場所を探す人にとっては非常に高いハードルである。最近ではDV対策の一環として公営住宅をいわゆるステップハウス^{*13}（自立のための中間施設）として活用する動きはあるものの、制度が始まったばかりで実際には思うように進んでいない。

また、DV被害者には住宅に関する支援はもとより就労・医療・司法などの総合的な支援も必要になる。現状ではこうした支援の多くが福祉サービスとして区保健福祉部を主体に実施してきているが、DV被害者に限定したものは少なく、個々の被害者に応じた活用メニューを用意できるコーディネート機能の構築が課題である。

〔課題〕

- ① 自立に向けた支援策（就労、生活、医療、法的、住宅等）
- ② 自立に向けた統一的な支援システム
- ③ 買い物等の日常生活における人的支援
- ④ 子どもへの支援（保育、教育、医療等）
- ⑤ 児童虐待関連機関（体制）との連携

(4) 未然防止のための普及啓発機能

DVは、予防と早期発見が重要なポイントとなるため、未然防止及び予防の視点から暴力を許さないという社会規範形成を強化する普及啓発がとても大切である。それに加えて近年、家族関係や地縁関係の変化などにより、従来の家族、地域の互助機能が働いていない現状があることから社会の中で最も小さな共同体である「家族」を支える視点からの、暴力防止対策の検討が課題となっている。

また、被害者の早期発見については、病院、救急車（隊員）、保健センター、幼稚園、保育所、学校、相談機関及び被害者周辺の市民がいち早く発見する可能性があるが、配偶者暴力相談支援センター又は警察へ連絡（配

^{*13} ステップハウス（自立のための中間施設）

一般的に、一時保護施設を出て、自立できるまでの間、サポートなどを受けながら生活する施設。

偶者暴力防止法に規定する「通報」を指す。以下本章及び第3章4において同じ。) する際には、医療関係者以外には守秘義務などの制約があるため、必ずしも十分な連絡体制が整備されてない。しかしながら、被害を最小限に止めるには、速やかな連絡と迅速な対応が必要で、そのための法的規制の解除やDV被害者に接する意識改革を促す視点からの具体的な啓発方法の検討も課題である。

〔課題〕

- ① 反暴力に対する社会的認知度
- ② 早期発見、未然防止対策
- ③ 行政と民間の役割分担(パートナーシップ)による啓発

(5) 関係機関との連携機能

DV対策をより実効あるものとするには関係機関との連携体制の強化が挙げられる。

札幌市内には多くのDV関係機関があることから、札幌市は、平成9年(1997年)5月、女性の人権擁護の観点で予防から救済までのサポート体制を総合的に検討することを目的とした、「札幌市女性への暴力(家庭内暴力)対策関係機関会議」を設置し、現在は20機関と1オブザーバーで会議を構成しているが、必ずしも十分に連携が図られているとはいえない状況である。

一方、北海道と市町村の関係では、明確な視点からの役割分担がなされているとはいえないので、効率性・効果性の観点から今後検討を要する課題である。その際、全国規模での連携も視野に入れる必要がある。

複雑多岐にわたる問題解決が必要な被害者及び子どもへの支援、早期発見や未然防止、加害者対策などは、行政は行政、民間は民間などバラバラに取り組んでいては有効に機能しないことから、市民、地域、企業そして行政が互いに連携を取り合い一丸となって取り組まなければならない問題である。

〔課題〕

- ① 関係機関との役割分担の整理
- ② 行政と民間の連携強化(パートナーシップ)

第3章 札幌市の配偶者暴力対策の方向性

1 被害者が安全・安心・癒しを確保し、生活を再建するための支援

(1) 相談機能の充実

被害者から寄せられる相談は、「自分の話を聞いて欲しい」、「どうしたら良いかわからない」、「方向性は見えていても判断に迷っている」、「第三者の意見が聞きたい」などが多く、こうした問いかけに対する問題の整理、情報提供が相談窓口の大きな役割となる。

被害者が置かれている状況としては、例えば、小さな子どもがいる、加害者の監視がある、金銭の自由がないなど、行動が制限される場合が多く、また、暴力被害を自覚していても、その第一歩となる行動に踏み出せないなど、なかなか相談機関に行けない被害者も多い。このため、さまざまな状況に置かれた被害者の利便性、経済性に考慮して、加害者がいない隙に電話をしたり、相談に行きやすい、身近な場所あるいは交通至便な場所での相談窓口の充実を図るべきである。

市内における平日の相談窓口としては、札幌市関係では各区保健福祉部の「母子・婦人相談」、札幌市男女共同参画センターの「男女の人権相談」等、北海道関係では北海道立女性相談援助センター等、警察関係ではDV被害相談窓口及び各警察署、国では女性の人権ホットライン(法務省)、民間では札幌弁護士会法律相談センター、北海道被害者相談室、駆け込みシェルター運営委員会等があり、また、夜間や休日は北海道立女性相談援助センター、札幌市緊急一時保護施設がDVに関する緊急時の相談を受けていて、一応 24 時間体制となっているが、各相談機関がそれぞれ独自に対応していて連携が十分でない。

このため各相談窓口では、被害者の国籍、障がいの有無等を問わず、その状況、緊急度などに応じ的確に判断し適切な支援機関につなぐための必要な知識・情報をアドバイスができるよう相談員の資質の向上に努め、不適切な対応によるさらなる被害（二次被害）を防止するとともに、センター機能を有する窓口では、被害者の相談から自立に至るまでの全体を把握し、コーディネートできる職員の配置を目指す。さらに、相談機関同士の情報の共有をはじめとした連携強化を図るなど、一次的対応機関としての相談機能を充実させていくべきである。

〔基本的な対策〕

- ① 相談時間の拡充
- ② 相談機関同士の連携強化（情報の共有化、合同研修）
- ③ 相談窓口職員の資質を向上し的確な対応のための研修
- ④ DV相談担当員用マニュアルの作成
- ⑤ 被害者の相談から自立までの全体をコーディネートする機関の設置及び職員の配置

(2) 一時保護機能の充実

被害者が緊急に避難する必要が生じたときの一時保護施設としては、北海道立女性相談援助センター、札幌市緊急一時保護施設及び駆け込みシェルター運営委員会の3施設があり、相談窓口や各施設間で連携を図りながら、一時保護していたところである。しかしながら、必ずしも円滑な対応がなされていなかった事例もあることから、さらなる一時保護システムの充実について検討を進めるべきである。その場合、それぞれの施設は被害者の安全が確保されるように配慮する必要がある。

また、一時保護施設の役割はDV対策の中では重要で、人的な触れ合い、心のケアなど被害者のニーズに対応した施設運営や長期間にわたる支援など今後は柔軟な運営が望まれるところである。一方、施設の運営は昨今の景気及び財政状況を反映し、公的施設ならびに民間施設双方とも大変厳しいものがあり、運営そのものに苦慮しているところである。したがって、今後は、民間機関と公的機関の役割分担や協働体制の確立を急ぎ、「ヒト・モノ・カネ」の限られた資源を効率的に分配していくシステムを確立すべきである。

さらに、DVという問題の性質上、被害者が振るわれている暴力の状況によって居住地からできるだけ離れた場所への避難が必要な場合がある。このため、市内のみならず、道内及び都府県も含めた一時保護のための施設を広域的に利用するシステムの確立に向けた検討をすべきである。

〔基本的な対策〕

- ① 被害者への各種サポート（医療・メンタル・法・行政手続・生活支援・住宅・連携等）体制の検討
 - ② 他地域機関との連携
 - ③ 一時保護中の子どもの教育と子ども向け各種サポート体制の検討
 - ④ 夜間体制の強化策の検討
 - ⑤ 被害者の視点に立った生活改善の検討
- (3) 自立支援機能の強化
- ア 継続的な心のケアと被害者の状況に応じた支援

被害者は、長期間にわたる暴力の影響から精神的・心理的な被害や影響を強く受けており、不安定になる場合が多く、住宅、子どもの就学、離婚問題など身の回りに生じる諸問題の解決に手が回らないといった状況に陥りやすい。

また、保護命令（接近禁止など）を受けていない場合には加害者が徘徊するおそれもあるなど、精神的・心理的被害や影響の回復にはDVの状況をよく理解した心のケアが必要である。

重症な例としては、PTSD（心的外傷後ストレス障害）^{*14}が起こったり、うつ病、パニック障害などと診断される場合もあることから精神科医等の治療が必要と思われる時には、受診の奨励、助言、さらには、医療

^{*14} PTSD(心的外傷後ストレス障害)

本人もしくは近親者の生命や身体保全に対する重大な脅威となる心的外傷的な出来事に巻き込まれたことにより生じる障害。

機関の紹介などの支援を行うべきである。

また、医療などの専門的なケアだけでなく、それを補完する機能として、身近な地域社会の中での長期的、継続的な支援が望まれる。そのため、被害者が日常生活で直面する様々な問題解決への手助けや助言が得られる体制の整備及び被害者が語り合える場、情報交換の場、癒しの場などの場の整備を図ることにより、地域から被害者とその家族を孤立させないような支援や長期的に見守る体制整備、当事者や仲間同士が相互にサポートするシステムなど自助共助を基本に関係機関等が連携し、活動しやすい場の提供や人的な支援を行う必要がある。

また、状況に応じた支援としては、まず、被害者に適応した総合的な観点からの自立に向けた支援プログラムの検討が必要である。その作成に当たっては、単身者である場合と子どもを抱えている場合では、支援の内容や方法が異なるとともに、疾病や飲酒、薬物などの問題を抱える被害者には、医療や保健面での支援を同時に進めるなど、被害者一人ひとりの状況を把握し、そのニーズに合わせる必要がある。

このため、支援に当たっては、被害の早期発見から被害者や子どもの心のケアなどを含め、被害者の状況に応じ、自立に向けた総合的かつ継続的な支援の体制を構築すべきである。

また、自立を長期的に支援するには、専門機関だけではなく、被害者のニーズに応じた支援を行うボランティア等の関わりも欠かせない。そのため、ボランティアには、DVや児童虐待の基礎的知識、対応のルールなどについて理解を深めてもらうことが必要である。

さらに、被害者が日常生活を送るうえで解決していかなければならないものとして、就業の促進、住宅の確保、生活保護をはじめとした援護、健康保険、国民年金、子どもの就学、住民票などの問題があるが、少しずつ改善されてきているとはいえ、現行制度のもとでは必ずしもDV被害者として利用しやすいものとなっていない。このため、これらの手続や制度の改善について、今後問題点を明らかにし、制度の改善に向けて国及び関係機関等へ要望すべきである。

[基本的な対策]

- ① 被害者への各種サポート（医療・メンタル・法・行政手続・生活支援・住宅・連携等）体制の検討
- ② 被害者個々に応じた支援プログラムを策定する体制の検討
- ③ 自立に向けた地域との連携体制の検討
- ④ 被害者同士が相互にサポートする自助グループの体制整備と支援体制の検討
- ⑤ 支援ボランティアの確保及び体制の検討
- ⑥ 各種現行制度の改善を国及び関係機関へ要望

イ 経済的・精神的自立に大きな意味をもつ就労支援

加害者と離婚した多くの被害者は、子どもを養育しながら自立しなければならないが、その多くは、技能や社会経験不足などから仕事が限られるとともに就労機会が少なく、また、就労しても、母子世帯の世帯年収は低く、経済的に自立するだけの収入が得られない場合が多い。

このため、被害者の就労を促進するために、就労の場の拡大と職業能力の開発・向上のための支援を今まで以上に行うべきである。また、求職に当たってのきめ細かな指導、助言、情報提供も必要である。札幌市では再就職を目指す女性、中高齢者を対象とした「就業サポートセンター」^{*15}や社会福祉総合センターの「母子家庭等就業支援センター」^{*16}などで就労支援を行っており、それらとの連携も視野に入れるべきである。

また、DV被害者にとっての就労は、上記の経済的な自立を図る手段としてだけでなく、自分の自信を取り戻すことにもつながるため、心のケアの面からも重要な意味をもっている。このため、このような面からも、札幌市は就労支援に積極的に取り組むべきである。

一方、こうした取り組みについては、行政のみの支援では限界があることから、就労の場の開拓や就労への助言など先駆的に幅広い活動を行っているNPO等民間団体との連携、協力を図り、多角的な視野からの支援を進めることが望ましい。

〔基本的な対策〕

- ① 被害者を雇用する企業の確保の検討
- ② 企業が被害者に支援しやすい環境づくり
- ③ 被害者の就労、技術習得への支援
- ④ 就労関係機関との連携

2 子どものいる家庭への支援

DVのある家庭では、身体的暴力、暴言・罵倒などの精神的暴力や養育の放棄・怠慢など子どもへの暴力が行われている可能性があり、加害者から子どもへの暴力のみならず、被害者の心理的な不安定さに起因する子どもへの影響も懸念されるため、早期の対応が必要である。

また、直接の暴力などを受けていなくても、親同士の暴力を目撃することによる子どもへの影響は非常に深刻である。そのような環境で育った子どもは、強い恐怖感、暴力を止められない無力感など精神的に大きなダメージを受けることもあり、成長しても人間関係がうまく築けないなどの影響が出る場合がある。

^{*15} 「就業サポートセンター」

構造改革特区の活用により、職業相談や各種セミナー、カウンセリングなどを札幌市とハローワーク、民間の職業紹介事業者とが一体となって中高年の女性など再就職や起業などを支援するための施設。

^{*16} 「母子家庭等就業支援センター」

個々の家庭状況や就業経験等に応じて、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に結びつきやすい就業支援講習会、就業情報の提供、

このため、こうした子どもへの暴力が疑われる場合は、児童相談所等の児童虐待対策機関^{*17}との連携が不可欠であり、子どもの福祉の観点から子どもの支援機関とDV被害者の支援機関とが共通の認識を持ちつつ対応する仕組みを構築すべきである。

次に、子どもへのケアを行う場合は、まず最初に、DVの相談に関わる機関と子どもの相談に関わる機関が被害の実態を共に把握し、状況を判断したうえで、適切に対応する必要があるが、子どもを扱う医療機関や心理の専門機関は非常に少なく、最近、問題意識を持っているところはかなり増えているものの、きちとした対応ができていないというのが現状である。このため、関係機関が共通の認識を持って対応するために、子どもの発達段階に応じたケア・プログラムの開発をすべきである。その開発に当たっては、危機介入時点からの保健・医療、福祉、教育等の関係機関・施設との連携を前提にするとともに、実施に当たっては、被害者である親へのケアも視野に入れる必要がある。

さらに、DVにさらされた子どもは、被害者に対しても複雑な感情を抱いている可能性があるといわれている。その状況を、専門的な見地からの確に判断し、場合によっては、子どもを児童相談所で一時保護するなど、親と子にとって最善の対応を適切に行い、継続して親子間の調整を図っていく一方、被害者に対しては、子どもとの関わり方や子育て等について、きめ細かな助言、指導を行うなど親子を同時に支えていく必要がある。

〔基本的な対策〕

- ① 児童虐待対策機関との連携の検討
- ② 子どもに対する各種サポート（医療、メンタル等）体制の検討

3 加害者への対応

現在のDV対策は、被害者の救済に重点が置かれていて、加害者対策は講じられていない。このような現状では、暴力は繰り返され、被害のさらなる拡大を招くことになることから、加害者の暴力を抑制するために加害者の取締りの徹底が重要であることは当然のこととして、加害者更生のための対策も、今後のDVの防止対策として重要な課題である。この加害者の更生に対する行政の取り組みは、DV対策全体の中での意義、位置付け、施策の優先順位について検討するとともに、被害者、その子ども及び支援者の安全の確保、被害の防止など、被害者支援の視点からの検討が不可欠であり、目的、対象、手法、体制などについて整理したうえで、その内容を明確化する必要がある。

そのための一つの手段として、暴力が犯罪となる行為であることの位置付けを前提にしつつ、再発防止、更生の

職業斡旋等の一貫した就業支援サービスを提供することなどを目的に平成15年（2003年）10月に開設。

^{*17}児童虐待対策機関

児童虐待についての予防から救済までの各段階におけるサポート体制に関わる民間、警察、行政などの関係機関をいう。

ためのプログラムを加害者へ提供することや、その効果の検証が望まれる。また、プログラムを実効あるものとするために、この実施主体と警察、裁判所等との連携体制の構築が必要である。さらに、自らの暴力に自覚のない加害者やプログラムに参加できない加害者に対する対応も必要となってくる。

このため、加害者更生プログラムの研究開発に積極的に取り組みDV対策の仕組みとして位置付けるよう、国に要望すべきである。

さらに、刑事司法制度における取り組みとして、起訴猶予処分を受けた者、有罪判決を受け社会内更生を行っている者、実刑判決を受け矯正施設に収容されている者等への更生プログラムの実施や、DV対策の一環として加害者に対する更生プログラムの実施を配偶者暴力防止法に位置付けるなど、司法制度全般での取り組みについて国に要望していくべきである。

〔基本的な対策〕

- ① 実効ある加害者更生プログラム及び実施体制の整備を国へ要望

4 未然防止のための普及啓発

(1) 早期発見・気づきのシステムづくり

DVは家庭という私的空間で起こるため、発見されにくく、被害が潜在化しやすい。また、暴力は繰り返され、次第に激しくなる傾向が見られるため、暴力を受けている期間が長期にわたるほど被害者や子どもに与える影響が大きい。

こうした特性を持つDVの早期発見が期待できる場所に、医療機関がある。このため医療相談や診療など被害者と初期段階で接する可能性の高い場となる医療機関に従事する医師その他の医療関係者は、被害者の発見及び情報提供や積極的な助言などが求められる。なお、医療関係者が業務を行うに当たってDV被害者を発見した場合の配偶者暴力相談支援センター又は警察官に対する連絡は、配偶者暴力防止法第6条第3項により守秘義務違反に当たらないとされているので、被害者の同意を原則とした連絡を促すとともに、生命や身体に重大な危害が差し迫っている場合には、同意がなくとも積極的な連絡が望まれる。

また、乳幼児等の健診・子育て相談などを行う保健センター、保育所、幼稚園、学校なども発見の場として期待できる。このため、こうした機関では、被害者が相談に訪れるのを待つばかりでなく、日常的に積極的な情報収集等に努める必要がある。

また、身近な地域社会の中での発見対応には、地域の中で常に住民の立場に立った活動を続けている民生委員・児童委員、とりわけ主任児童委員など地域に根付いた人の果たす役割が大きいので、民生委員を所管している部署からDV所管の部署への情報提供が望まれる。幸いにして、札幌市には男女共同参画サポーター及びリーダー

養成講座を終了した男女共同参画社会の実現に理解のあるサポーター等がいることから、こうした人材を有効に活用、配置するなど体制を整備して、地域に根差した活動と、地域特性を生かした協力体制の仕組みを構築すべきである。

さらに、上記以外の日常生活で関わりを持つ地域の人々が発見・気づきの目を持ち、発見した場合は抱え込むことなく、速やかに関係機関に連絡してもらうことが有効である。このため「発見―連絡―連携による支援」の流れを地域の幅広い人々に定着させるため、配偶者暴力防止法についての正しい知識を周知、徹底すべきである。

また、こうした発見・気づきのシステムを有効に機能させるためには、行政機関は、DVを発見する可能性のある医療機関をはじめとした関係者に向けて幅広く研修を行うとともに、連絡を受ける可能性のある機関は、具体的な対応方法など機関同士の連携構築に努めるべきである。

(2) あらゆる暴力の防止

DV根絶に向けては、まず、行政が、DVは犯罪となる行為であるとの認識を深めるため、日常生活のあらゆる場で禁止に向けた普及啓発、情報提供を積極的に行うことは当然のこととして、さらに地域のさまざまな人と一体となって取り組む必要がある。その際には、まちづくりや子どもの健全育成などを活動の目的に掲げているNPO等の市民活動団体や職場、学校、PTAなど地域の構成員、さらにはこうした活動に賛同する企業などとも連携を図っていくべきである。

DVの特質として地域社会から孤立している家庭に暴力が起こりやすいといわれている。こうしたケースへの対応としては、子育て相談、各種の保健事業などを通じた子どもや家庭への援助、指導を進め、暴力の発生を未然に防止することや、子育てグループなどの地域活動への参加を促すなど、孤立を事前に防ぐような働きかけが重要となってくる。

このため、家族の中で起こるいろいろな問題が深刻化する前に手を差し伸べ、家族を支えることが暴力の防止につながるという観点からの普及啓発活動が強く求められる。

さらに、加害者の再教育を行うには相当な時間と労力を要することや、あらゆる暴力の未然防止の視点からも、学校教育において暴力の根絶に向けた人権教育の充実を図る必要がある。

〔基本的な対策〕

- ① DV根絶宣言の検討
- ② 学校教育における男女の相互理解を深めることを含む人権教育の推進
- ③ 暴力根絶に対する社会的認知を高める普及啓発
- ④ DVの早期発見、未然防止のための体制の検討
- ⑤ 連絡体制を整えるため各機関の守秘義務等の制約解除を国及び関係機関へ要望

⑥ 地域に根ざしたサポーター等の支援体制の検討

5 関係機関との連携機能等

DV被害者やその子どもに対する支援は、多くの機関が暴力の予防と防止、危機介入、事後的ケアなどそれぞれの場面に応じて適時・適切な支援が最良の方法によってなされる必要がある。そのためには、各機関が互いの機能と役割を明確にし、相互に協働していく必要があり、具体的な連携・ネットワークの構築に当たっては、機動性があり先駆的な活動を行っている民間のシェルター、相談機関、NPO等の団体も含めた広がりのあるものとするのが望ましい。また、これらの連携・ネットワークシステム構築後は、そのシステムが有効に機能するように工夫を重ねるとともに、その実効性について検証する必要がある。

一方、こうした連携をより効果的に進めるために、各機関で支援に携わる相談員、保健医療関係、法律関係などそれぞれの分野において、熟練した専門職員の養成が必要である。

また、関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者からの苦情の申出を受けたときは、これを誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じて職務の執行の改善に反映するとともに、処理結果について可能な限り申立人に対する説明責任を果たすことが望まれる。

〔基本的な対策〕

- ① 札幌市女性への暴力（家庭内暴力）対策関係会議の拡充と連携の強化
- ② 母子家庭関係機関及び児童虐待関係機関との連携の強化
- ③ 相談員等関係専門職員の確保
- ④ 総合DV対策組織（体制）の検討

6 行政機関（国・北海道・札幌市）と民間の役割

札幌市内には、国、北海道、札幌市及び民間が関与するDV及び子どもに対する虐待関連の関係機関は複数あり、暴力の防止、一時保護などそれぞれの場面で適切に対応しているが、各機関が互いの機能と役割が明確になっていないし、相互に協働しているとは思われない。また、行政機関は組織の性質上、DVに関するセクションを有し、普及啓発、一時保護などを実施しているものの、そのスタッフとなる担当職員は人事異動等が繰り返されることから、専門職員化するには難点があり、施策の弾力性や機動性に欠ける点も否めない。その点、民間シェルター、NPO等は、機動性に富みかつ専門職員化が可能になるが、しかし運営組織は弱い面がある。

このようなことから、各行政機関と民間シェルター等の団体が連携・ネットワーク化が図れるように、官民の役割分担と協力関係を整理し、効率的、機能的な体制を検討し、目指すこととする。

(1) 国の基本的役割

国は、北海道を越えた全国レベルの広域的な連携体制を構築するため調整機能を果たすべきである。また、自立支援の促進をはじめとした各種現行法制度の改善やDV対策のより一層の効果を高めるために、加害者に対する「加害者更生プログラム」等加害者対策の検討を引き続き行うことや配偶者からの暴力の実態把握や被害者の自立支援に関する精神医学的・心理学的観点からの調査研究など自治体レベルでは困難な取り組みを技術的に支援するといった、北海道や市町村へのバックアップ機能を果たすべきである。

(2) 北海道の基本的役割

平成16年（2004年）12月2日に改正配偶者暴力防止法の施行と同時に国から示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）」（以下「基本方針」という。）の都道府県の役割を踏まえ、北海道においては、現行の北海道立女性相談援助センターの機能を維持しつつ、北海道を中心とした道内の広域的な連携体制を強化すべきである。とりわけ、福祉、保健・医療、司法、警察、児童福祉の分野において幅広く専門機関や職種との広域的な連携の強化を図るとともに、他都府県・市町村・民間との連携のあり方について検討すべきである。

また、困難な問題を多く抱えた被害者等に対して、北海道立女性相談援助センターのより専門的な機能を活用した支援などを拡充すべきである。一方、市町村の相談員等職務関係者の資質の向上に役立つ具体的な事例対応の情報提供、専門的な研修の実施などのバックアップ機能の充実などが求められることから、北海道は、講師養成、系統的な研修体系の構築など、より高度で専門的な研修体制の拡充を図り、市町村のバックアップ機能の充実に努めるべきである。

(3) 札幌市の基本的役割

被害者にとって市役所や区役所は、身近で相談に行きやすい窓口であり、被害者の自立支援に当たっては多くの福祉サービスを提供している。このため、被害者とその家族がいかなる場所であっても地域社会の中で、こうした行政サービスを享受しながら解決を図っていくことが最も現実かつ効果的であり、今後、被害者の支援において、市役所や区役所の果たす役割がますます重要となる。

現実に各区保健福祉部の母子・婦人相談及び札幌市男女共同参画センターの各種相談は、日頃から女性の相談窓口として様々な相談を受けており、被害者にとって親しみやすい窓口となっている。また、各区保健福祉部は、被害者に必要な多くのサービスを提供するとともに、他機関との連携の中核となっている。このため、今後センター機能を有する窓口が中心となって、各区保健福祉部をはじめ、地域の保健医療機関、教育機関など関係機関とのネットワークの再構築を図るべきである。具体的には、それらの関係機関職員及び相談員等に対してセンター機能を有する窓口職員がDVに関する認識を深めるための連絡会議の開催や研

修などを実施するべきである。

また、札幌市児童相談所は、子どもに関するあらゆる相談や一時保護などを行い、虐待防止ネットワークの中核ともなっているなど、子どもへの虐待とDVとは関連性も高いことから、今後、児童相談所との連携を一層強め、相互にDVの問題にも対応できるよう被害者支援の関係機関と連携して取り組むべきである。

(4) 民間の基本的役割

相談窓口としては、弁護士会をはじめ北海道被害者相談室、北海道マリッジ・カウンセリングセンター、駆け込みシェルター運営委員会、北海道子ども虐待防止協会があり、相当件数のDV相談を受けている。また、一時保護施設としては駆け込みシェルター運営委員会がある。

こうした相談機関は、被害者への第一線での相談窓口機能や市民への普及などにおいて欠かせない役割を担っている。また、一時保護施設としては、この民間シェルターを含め市内に3施設しかないと考えるとさらに重要な位置を占めている。

したがって、相談、一時保護機能を今後とも維持継続してほしい。また、今後のDV対策を効果的に進めていくには、北海道あるいは札幌市が中心になって連携を強化する必要があるが、こうした民間団体等も拡充・強化した体制に積極的に参画・協力することが望ましい。

7 配偶者暴力相談支援センターのあり方

配偶者暴力防止法では、第3条第2項で、「市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができる。」と規定し、配偶者暴力相談支援センターを市町村が設置することは任意とされている。

都道府県においては設置することが義務付けられており(同条第1項)、北海道では、男女平等参画推進室、北海道立女性相談援助センター及び各支庁(環境生活課)に設置し、一定の役割を果たしている。

しかし、これまで検討してきたように、今後DV施策を効果的に推進していくためには、札幌市としても配偶者暴力相談支援センターを設置し、その機能を果たすことが必要不可欠であると考えられる。

(1) 札幌市が設置する配偶者暴力相談支援センターの役割

配偶者暴力相談支援センターの業務は、配偶者暴力防止法(第3条第3項各号)に掲げられているが、このうち一時保護については、婦人相談所が行う(同条第4項)こととされており、この相談所の主体は都道府県であることから、札幌市が配偶者暴力相談支援センターを設置する場合、法上の一時保護の部分はその業務内容から除外されることになる。

そこで、札幌市においては5つの機能のうち、特に「相談」及び「自立支援」を果たすべき主要な機能と位置

づけ、他の市内相談機関、その他関係機関との連携によるDV被害者の総合的な支援体制づくりの拠点を設置する意義は充分にあると考える。

札幌市が設置する場合、設置する場所、窓口の体制と業務内容が問題となる。これまで述べてきた課題や施策の方向性の議論において、DV被害者の効果的な支援に当たっては、5つの機能を総合的かつ機動的にコーディネートすることが配偶者暴力相談支援センターの中核的な機能として必要とされており、したがって、そうした業務を担うDV被害者支援コーディネーター（以下「DVコーディネーター」という。）を配置することが必要である。

ア 設置場所及び窓口体制

札幌市が設置する配偶者暴力相談支援センター（以下「市相談支援センター」という。）の設置に当たっては、相談窓口を持つことがその機能の1つでもある。

市内の相談機関は、各区の保健福祉部をはじめとして平日の日中の時間帯のみ開いている場合が多く、夜間及び土・日・祝日の日中については対応していないが、特に、緊急時以外であっても土・日に相談窓口を設けることへの潜在的なニーズは多いと考えられる。そこで、このような時間帯においても来所又は電話による相談ができる体制を持つことが必要である。

以上のことから、設置場所としては、被害者の利便性を考慮し、相談に行きやすい、交通至便な場所とすることが適当である。

イ 業務内容

市相談支援センターの業務としては、まず、相談をはじめとして、自立、保護命令制度の利用に関する情報提供、助言など、一時保護を除く配偶者暴力防止法に掲げられている業務のほか、市内における相談・一時保護機能保有機関への業務支援を行うことが挙げられる。

次に、これらの業務を効果的に実施するための各種ネットワークの形成が挙げられる。各区保健福祉部（児童・母子福祉関係）や児童福祉総合センター（児童虐待関係）など、札幌市関係部署との一層の連携を図ることはもとより、市内におけるDV対策に関係のある行政機関及び民間団体による「札幌市女性への暴力（家庭内暴力）対策関係機関会議」の拡充及び連携の強化、さらに、北海道の配偶者暴力相談支援センターを中心とした広域的な連携・協力体制を推進することが考えられる。

また、DVの早期発見や未然防止のため、地域、家庭、学校、企業などに向けたDVに関する教育・啓発活動を企画し、実施すること、及び相談等の業務の充実や質の向上を図るためのスタッフの養成や研修プログラムの開発、業務マニュアルの作成などを行うことが必要である。

ウ DVコーディネーターの役割

市相談支援センターの機能を効果的に果たしていくためには、業務が機動的にコーディネートされることが必要である。DVコーディネーターは、業務の統括、調整を行い、被害者の状況に応じて相談から自立支援まで一貫した対応が図られるよう支援業務を実施していくもので、市相談支援センターの機能の中心的な役割を担うこととなる。

(2) DV被害者の総合的な支援体制の確立に向けて

DV被害者の効果的な支援、とりわけ自立に向けた総合的かつ継続的な支援を被害者の状況に応じて行っていくためには、市相談支援センターをはじめとする行政機関中心の対応だけでは限界がある。

被害者は、精神的・心理的被害を受けていることが多く、自立に当たり身近な地域社会の中での長期的、継続的な支援が望まれることは言うまでもない。自立を長期的に支援していくには、被害者が日常生活で直面するさまざまな問題に対して解決への手助けや助言が身近な場所で得られることや、地域から被害者とその家族を孤立させないような日常生活上の支援や継続的な見守りが必要である。しかし、このような体制を整備していくためには行政や専門機関だけでは到底困難であり、被害者の生活圏においてそのニーズに応じた支援を組織的に行うボランティア等の関わりが欠かせないものとなってくる。

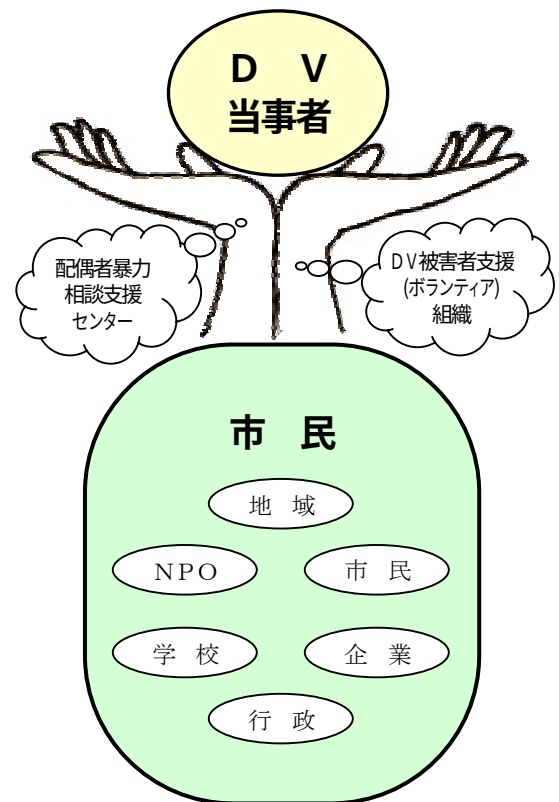
そこで、将来に向けて、市相談支援センターの機能を市民の側から支えるものとして、DV被害者を支援するボランティアを募集し、育成していくとともに、市相談支援センターとの連携の中で、ボランティアがそれぞれの地域において被害者の支援をはじめとして、DVの早期発見や未然防止のための普及啓発活動などを体系的に行えるよう組織化していくことが、中・長期的な観点から必要である。

ア DV被害者支援（ボランティア）組織のあり方

DV被害者支援組織は、市相談支援センターの機能を補完するものとして、相談業務など市相談支援センターと緊密な連携のもとで業務を行うほか、既存のDV関係機関では行い得ない被害者の状況に応じたきめ細かな支援を行うこととなるが、そのためには以下の機能を保有し、相互に連携を取りながら発揮していくことが必要である。

まず、相談及び一時保護を支援する機能として、相談やカウンセリングのほか、保護命令申立て、離婚手続

【DV被害者の総合的な支援体制のイメージ】



等に関する法的な相談、助言、子どもへの虐待、教育問題への支援などが考えられる。これらの多くは専門的な資格、技術を持ったスタッフが必要であるが、その配置については、相談機関、医師会、弁護士会、教育機関、NPO等の協力を得ることが必要となる。

次に、自立を支援する機能として、主に就業や住宅確保への支援及び経済的な支援が考えられる。これらは、被害者が自立して生活を始める基盤となるものであり、被害者個々の事情に合わせて求職活動や資格取得、住宅確保に関する助言等を行ったり、生活保護、各種手当・貸付金等の経済的支援に関する諸制度の活用への助言、手続の補助などを行うことが必要である。

さらに、被害者一人ひとりの状況に応じた支援メニューを提供する機能が考えられる。例えば、相談機関への同行や病院への付き添い、買い物の補助や話し相手など、相談から自立に至る生活のさまざまな場面における支援を適切に行っていく。こうした活動は、主に被害者が生活する地域のDV被害者支援ボランティアが担うことが重要と思われる。前にも述べたように、札幌市には男女共同参画サポーター及びリーダー養成講座を修了したサポーター等があり、今後もこうした人材を育て、有効に活用していくことが期待される。

また、DVの未然防止のための普及啓発についても、これら地域のボランティアが市相談支援センターと協力して効果的に行う仕組みをつくり上げることが必要である。

加えて、加害者の更生を支援する機能が考えられるが、前述したとおり、現状は、国においても加害者の更生、再発防止のプログラム開発等が研究の途上にあり、当面の実施は困難である。しかしながら、将来において実施できる体制が整備されれば、こうした支援も含めて他の業務と連携して行っていくことが必要である。

また、このようなボランティア組織が自立し、被害者への支援活動を継続していくためには、行政はもとより、地縁団体、市民活動団体、学校、企業等さまざまな場面における市民の有形、無形の支援が欠かせない。そのためにも、被害者の支援活動を行うことと並行して、支援活動のPR、人材募集、資金や物品等の寄付の要請その他の活動を行っていくことが重要である。

イ 市相談支援センターとの関係

DV被害者支援組織を円滑に運営するために、「ボランティア・コーディネーター」を置き、DVコーディネーターと連携を取りつつ、被害者支援業務の実施に当たって連絡・調整を行うほか、ボランティア・スタッフとなる人材の募集及び育成を行い、市相談支援センターと協働して支援活動を効果的に進めていく必要がある。

このようなボランティアによる支援組織が設立され、市相談支援センターと一体となってDV被害者への支援を行っていくことは、一朝一夕に可能になるものではなく、本答申においても中・長期的な展望として示したもの

である。

この構想の実現に当たっては、可能なことから始めて、部分的、試行的な実施を繰り返し、実績を積み重ねながら確実に進めていくことが望ましい。

第4章 当面の札幌市の対応

当面の札幌市の対応としては、北海道を中心とする広域的な連携体制及び支援体制の下、前章の7で述べたように、平成16年（2004年）5月の「配偶者暴力防止法」の一部改正に基づく配偶者暴力相談支援センターの機能を保有し、DV被害者の救済及び未然防止のための普及啓発に努めるべきである。

DV対策には、これまでに述べたように「相談」、「一時保護」、「自立支援」、「普及啓発」、「連携」の機能があるが、札幌市内の現状を総合的に評価すると、

「相談」は、窓口としては複数あるものの、中枢となる部分がない。

「一時保護」は、市内には官民合わせて3施設あり、当面は現状の北海道・民間シェルターと役割分担を図り、引き続き民間シェルターの育成・支援をしていく必要がある。

「自立支援」は、これまでは、各区保健福祉部が主体となって福祉施策の一環で対応してきたが、DV対策の体系的な支援になっていない。

「普及啓発」は、各行政機関が実施していて効率性と効果の面でやや不満はあるものの、一応の普及活動は行われているので、拡充しより一層の普及活動が必要である。

「連携」は、不十分な面はあるものの一定の効果を挙げていることから、より効果的で有機的な連携を図るべきである。

と、以上のように評価できる。

したがって、当面は「相談」と「自立支援」に重点をおき、被害者の救済と自立の促進を目指すべきである。

具体的には、札幌市内の相談機関としては、札幌市には各区保健福祉部（母子・婦人相談）と札幌市男女共同参画センターがあり、それ以外にも相談窓口はあるが、その中核となるセンター機能がないことから、今後は、前述した市相談支援センターを設置し中核施設と位置付け、各区保健福祉部（母子・婦人相談）や各相談機関との間において緊密な連携が図られる効率的な仕組みを構築するとともに、この新たな仕組みの中で一時保護施設との連携強化や被害者支援のあり方についても検討すべきである。

また、自立する場合には生活の基盤となる「衣・食・住」の確保と経済的自立のための就労が必要である。これまでは、生活支援は各区保健福祉部が保護施策として、また、就労支援はハローワークでの就職案内等といったように縦割りになっており、必ずしも被害者にとって使いやすいものとなっていなかった。

そこで、相談をはじめとした5つの機能を総合的にかつ機動的にコーディネートできるようなシステム及び被害者個々に応じた支援ができるような体制の整備に向け、市相談支援センターの機能の充実を図っていくことが必要である。

第5章 今後の展開

この答申は、平成 16 年（2004 年）5 月の「配偶者暴力防止法」の一部改正を受けて、札幌市におけるDVに関する被害者の現状把握と対策の方向性について平成 17 年（2005 年）3 月に提出した中間報告を踏まえ、同年 4 月に札幌市長からなされた諮問に答えたものである。答申に当たっては、中間報告に対する市民からの幅広い意見を聴きながら、さらに検討を重ね、また、具体的な対策のあり方をも視野に入れたものとなっている。

一方、今回の配偶者暴力防止法の改正に伴い、国及び地方公共団体の責務が明確化され、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関し、国は基本方針を、北海道は基本計画を定めることとなった。しかし、現時点では北海道の基本計画が示されていないため、北海道に対しては速やかに策定されることを要望する。

なお、北海道がこれから策定する基本計画に本書と同様の趣旨がすべて盛り込まれることが望ましいが、DV被害者の置かれている現状及び一日も早い救済を考えると、札幌市は、当該基本計画の策定を待たず、実施可能なところから着手することを強く要望する。

配偶者暴力相談支援センターの機能

(配偶者暴力防止法抜粋)

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができる。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。）の一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

参 考 資 料

資料1 札幌市の人口・世帯等の推移

【表1 札幌市の人口】

各年10月1日現在

年次		世帯数	総数	男性	女性	割合
1994	平成6年	704,056	1,740,534	836,306	904,228	52.0
1995	平成7年	718,473	1,757,025	843,170	913,855	52.0
1996	平成8年	732,238	1,774,540	851,014	923,526	52.0
1997	平成9年	747,028	1,791,221	858,078	933,143	52.1
1998	平成10年	758,654	1,803,546	862,486	941,060	52.2
1999	平成11年	769,257	1,812,029	865,034	946,995	52.3
2000	平成12年	781,948	1,822,368	868,883	953,485	52.3
2001	平成13年	796,622	1,833,531	873,027	960,504	52.4
2002	平成14年	812,610	1,846,035	877,900	968,135	52.4
2003	平成15年	830,040	1,859,035	882,609	976,426	52.5
2004	平成16年	844,712	1,868,289	885,855	982,434	52.6

※国勢調査及び推計人口（国勢調査ベース）による。

【表2 年齢別男女人口（住民基本台帳16.10.01）】

	総数	男性	女性		総数	男性	女性
総計	1,860,379	886,555	973,824	50～54	148,318	70,790	77,528
0～4歳	74,523	38,004	36,519	55～59	141,461	66,552	74,909
5～9	78,925	40,207	38,718	60～64	115,881	54,437	61,444
10～14	84,565	43,240	41,325	65～69	94,858	43,182	51,676
15～19	99,237	50,852	48,385	70～74	82,502	36,798	45,704
20～24	128,700	63,736	64,964	75～79	61,152	26,085	35,067
25～29	143,428	69,744	73,684	80～84	37,429	13,227	24,202
30～34	154,861	75,801	79,060	85～89	19,052	6,105	12,947
35～39	135,029	65,168	69,861	90～94	8,258	2,146	6,112
40～44	126,173	60,606	65,567	95～99	2,135	462	1,673
45～49	123,628	59,377	64,251	100以上	264	36	228

【表3 札幌市の年齢別人口の推移】

各年10月1日現在

	総数	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年齢不詳
1985年 (S60年)	総数	1,542,979	329,087	1,098,074	115,081
	割合	100.0%	21.3%	71.2%	7.5%
	男性	753,216	168,361	535,230	49,164
	女性	789,763	160,726	562,844	65,917
1990年 (H2年)	総数	1,671,742	303,690	1,209,426	152,053
	割合	100.0%	18.2%	72.3%	9.1%
	男性	809,185	155,580	586,339	63,450
	女性	862,557	148,110	623,087	88,603
1995年 (H7年)	総数	1,757,025	273,276	1,275,976	202,897
	割合	100.0%	15.6%	72.6%	11.5%
	男性	843,170	140,106	614,394	85,556
	女性	913,855	133,170	661,582	117,341
2000年 (H12年)	総数	1,822,368	248,405	1,286,323	262,751
	割合	100.0%	13.6%	70.6%	14.4%
	男性	868,883	127,113	615,595	111,203
	女性	953,485	121,292	670,728	151,548
2004年 (H16年)	総数	1,868,289	238,013	1,316,716	305,650
	割合	100.0%	12.7%	70.5%	16.4%
	男性	885,855	121,451	637,063	128,041
	女性	982,434	116,562	679,653	177,609

※1985—2000は国勢調査による。2004は住民基本台帳から推測

【表4 札幌市の自然増加数・出生・死亡数及び合計特殊出生率】

年 次		自然増加数	出 生 数	死 亡 数	年次	合計特殊出生率	
						札 幌 市	全 国
1994	平成6年	8,112	17,016	8,904	平成6年	1.23	1.50
1995	平成7年	6,921	16,306	9,385	平成7年	1.15	1.42
1996	平成8年	6,875	16,367	9,492	平成8年	1.15	1.43
1997	平成9年	6,052	15,859	9,807	平成9年	1.10	1.39
1998	平成10年	6,207	16,216	10,009	平成10年	1.11	1.38
1999	平成11年	4,489	15,246	10,757	平成11年	1.05	1.34
2000	平成12年	4,361	15,182	10,821	平成12年	1.05	1.36
2001	平成13年	4,533	15,277	10,744	平成13年	1.04	1.33
2002	平成14年	4,273	15,382	11,109	平成14年	1.06	1.32
2003	平成15年	3,183	14,871	11,688	平成15年	1.02	1.29
2004	平成16年	2,336	14,750	12,414			

※住民基本台帳による。

※人口動態調査(札幌市衛生年報)による。
全国の数値は厚生労働省人口動態統計月報年計による。

【表5 札幌市の平均初婚年齢の推移及び婚姻離婚数】

年次		夫(歳)		妻(歳)		年次	婚姻数 (件)	離婚数 (件)
		札幌市	全 国	札幌市	全 国			
1996	平成8年	28.5	28.5	26.9	26.4	平成8年	13,111	4,161
1997	平成9年	28.5	28.5	26.9	26.6	平成9年	12,417	4,495
1998	平成10年	28.6	28.6	27.0	26.7	平成10年	12,500	4,911
1999	平成11年	28.5	28.7	27.1	26.8	平成11年	12,032	4,915
2000	平成12年	28.8	28.8	27.3	27.0	平成12年	12,642	5,067
2001	平成13年	28.9	29.0	27.6	27.2	平成13年	12,430	5,482
2002	平成14年	29.1	29.1	27.8	27.4	平成14年	12,118	5,269
2003	平成15年	-	29.4	-	27.6	平成15年	12,896	5,485

※人口動態調査(札幌市衛生年報)による。なお、全国の数値は厚生労働省人口動態統計月報年計による。

【表6 外国人登録数(各年末)】

	総数	アジア	北アメリカ	南アメリカ	ヨーロッパ	アフリカ	オセアニア	無国籍
2000(H12)	7,585 中国 朝鮮半島	5,792 2,157 2,729	694	162	599	123	212	3
2004(H16)	8,418 中国 朝鮮半島	6,515 2,853 2,672	724	135	687	114	233	10

※札幌市統計書による。

資料2 配偶者暴力等に関する現状

【表7 札幌市内の相談機関・一時保護施設一覧】

1 相談機関・窓口

名 称		電話番号	F A X 番号	相談時間
札幌市各区役所「母子・婦人相談」	中央区保健福祉サービス課	231-2400	231-2346	平日 8:45～17:45
	北区保健福祉サービス課	757-2400	757-2411	
	東区保健福祉サービス課	741-2400	741-0145	
	白石区保健福祉サービス課	861-2400	861-2477	
	厚別区保健福祉サービス課	895-2400	895-0186	
	豊平区保健福祉サービス課	822-2400	883-4096	
	清田区保健福祉サービス課	889-2400	889-2703	
	南区保健福祉サービス課	582-2400	584-9008	
	西区保健福祉サービス課	641-2400	641-0372	
	手稲区保健福祉サービス課	681-2400	694-0530	
画男 セ女 ン共 タ同 ー参	男女の人権相談	728-1226	728-1229	月 10:00～12:00 水 18:00～20:00

名 称	電話番号	相談時間
女性の人権ホットライン（札幌法務局）	728-0783	平日 8:30～17:00
北海道立女性相談援助センター	666-9955	平日 9:00～17:15
性犯罪被害 110 番（北海道警察）	0120-756-310	平日 8:45～17:30
札幌弁護士会法律相談センター	251-7730	平日 10:00～16:00（電話予約）
		平日 13:00～16:00（相談時間）
駆け込みシェルター運営委員会	219-7011	平日 10:00～17:00
北海道被害者相談室	232-8740	平日 10:00～16:00

2 一時保護施設

名 称	電話番号	相談時間
北海道立女性相談援助センター	666-9955	24 時間対応
札幌市緊急一時保護施設	上記区役所へ連絡	平日 8:45～17:15
	251-7994 （土日祝日・夜間連絡先）	上記平日時間以外
駆け込みシェルター運営委員会	219-7011	平日 10:00～17:00

【表8 夫・パートナーからの暴力による相談件数状況について】

(単位：件)

相談機関	区 分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
札幌法務局 (1月～12月)	人権ホット ラインによる 相談件数	—	—	—	22	51	311	358	179
北海道立女性 相談援助センター	相談件数	270	349	643 (324)	733 (407)	1,198 (636)	1,407 (600)	1,815 (772)	1,814 (726)
札幌市各区 母子・婦人相談	相談件数	96	260	329	373	386	496	553	593
駆け込み シェルター 運営委員会	相談件数	179	258	285	969	1,091	925	1,306	1,739
北海道 被害者相談室	相談件数	—	—	—	20	26	38	67	48
北海道家庭生活 総合カウンセリングセンター 3月～2月	相談件数	—	—	—	64	85	55	103	316
北海道リッジ・ カウンセリングセンター	相談件数	—	—	—	15	21	26	37	39
男女共同参画 センター 人権相談	相談件数	—	—	—	—	—	—	(9月～3月) 13	24
北海道警察 (札幌方面分)	相談件数	—	—	—	—	54	270	259	387
計 (全体)		545	867	1,267	2,196	2,912	3,528	4,511	5,139
計 (札幌市民想定分)		—	—	938	1,870	2,350	2,721	3,468	4,051

* 札幌法務局の平成12年度の件数は12年7月～12月まで、13～16年度の件数は1月～12月までのもの

* ()内の数字は、札幌市居住者関係分。

* 北海道立女性相談援助センター以外の機関の数字は、全て札幌市民として想定した。

【表9 夫・パートナーからの暴力による一時保護件数状況について】

(単位：件)

機 関	区 分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
北海道立女性 相談援助センター	一時保護 件 数	51	64	116 (65)	164 (87)	186 (102)	276 (95) うち委託分 116 (5)	309 (110) うち委託分 146 (19)	320 (76) うち委託分 178 (11)
札幌市緊急 一時保護施設	一時保護 件 数	—	—	12	19	22	14	22	18
駆け込みシェルター 運営委員会	一時保護 件 数	17	21	19 (10)	17 (12)	15 (6)	14 (2)	24 (9)	26 (10)
計 (全体)		68	85	147	200	223	290	331	338
計 (札幌市民想定分)		—	—	87	118	130	109	132	94

* ()内の数字は、札幌市居住者関係分。

* 駆け込みシェルター運営委員会の14年度以降の件数は、北海道の委託分の内数となる。

表7～9：札幌市市民まちづくり局男女共同参画推進室調べ

【表 10 北海道立女性相談援助センター／入所者数】

	平成 13 年度			平成 14 年度			平成 15 年度			平成 16 年度		
	本人	同伴児	計	本人	同伴児	計	本人	同伴児	計	本人	同伴児	計
人員	285	174	459	301	159	460	274	163	437	220	181	401
延べ日数	6,209	4,462	10,671	4,273	2,953	7,226	4,803	3,105	7,908	4,381	3,679	8,060
1人あたり平均日数	21.8	25.6	23.2	14.2	18.6	15.7	17.5	19.0	18.1	19.9	20.3	20.1

【表 11 北海道立女性相談援助センター／出身地別】

	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
札幌市	150	52.6%	178	59.1%	161	58.8%	105	47.7%
道内市	73	25.6%	83	27.6%	78	28.5%	78	35.5%
道内町村	32	11.2%	24	8.0%	18	6.6%	20	9.1%
道外	17	6.0%	12	4.0%	10	3.6%	12	5.5%
不明	13	4.6%	4	1.3%	7	2.6%	5	2.3%
計	285	100.0%	301	100.0%	274	100.0%	220	100.0%

【表 12 北海道立女性相談援助センター／経路別】

	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
本人自身	153	53.7%	160	53.2%	107	39.1%	59	26.8%
警察関係	49	17.2%	59	19.6%	67	24.5%	57	25.9%
法務関係	2	0.7%	-	-	1	0.4%	-	-
他県の婦人相談所	-	-	-	-	-	-	1	0.5%
市の婦人相談員	35	12.3%	35	11.6%	41	15.0%	59	26.8%
福祉事務所	28	9.8%	29	9.6%	24	8.8%	25	11.4%
他の相談機関	5	1.8%	2	0.7%	25	9.1%	15	6.8%
社会福祉施設等	-	-	-	-	-	-	-	-
医療機関	4	1.4%	1	0.3%	4	1.5%	1	0.5%
教育関係	1	0.4%	-	-	-	-	-	-
縁故者・知人	4	1.4%	6	2.0%	2	0.7%	2	0.9%
その他	4	1.4%	9	3.0%	3	1.1%	1	0.5%
計	285	100.0%	301	100.0%	274	100.0%	220	100.0%

【表 13 北海道立女性相談援助センター／年齢別】

	平成 13 年度				平成 14 年度				平成 15 年度				平成 16 年度			
	全入所者		うちDV		全入所者		うちDV		全入所者		うちDV		全入所者		うちDV	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
18 歳未満	5	1.8%	2	1.2%	8	2.7%	1	0.6%	12	4.4%	1	0.6%	1	0.5%	-	-
18 歳以上 20 歳未満	6	2.1%	-	-	11	3.7%	-	-	11	4.0%	2	1.2%	6	2.7%	5	3.5%
20 歳代	87	30.5%	48	29.3%	80	26.6%	37	23.1%	61	22.3%	30	18.4%	48	21.8%	25	17.6%
30 歳代	83	29.1%	54	32.9%	79	26.2%	58	36.3%	85	31.0%	64	39.3%	82	37.3%	59	41.5%
40 歳代	52	18.2%	37	22.6%	51	16.9%	33	20.6%	42	15.3%	33	20.2%	31	14.1%	20	14.1%
50 歳代	31	10.9%	14	8.5%	39	13.0%	19	11.9%	31	11.3%	20	12.3%	30	13.6%	21	14.8%
60 歳以上	21	7.4%	9	5.5%	33	11.0%	12	7.5%	32	11.7%	13	8.0%	22	10.0%	12	8.5%
計	285	100.0%	164	100.0%	301	100.0%	160	100.0%	274	100.0%	163	100.0%	220	100.0%	142	100.0%

【表 14 北海道立女性相談援助センター／入所理由別】

			平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
			件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
人間関係	夫 等	夫等の暴力	164	57.5%	160	53.2%	163	59.5%	142	64.5%
		酒乱・薬物中毒	-	-	-	-	-	-	-	-
		離婚問題	-	-	1	0.3%	-	-	-	-
		その他	3	1.1%	-	-	1	0.4%	-	-
	子 供	子どもの暴力	7	2.5%	10	3.3%	11	4.0%	9	4.1%
		養育能力	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他	-	-	8	2.7%	1	0.4%	-	-
	親 族	親の暴力	-	-	22	7.3%	11	4.0%	4	1.8%
		その他の親族の暴力	-	-	6	2.0%	4	1.5%	5	2.3%
		その他	-	-	2	0.7%	1	0.4%	-	-
	家庭不和		17	6.0%	4	1.3%	6	2.2%	6	2.7%
	その他の暴力		-	-	-	-	7	2.6%	1	0.5%
	男女問題	恋人からの暴力	22	7.7%	16	5.3%	5	1.8%	2	0.9%
		その他	1	0.4%	1	0.3%	7	2.6%	-	-
	その他		1	0.4%	4	1.3%	-	-	9	4.1%
住居問題			1	0.4%	-	-	-	-	-	-
帰住先なし			48	16.8%	48	15.9%	37	-	33	15.0%
経済関係	生活困窮		1	0.4%	-	-	1	0.4%	1	0.5%
	借金・サラ金		4	1.4%	5	1.7%	3	1.1%	2	0.9%
	求職		-	-	-	-	-	-	-	-
	その他		-	-	-	-	-	-	2	0.9%
医療関係	病気		-	-	1	0.3%	-	-	-	-
	精神的問題		-	-	-	-	-	-	1	0.5%
	妊娠・出産		-	-	-	-	-	-	-	-
	その他		-	-	-	-	-	-	-	-
不純異性交遊			-	-	-	-	-	-	-	-
売春強要			1	0.4%	2	0.7%	9	3.3%	1	0.5%
ヒモ・暴力団関係			5	1.8%	1	0.3%	7	2.6%	2	0.9%
5条違反			-	-	-	-	-	-	-	-
その他			10	3.5%	10	3.3%	-	-	-	-
計			285	100.0%	301	100.0%	274	100.0%	220	100.0%

【表 15 北海道立女性相談援助センター／退所理由別】

		平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
自立援助部門（婦人保護施設）へ		14	4.9%	11	3.7%	9	3.3%	15	6.8%
自立（就労・自営等）		11	3.9%	6	2.0%	8	2.9%	9	4.1%
帰宅		64	22.5%	97	32.2%	64	23.4%	54	24.5%
帰郷		4	1.4%	20	6.6%	23	8.4%	19	8.6%
病院へ		17	6.0%	16	5.3%	13	4.7%	12	5.5%
他県の婦人相談所へ		3	1.1%	-	-	2	0.7%	3	1.4%
民間団体（シェルター含む）へ		-	-	3	1.0%	8	2.9%	7	3.2%
福祉 事務所	母子生活支援施設へ	7	2.5%	2	0.7%	-	-	1	0.5%
	他の社会福祉施設へ	-	-	4	1.3%	6	2.2%	4	1.8%
入国管理局へ			-	-	-	-	-	-	-
その他	居住地設定	98	34.4%	102	33.9%	94	34.3%	72	32.7%
	無断退所	7	2.5%	4	1.3%	4	1.5%	1	0.5%
	その他（縁故・知人等）	47	16.5%	22	7.3%	30	10.9%	11	5.0%
未処理		13	4.6%	14	4.7%	13	4.7%	12	5.5%
計		285	100.0%	301	100.0%	274	100.0%	220	100.0%
再掲	生活保護を受けた者	78	-	95	-	98	-	77	-

表 10～15：北海道立女性相談援助センター資料「北海道の女性保護」及び「女性相談のあらまし」

【表 16 札幌市緊急一時保護施設／入所者数】

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
（内縁含む）夫の暴力	10	15	20	12	20	18
家庭内での虐待	1	3	1	2	1	3
その他（住む所無し）	1	1	1	0	1	0
計	12	19	22	14	22	21

【表 17 札幌市緊急一時保護施設／入所経路】

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
区役所を経由	11	15	14	9	21	20
警察署を経由	1	1	2	2	0	1
直接来所	0	3	4	3	1	0
その他（病院・援助センター）	0	0	2	0	0	0
計	12	19	22	14	22	21

【表 18 札幌市緊急一時保護施設／在所日数（家族数）】

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
1 日間		1	1			
2 日間		1	2			
3 日間	1	1	2		2	
4 日間	2		1	1	2	2
5 日間	1		1		1	
6 日間			4	1	1	1
7 日間		2	1	1	1	2
8 日間	1	2		1	2	1
9 日間	1	1		1	1	
10 日間			1			
11 日間		1				
12 日間		2	2	1		
13 日間				3	1	1
14 日間	1	1	1	2	2	
15 日間		2	2		1	1
16 日間	1		1		1	1
17 日間	1		1	1	1	
18 日間					1	
19 日間					1	1
20 日間					1	
21 日間			1			2
22 日間		3				1
24 日間				1		
25 日間						1
26 日間	1		1			1
27 日間		1				
28 日間						2
29 日間		1			1	
30 日間					1	
33 日間						2
34 日間						1
36 日間				1	1	
44 日間						1
47 日間	1					
151 日間	1					
計（家族数）	12（10）	19（18）	22（17）	14（15）	22（21）	21（25）
平均日数	25.3 日	12.9 日	9.5 日	13.6 日	13.5 日	19.7 日

【表 19 札幌市緊急一時保護施設／退所の理由】

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
家庭への復帰	4	3	6	6	6	5
アパート等への入居	4	7	7	3	10	8
母子生活支援施設への入居	1	1	1	2	2	1
親元への保護	-	2	1	1	1	-
親戚への保護	-	1	-	-	-	1
市住・下宿・病院・友人宅	1	4	4	-	1	4
帰国（外国籍）	1	-	-	-	-	-
危険が伴うため他の地域へ移動	-	-	1	1	-	1
北海道立女性相談援助センター	1	1	-	-	-	-
児童相談所	-	-	-	-	1	-
不明（無断退所等）	-	-	2	-	-	-
（年度末現在入所中）	1			1	1	1
計	12	19	22	14	22	21

表 10～15：札幌市子ども未来局子育て支援部調べ

【表 20 配偶者暴力に関する保護命令事件の新受・既済件数（札幌地裁分）】

年 度	新規受	既 済						
			認容（保護命令発令）				却下	取下げ等
				接近禁止	退去	双方		
13 年度	6	5	4	4	0	0	0	1
14 年度	3 5	3 6	3 4	3 2	0	2	1	1
15 年度	6 4	6 2	5 9	4 5	0	1 3	2	1
16 年度	7 6	7 3	5 4	3 8	0	1 6	9	1 0

※12 年以前の統計データなし

札幌市市民まちづくり局男女共同参画推進室調べ

【表 21 生活保護】

申請（担当部署）	保健福祉局総務部保護指導課、各区保健福祉部保護課
要 件	・ 当面の生活費がない ・ 親や親類からの援助が受けられない又は十分ではない
調 査 決 定	・ 生活保護の適用についての調査をし決定する（保護の要否、種類、程度、受給方法） ・ 14 日以内に文書で通知（原則）
DV 被害者への配慮	・ 被害者の安全な場所へ担当者が出向く ・ 詳細な面談は申請手続の後に行うことができる ・ 郵送による申請を認める ・ 扶養照会を省略できる ・ 親族のところに身を寄せている時に機械的に同一世帯認定をしない ・ 預金調査は、危険がなくなった段階で本人の同意を得て行う
種 類	・ 生活扶助・教育扶助・医療扶助・住宅扶助・介護扶助 ・ 出産扶助・生業扶助・葬祭扶助

表①「保護世帯数の推移」

		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
常住人口	世 帯	781,556	796,622	812,610	830,040	844,712
	人 口	1,822,300	1,833,531	1,846,035	1,859,035	1,868,289
被保護者	世帯①	24,681	26,314	28,191	30,317	32,048
	停止②	7	6	11	10	11
	人 員	38,258	40,594	43,418	46,556	48,910
	停 止	9	8	16	13	17
保護率（％）	世 帯	3.16	3.30	3.47	3.65	3.79
	人 員	2.10	2.21	2.35	2.50	2.62

表②「単身世帯・二人以上世帯別推移」

		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
総世帯数（上記①②）		24,675	26,308	28,180	30,307	32,037
％		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単身世帯	計	16,377	17,476	18,774	20,236	21,560
	％	66.4	66.4	66.6	66.8	67.3
二人以上の世帯	計	8,297	8,832	9,406	10,071	10,477
		内母子 3,877	内母子 4,140	内母子 4,409	内母子 4,685	内母子 4,851
	％	33.6	33.6	33.4	33.2	32.7
		内母子 15.7	内母子 15.7	内母子 15.6	内母子 15.5	内母子 15.1

【表 22 市営住宅】

所管部局	住宅管理課
優遇措置	母子家庭について当選率を高める優遇措置
配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入所について（通達）	
通達年月日	平成 16 年 3 月 31 日
通達機関名	国土交通省住宅局長
文書番号	国住総第 191 号
目 的	DV 被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、DV 被害者の公営住宅への入居の取扱い等に関する配慮
内 容	① 住宅に困窮する実情に応じて、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、優先入居の取扱いを可能とする ② 要件（いずれかに該当） ア 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）第 10 条の規定に基づき、保護命令中の配偶者からの暴力を受けた被害者 イ 婦人相談所において、配偶者からの暴力を理由として一時保護（配偶者暴力防止法による一時保護）をした又はしている者、配偶者からの暴力を入所理由とした婦人保護施設及び母子生活支援施設の退所者及び入所者

【表 23 経済支援】

①母子寡婦福祉センター

目 的	母子及び寡婦の生活の安定と福祉の向上を図る
支 援 内 容	母子家庭の母及び寡婦に対し、生活一般や養育費等の相談に応じ、助言や指導を行う 教養講座の開催や交流場所の提供を行う
運 営	札幌市母子寡婦福祉連合会

②母子家庭及び寡婦自立促進対策事業

目 的	母子家庭等の自立支援
実 施 機 関	札幌市母子寡婦福祉連合会
支 援 内 容	就業に結びつきやすい資格取得を目的とした就業支援講習会（無料） ・簿記・調理・ホームヘルパー・パソコン・建設経理事務など

③母子・寡婦福祉資金貸付

目 的	母子及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図る
担 当 課	各区保健福祉サービス課
支 援 内 容	勉学や就労に必要な資金、医療や介護を受けるのに必要な資金等 13 種類の資金の貸付を行う

表③

貸付種類別件数	資金名	H12	H13	H14	H15	H16	資金名	H12	H13	H14	H15	H16
	事業開始資金	—	—	—	—	—	生活資金	16	12	11	11	11
	事業継続資金	1	1	—	2	—	住宅資金	—	—	1	—	1
	修学資金	394	364	316	302	299	転宅資金	11	9	16	14	8
	技能習得資金	26	18	16	11	10	就学支度資金	214	176	168	194	160
	修業資金	8	3	3	3	7	結婚資金	—	1	1	—	—
	就職支度資金	1	—	—	1	—	特例児童扶養資金※	—	—	15	13	1
	医療介護資金	—	—	—	—	—						

※平成 14 年 8 月～

【表 24 子ども】

①学校・教育委員会	DV被害者が夫の暴力から逃れるため転居した場合、子の転校手続についての配慮 ・住民票の異動がなくても転校手続が可能 ・転校先の問い合わせに対して答えない
②児童相談所 昭和 47 年 4 月設置	・児童福祉の専門機関 ・専門的立場から様々な悩みについての相談を受ける （児童福祉司、児童心理司、小児科医、精神科医 等） ・調査、判定に基づいた必要な助言、指導 ・必要に応じて一時保護、里親委託

【表 25 住民票・戸籍窓口】

支 援 内 容	DV、ストーカー行為等の被害者を保護するための支援措置として、加害者からの住所確認を目的とした、住民票、戸籍の附票の交付請求を制限する（保護命令の証明書又は警察等の相談機関の確認書類が必要） ・加害者からの交付請求を制限 ・第三者からの請求は、厳格な審査を行う ・代理人、使者、郵送の請求は受け付けない ・被害者本人が住民票等の交付を受ける場合は、限定された書類を持参
実 施 日	平成 16 年 7 月 1 日
申 出 の 状 況	140 件 （平成 17 年 6 月 30 日現在）

資料3 女性の就労状況

【表 26 札幌市の職業別就業者数】

※国勢調査による。各年10月1日現在

職 業	年次・男女別	平成7年			平成12年		
		総 数	男 性	女 性	総 数	男 性	女 性
総 数		845,813	511,398	334,415	851,060	501,299	349,761
専門的・技術的職業従事者		121,960	68,938	53,022	129,201	72,190	57,011
管理的職業従事者		45,017	40,558	4,459	28,204	24,967	3,237
事務従事者		181,904	70,691	111,213	177,087	68,576	108,511
販売従事者		158,113	103,419	54,694	163,369	107,285	56,084
サービス職業従事者		78,655	29,223	49,432	87,335	31,876	55,459
保安職業従事者		17,561	16,422	1,139	18,504	17,270	1,234
農林漁業作業者		4,430	2,859	1,571	3,790	2,449	1,341
運輸・通信従事者		37,131	34,513	2,618	35,761	33,414	2,347
技術工、採掘・製造・建設作業者及び労務作業者		191,388	139,639	51,749	189,929	133,931	55,998
分類不能の職業		9,654	5,136	4,518	17,880	9,341	8,539

【表 27 札幌市の産業分類別 男女別 15 歳以上就業者数（就業状態）】

国勢調査：各年 10 月 1 日現在

			総数	主に仕事	家事のほ か仕事	通学のかた わら仕事	休業者
H 7 (1995)	総数	計	845,813	714,769	104,999	18,772	7,273
		男	511,398	493,203	2,934	10,966	4,295
		女	334,415	221,566	102,065	7,806	2,978
	第 1 次産業	計	4,526	3,454	991	14	67
		男	2,838	2,699	73	10	56
		女	1,688	755	918	4	11
	第 2 次産業	計	171,813	153,842	15,750	735	1,486
		男	131,777	129,565	411	566	1,236
		女	40,036	24,277	15,339	169	251
	第 3 次産業	計	659,081	549,684	86,833	17,451	5,113
		男	371,342	356,276	2,392	10,064	2,610
		女	287,739	193,408	84,441	7,387	2,503
H12 (2000)	総数	計	10,393	7,789	1,425	572	607
		男	5,441	4,663	58	326	394
		女	4,952	3,126	1,367	246	213
	第 1 次産業	計	851,060	728,443	93,982	19,555	9,080
		男	501,299	481,914	3,670	10,750	4,965
		女	349,761	246,529	90,312	8,805	4,115
	第 2 次産業	計	3,789	3,050	673	8	58
		男	2,371	2,264	61	5	41
		女	1,418	786	612	3	17
	第 3 次産業	計	157,778	143,470	12,191	441	1,676
		男	121,501	119,387	433	327	1,354
		女	36,277	24,083	11,758	114	322
	分類不能	計	671,443	568,966	78,507	17,161	6,809
		男	368,032	352,423	2,974	9,384	3,251
		女	303,411	216,543	75,533	7,777	3,558
	分類不能	計	18,050	12,957	2,611	1,945	537
		男	9,395	7,840	202	1,034	319
		女	8,655	5,117	2,409	911	218

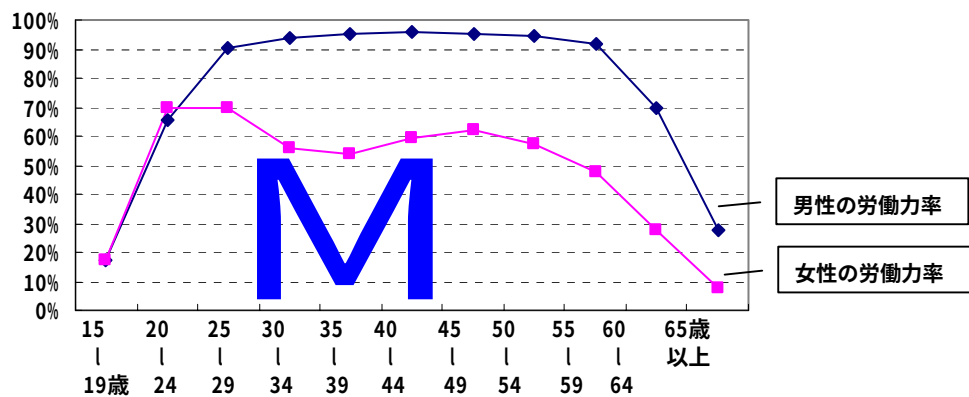
【表 28 M字型就業形態】

札幌市

国勢調査 H12.10.1 現在

(単位 人)

	男性 労働力人口	労働力率	女性 労働力人口	労働力率
15～19歳	10,265	17.3%	9,964	17.4%
20～24	45,132	65.6%	49,028	69.8%
25～29	63,915	90.1%	54,282	70.0%
30～34	58,697	93.6%	38,878	55.9%
35～39	56,352	94.9%	35,176	53.6%
40～44	54,442	95.6%	37,084	59.3%
45～49	62,608	95.2%	45,196	61.9%
50～54	67,606	94.3%	46,356	57.5%
55～59	49,300	91.7%	29,041	47.3%
60～64	32,243	69.6%	14,673	27.8%
65～	30,433	27.4%	11,692	7.7%

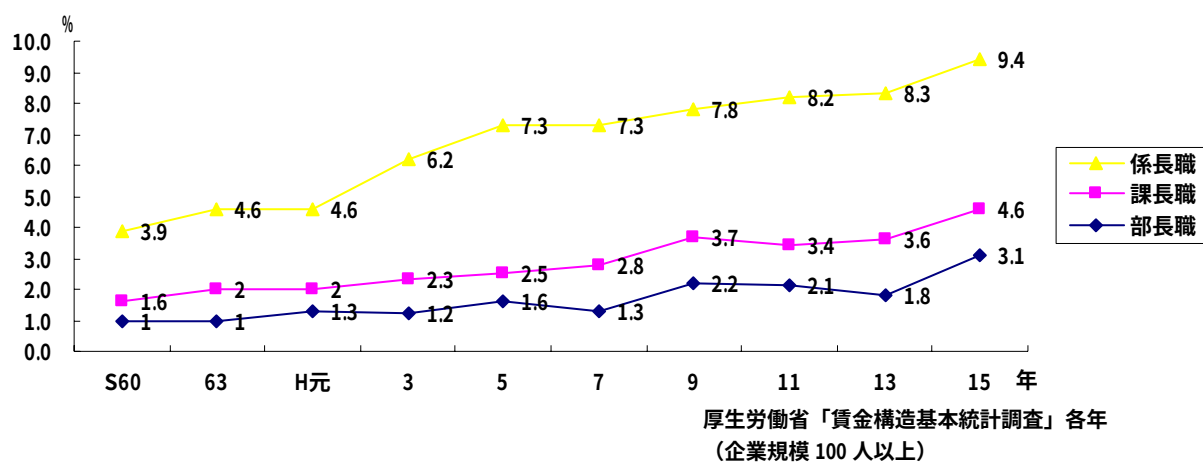


【表29 勤労者の月平均労働時間・賃金及び男女の賃金格差（勤労統計調査一札幌市分）】

	性別	1998 (H10)			2002 (H14)			賃金伸率 02/98
		時間	賃 金	女／男	時間	賃 金	女／男	
全産業	男性	165.1	473,824		159.3	479,403		1.2
	女性	145.8	230,205	48.6	139.7	263,926	55.1	14.6
建設業	男性	171.4	474,303		165.7	587,403		23.8
	女性	156.0	246,278	51.9	162.4	381,686	65.0	55.0
製造業	男性	171.2	435,405		172.4	431,452		-0.9
	女性	152.9	157,876	36.3	133.9	161,745	37.5	2.5
電気・ガス・熱・水道業	男性	156.6	600,012		159.4	683,789		14.0
	女性	145.0	309,473	51.6	150.0	374,124	54.7	20.9
運輸・通信業	男性	183.7	466,191		167.0	360,493		-22.7
	女性	165.9	237,853	51.0	127.4	168,433	46.7	-29.2

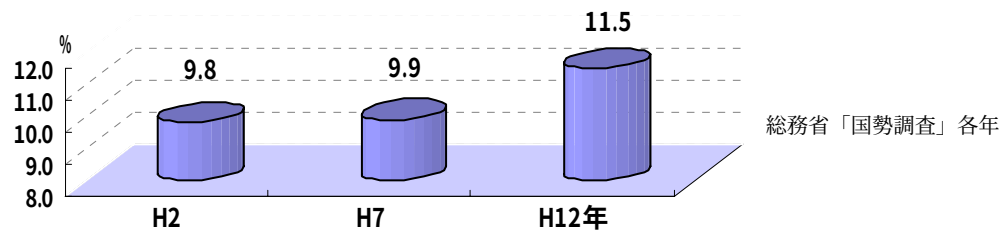
卸・小売・飲食店	男性	161.2	512,615		155.7	385,635		-24.8
	女性	145.5	240,231	46.9	130.9	191,112	49.6	-20.4
金融・保険業	男性	156.1	622,094		159.6	563,985		-9.3
	女性	131.2	259,857	41.8	148.9	287,591	51.0	10.7
不動産業	男性	154.6	224,571		153.9	270,970		20.7
	女性	113.5	116,452	51.9	116.5	96,399	35.6	-17.2
サービス業	男性	160.8	479,444		152.5	518,280		8.1
	女性	146.4	251,669	52.5	142.6	301,896	58.2	20.0

【表 30 管理職のうち女性の占める割合の推移（全国）】



	部長職			課長職			系長職		
	女性 (人)	総数 (人)	%	女性 (人)	総数 (人)	%	女性 (人)	総数 (人)	%
昭和 60 年	275	26,705	1.0	1,074	67,947	1.6	2,933	75,656	3.9
昭和 63 年	293	30,502	1.0	1,509	74,042	2.0	3,624	78,969	4.6
平成 元年	421	33,398	1.3	1,574	78,335	2.0	3,576	78,367	4.6
平成 3 年	449	38,561	1.2	2,098	89,451	2.3	5,101	82,897	6.2
平成 5 年	622	39,396	1.6	2,243	89,309	2.5	6,455	88,294	7.3
平成 7 年	537	39,926	1.3	2,448	88,916	2.8	5,711	78,510	7.3
平成 9 年	886	39,508	2.2	3,359	90,338	3.7	6,621	84,932	7.8
平成 11 年	815	38,861	2.1	3,070	91,336	3.4	7,000	85,669	8.2
平成 13 年	701	38,241	1.8	3,124	85,653	3.6	6,649	80,067	8.3
平成 14 年	920	38,497	2.4	3,799	84,614	4.5	7,105	74,162	9.6
平成 15 年	1,115	36,491	3.1	3,779	82,732	4.6	6,739	71,555	9.4

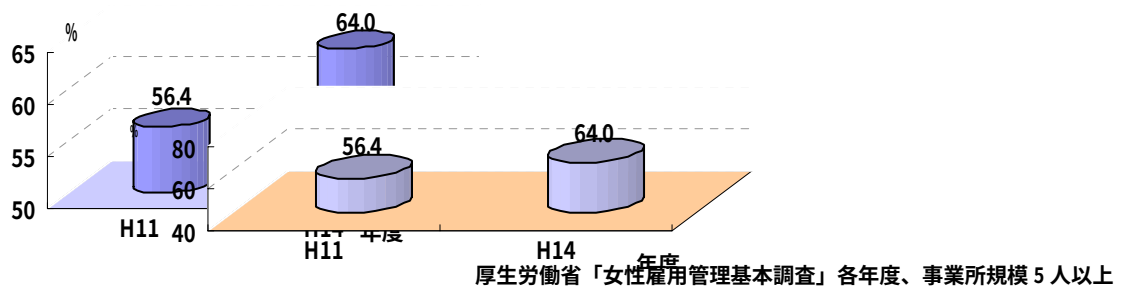
【表 31 管理的職業従事者における女性の割合（札幌市）】



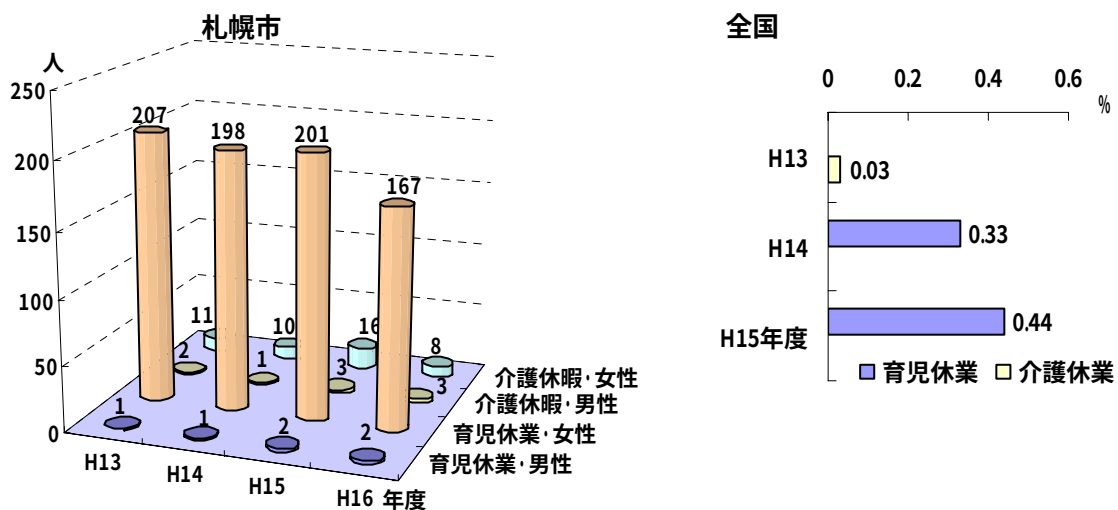
管理的職業：日本標準職業分類による大分類項目 B。管理的公務員、会社・団体等役員及び管理職員、その他の管理的職業従事者

管理的従事者	平成 2 年度	平成 7 年度	平成 12 年度
女性（人）	4,018	4,459	3,237
総数（人）	41,005	45,017	28,204
（%）	9.8	9.9	11.5

【図 1 育児休業制度の取得率（全国）】



【図 2 札幌市職員及び企業男性従業員の育児・介護休業取得者数（札幌市／全国）】

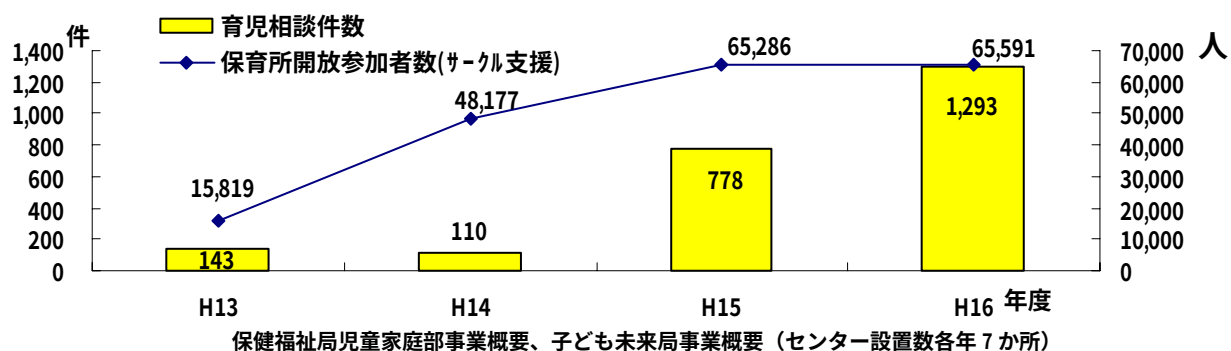


札幌市：総務局職員部調べ、全国：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」各年度

資料4 子育て支援の環境

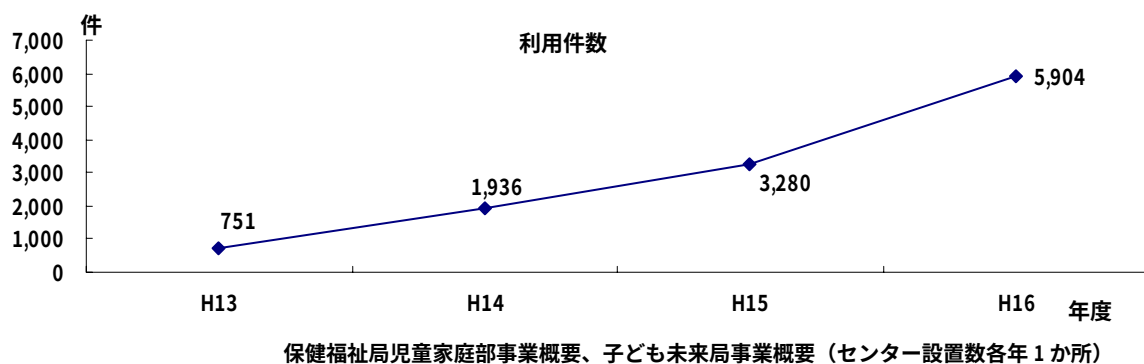
【図3 地域子育て支援センター*事業の設置数・利用件数】

* 地域子育て支援センターとは保育所のノウハウを生かした子育て情報交換の場をいう。



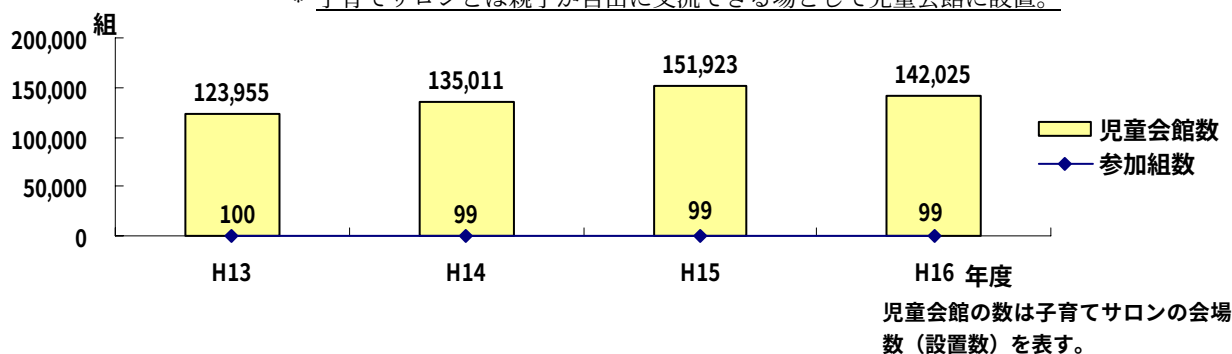
【図4 子育てサポートセンター*設置数・利用件数】

* 子育てサポートセンターとは、地域の人が子育て家庭を支援する仕組みをいう。



【図5 札幌市が各区役所を拠点として実施している子育てサロン*の設置数・利用件数(参加組数)】

* 子育てサロンとは親子が自由に交流できる場として児童会館に設置。



保健福祉局児童家庭部事業概要、子ども未来局事業概要

【表32 子育てサークル*登録数】

* 子育てサークルとは市が支援する公園や児童会館、地区センターなどで活動しているサークルをいう。

H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17.4
146	511	722	566	524	419	347	313	265

保健福祉局児童家庭部事業概要、子ども未来局事業概要

【表33 保育所の定員（各年4月1日現在）】

	H12・4月	H13・4月	H14・4月	H15・4月	H16・4月	H17・4月
箇所	158	159	159	168	175	180
定員	13,349	13,764	13,829	14,579	15,195	16,131

保健福祉局児童家庭部事業概要、子ども未来局事業概要

【表34 児童会館利用状況】

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
館数	102館	103館	103館	103館	103館	103館
利用者数	1,882,854人	1,984,611人	2,080,465人	2,211,222人	2,378,006人	2,341,458人

保健福祉局児童家庭部事業概要、子ども未来局事業概要

【表35 児童クラブ*】

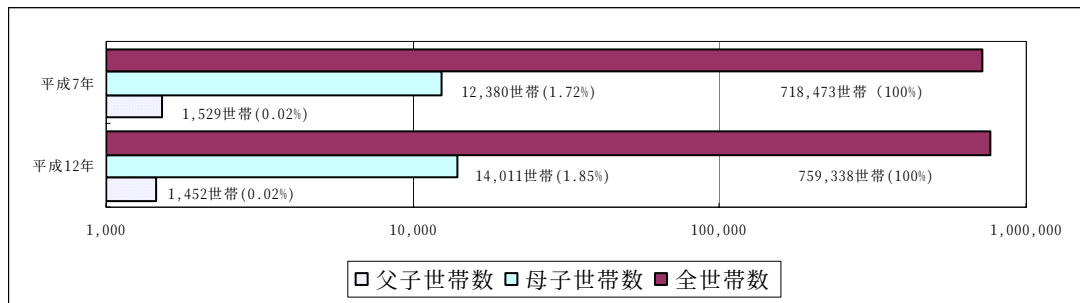
* 児童クラブとは放課後帰宅しても保護者が就労などにより指導援助が受けられない児童を健全に育成する事業をいう。

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
箇所	103箇所	107箇所	112箇所	115箇所	120箇所	126箇所
児童数	3,641	4,367	4,949	5,164	5,811	6,496

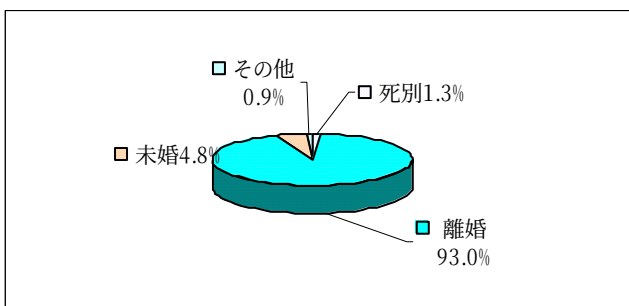
保健福祉局児童家庭部事業概要、子ども未来局事業概要

資料5 ひとり親家庭等の現状

【表 36 札幌市の母子家庭及び父子家庭の世帯数(国勢調査)】



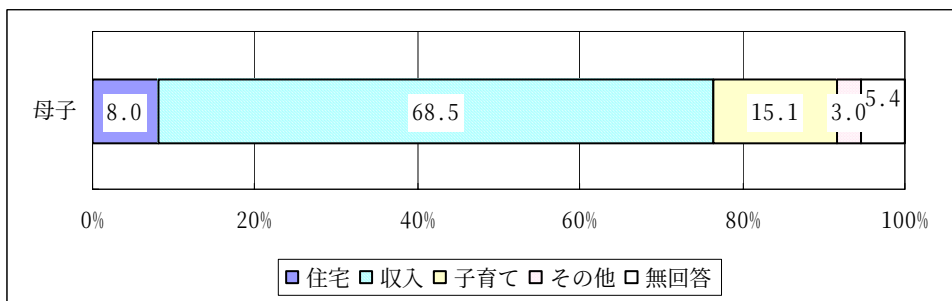
【表 37 母子家庭となった理由(平成16年札幌市アンケート調査※)】



※ 「平成16年札幌市ひとり親家庭(母子家庭・寡婦)の生活と意識に関するアンケート調査」
以下「表42」まで同じ。

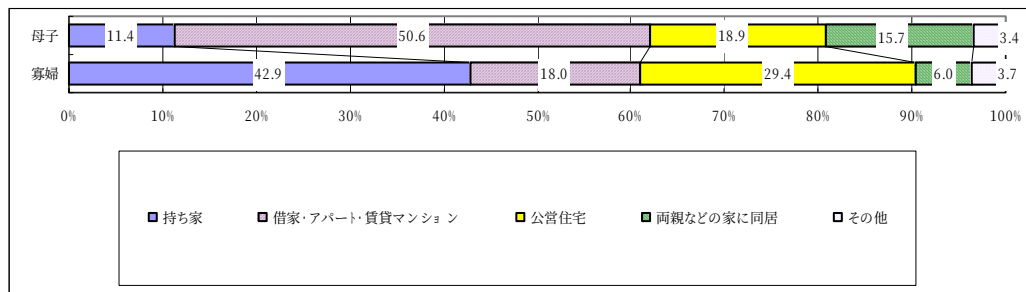
カテゴリ	件数	%
死別	11	1.3
離婚	781	93.0
未婚	40	4.8
その他	2	0.2
無回答	6	0.7
サンプル数	840	100.0

【表 38 母子家庭となって困ったこと(平成16年札幌市アンケート調査)】



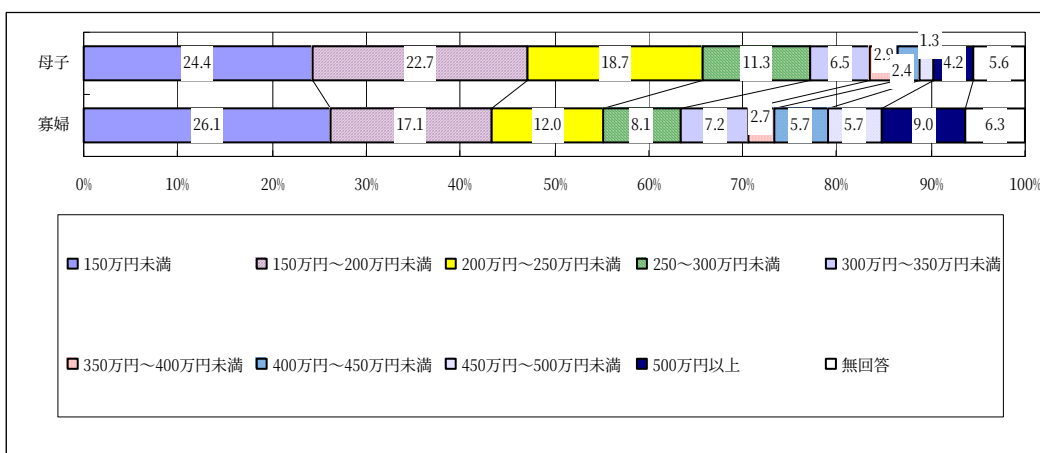
カテゴリ	件数	%
住宅	67	8.0
収入(生活費)	575	68.5
子育て	127	15.1
その他	25	3.0
無回答	46	5.5
サンプル数	840	100.0

【表 39 母子家庭・寡婦の住宅の状況(平成 16 年札幌市アンケート調査)】



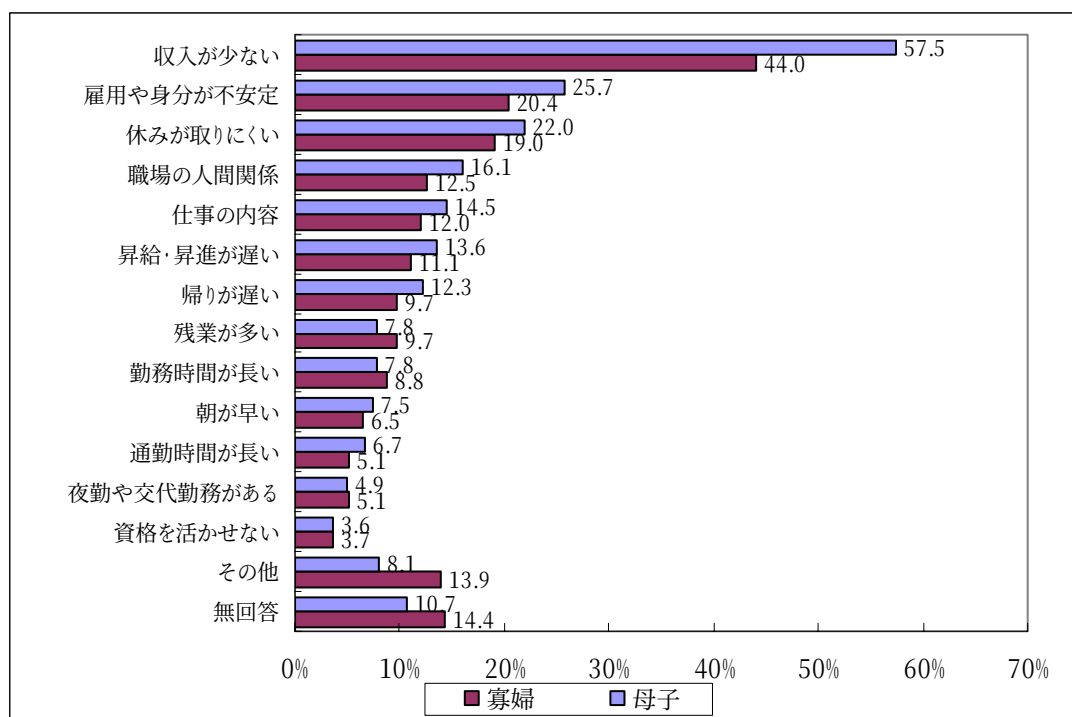
カテゴリ	母子		寡婦	
	件数	%	件数	%
持ち家(一戸建・分譲マンション等)	96	11.4	143	42.9
借家・アパート・賃貸マンション	425	50.6	60	18.0
公営(道・市・雇用促進)住宅	159	18.9	98	29.4
両親などの家に同居	132	15.7	20	6.0
その他	20	2.4	12	3.6
無回答	8	1.0	0	0
サンプル数	840	100.0	333	100.0

【表 40 母子家庭・寡婦の収入状況(平成 16 年札幌市アンケート調査)】



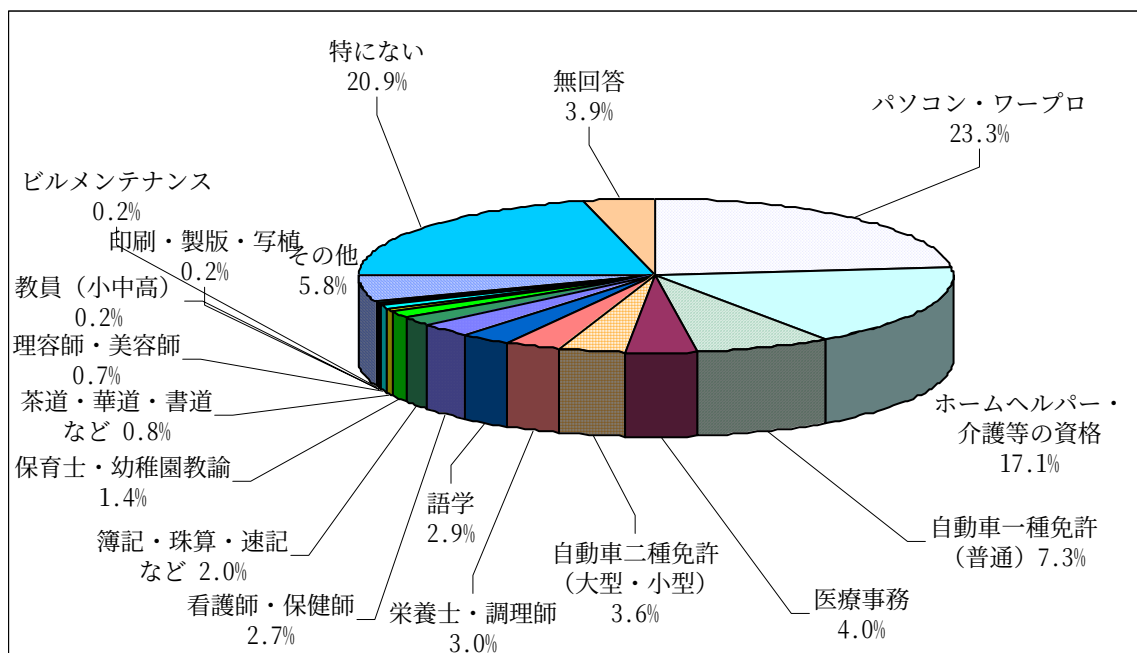
カテゴリ	母子		寡婦	
	件数	%	件数	%
150 万円未満	205	24.4	87	26.1
150 万円～200 万円未満	191	22.7	57	17.1
200 万円～250 万円未満	157	18.7	40	12.0
250 万円～300 万円未満	95	11.3	27	8.1
300 万円～350 万円未満	55	6.5	24	7.2
350 万円～400 万円未満	24	2.9	9	2.7
400 万円～450 万円未満	20	2.4	19	5.7
450 万円～500 万円未満	11	1.3	19	5.7
500 万円以上	35	4.2	30	9.0
無回答	47	5.6	21	6.3
サンプル数	840	100.0	333	100.0

【表 41 母子家庭・寡婦の仕事についての悩みや不満（平成 16 年度札幌市アンケート調査）】



カテゴリ	母子		寡婦	
	件数	%	件数	%
朝が早い	52	7.5	26	12.0
帰りが遅い	85	12.3	21	9.7
通勤時間が長い	46	6.7	11	5.1
勤務時間が長い	54	7.8	19	8.8
夜勤や交代勤務がある	34	4.9	11	5.1
残業が多い	54	7.8	14	6.5
休みが執りにくい	152	22.0	44	20.4
収入が少ない	397	57.5	95	44.0
資格を活かせない	25	3.6	8	3.7
雇用や身分が不安定	177	25.7	41	19.0
昇給・昇進が遅い	94	13.6	24	11.1
仕事の内容	100	14.5	21	9.7
職場の人間関係	111	16.1	27	12.5
その他	56	8.1	30	13.9
無回答	74	10.7	31	14.4
サンプル数	840	100.0	216	100.0

【表 42 母子家庭の母の今後取得したい資格(平成 16 年札幌市アンケート調査)】



カテゴリ	件数	%
自動車一種免許（普通）	61	7.3
自動車二種免許（大型・小型）	30	3.6
栄養士・調理師	25	3.0
保育士・幼稚園教諭	12	1.4
教員（小中高）	2	0.2
看護師・保健師	23	2.7
ホームヘルパー・介護などの資格	143	17.0
医療事務	34	4.0
理容師・美容師	6	0.7
茶道・華道・書道など	7	0.8
簿記・珠算・速記など	17	2.0
印刷・製版・写植	2	0.2
パソコン・ワープロ	195	23.2
語学	24	2.9
ビルメンテナンス	2	0.2
その他	49	5.8
特に無い	175	20.8
無回答	33	3.9
サンプル数	840	100.0

資料6 加害者の状況

【表 43 加害者の年齢】

	総数	女性	男性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
10代	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
20代	76 (22.0)	3 (12.5)	73 (22.7)
30代	103 (29.7)	7 (29.2)	96 (29.8)
40代	87 (25.2)	6 (25.0)	81 (25.2)
50代	59 (17.0)	5 (20.9)	54 (16.7)
60代	18 (5.2)	3 (12.5)	15 (4.7)
70代	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)

※ 法務総合研究所研究部報告 24 2003 「ドメスティック・バイオレンス（DV）の加害者に関する研究」

【表 44 加害者の職種】

	総数	女性	男性
総数	236 (100.0)	8 (100.0)	228 (100.0)
販売関係	22 (9.3)	0 (0.0)	22 (9.6)
運輸関係	28 (11.9)	0 (0.0)	28 (12.3)
サービス関係	28 (11.9)	5 (62.5)	23 (10.1)
建設関係	70 (29.7)	0 (0.0)	70 (30.7)
オフィスワーカー	7 (3.0)	0 (0.0)	7 (3.1)
その他	81 (34.3)	3 (37.5)	78 (34.2)

※ 法務総合研究所研究部報告 24 2003 「ドメスティック・バイオレンス（DV）の加害者に関する研究」

【表 45 加害者の年収】

	総数	女性	男性
総数	234 (100.0)	7 (100.0)	227 (100.0)
100万円未満	8 (3.4)	0 (0.0)	8 (3.5)
100万円以上 200万円未満	18 (7.7)	0 (0.0)	18 (7.9)
200万円以上 300万円未満	54 (23.1)	1 (14.3)	53 (23.3)
300万円以上 400万円未満	65 (27.8)	4 (57.1)	61 (26.9)
400万円以上 500万円未満	14 (6.1)	0 (0.0)	14 (6.2)
500万円以上 600万円未満	6 (2.6)	0 (0.0)	6 (2.6)
600万円以上 700万円未満	8 (3.4)	0 (0.0)	8 (3.5)
700万円以上 800万円未満	4 (1.7)	1 (14.3)	3 (1.3)
800万円以上 900万円未満	2 (0.9)	0 (0.0)	2 (0.9)
900万円以上 1000万円未満	2 (0.9)	0 (0.0)	2 (0.9)
1000万円以上	9 (3.8)	0 (0.0)	9 (4.0)
不明	44 (18.8)	1 (14.3)	43 (18.9)

※ 法務総合研究所研究部報告 24 2003 「ドメスティック・バイオレンス（DV）の加害者に関する研究」

【表 46 配偶者間（元配偶者を含む）の犯罪状況等】

	平成 13 年			平成 14 年			平成 15 年			平成 16 年
	件数	うち検挙	うち入所	件数	うち検挙	うち入所	件数	うち検挙	うち入所	件数
夫婦 (婚姻関係)	76	5	4	358	21	32	292	20	21	404 (32)
元夫婦 (離婚)	2	1	0	16	4	2	13	0	0	52 (3)
内縁等 (内縁関係)	12	3	1	80	7	6	95	12	7	94 (6)
元内縁 (内縁解消)	0	0	0	2	0	0				(1)
合計	90	9	5	456	32	40	400	32	28	592
法施行後							946	73	73	1,538

※ （ ）内は改正法施行後の区分及び数値である。

罪 名	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
殺人（未遂）	1	1	2
傷害	21	24	24
暴行	2	3	
傷害・放火予備	1		
覚取	2		2
住居侵入他	1		
銃刀法	2		
器物損壊	1		
暴行傷害		1	
窃盗他	1		
逮捕 監禁 傷害		1	
強姦		1	
脅迫		1	
合 計	32	32	28
法施行後	41	73	101

※北海道警察本部資料

資料7 札幌市のこれまでの普及啓発の取り組み内容

【表 47 啓発誌の発行】

年 度	内 容	発行部数
平成 10 年度	人権啓発リーフレット「夫・恋人の暴力をなくそう！」	17,000 部
平成 11 年度	人権啓発リーフレット「夫・恋人の暴力をなくそう！」改訂版	10,000 部
平成 13 年度	コンパクトサイズの情報提供リーフレット (配布先) ・ コンビニエンスストア (487 店舗) 48,700 部 ・ 区役所、区民センター等庁舎分 13,800 部 ※その他講演会やパネル展などで随時配布	100,000 部
平成 15 年度	点字版リーフレット作成	50 部
平成 16 年度	相談窓口や緊急一時保護連絡先を記載した「カード式のリーフレット」 人権啓発リーフレット「夫・恋人の暴力をなくそう！」の改訂版 (カード) ・ 美容院 5,250 部 ・ 病院 7,240 部 ・ スーパー 13,950 部 ・ 区役所、区民センター等関係機関分 6,000 部 (リーフレット) ・ 美容院 (525 店舗) 2,625 部 ・ 病院 1,448 部 ・ スーパー 59 部 ・ 区役所、区民センター等関係機関分 6,000 部 ※その他講演会やパネル展などで随時配布	リーフレット (27,500 部) カード (55,000 部)

【表 48 「女性に対する暴力をなくす運動」の取り組み(11 月 12 日～25 日)】

(平成 15 年度)

種 類	月 日	講 師 等
夫・パートナーからの暴力に関するシンポジウム (男女共同参画課)	11/21	(基調講演) 川喜田 好恵 (大阪府立女性総合センター相談担当コーディネーター) (ディスカッション) 牧下 徳子 (駆け込みシェルター運営委員会委員長) 浅松 千寿 (中村・浅松法律事務所 弁護士) 川喜田 好恵 (同上) 参加者 200 人
人権一日電話相談 (男女共同参画センター)	11/17	相談件数 7 件／相談員 駆け込みシェルター運営委員会 (近藤恵子, 牧下徳子) 人権擁護委員協議会 (原敦子, 熊谷律子)
パネル展 (男女共同参画センター)	11/12～25	

各区の取り組み

種 類	区	月 日	講 師	参加者等
講 演 会	北 区	11/13	門脇 勉	36 人
		11/14	(北警察署生活安全第一係長)	30 人
	豊 平 区	11/15	近藤 恵子 (女のスペース・おん代表理事)	19 人
	南 区	11/18	小野寺 るみ子 (C&F ウェルフェア研究所)	23 人

学 習 会	手 稲 区	11/19	近藤 恵子 (女のスペース・おん代表理事)	13 人
臨 時 電 話 相 談	清 田 区	11/13	小野寺 るみ子 (C&F ウェルフェア研究所) 他母子婦人相談員 1 名	1 件
臨 時 相 談	中央区 11/17 (0 件) , 東区 11/18 (0 件) , 白石区 11/18 (1 件) , 厚別区 11/19 (0 件) , 西区 11/19 (2 件)			

(平成 16 年度)

種 類	月 日	講 師 等
講演会「夫・パートナーからの暴力の根絶をめざして ～私たちにできること～」 (男女共同参画課)	11/25	戒能 民江(お茶の水女子大学教授) 参加者 177 人
パネル展 (市役所及び男女共同参画センター)	11/8～25	

各区の取り組み

種 類	区	月 日	概 要
パ ネ ル 展	西 区	11/12～23	西区役所及び西区民センターロビーにおけるパネル展示 チラシ、パンフレット等配布

【表 49 関係職員研修】

年度	研修名	月 日	対象者
平成 11	母子・婦人相談員研修 保) 児童家庭部児童家庭課	12/2～3	各区母子・婦人相談員 18 名, 札幌市母子寡婦 福祉センター母子相談員 5 名,
	生活保護関係職員研修 保)総務部保護指導課	3/3	各区保健福祉部生活保護関係職員約 200 名
13	母子・婦人相談員研修 保) 児童家庭部児童家庭課	11/26	各区母子・婦人相談員等 (34 名)
15	生活保護関係職員他法他施策研修 保)総務部保護指導課	11/7	各区保健福祉部生活保護関係職員 168 名
16	講演会「夫・パートナーからの暴力の根 絶をめざして～私たちにできること～」 市) 男女共同参画推進室男女共同参画課	11/25	各区母子・婦人相談員、保護課職員等 115 名

【表 50 人権フォーラムの開催】

(平成 12 年度)

種 類	月 日	講 師 等
「夫・パートナーからの女性 への暴力(家庭内暴力)の根 絶に向けて」 (男女共同参画課)	10/21	(基調講演) マーク・ストーリー (ポートランド市ラファエルハウス館長) (パネルディスカッション) 住田 裕子 (総理府(現内閣府) 男女共同参画審議会女性に対す る暴力部会委員, 弁護士) マーク・ストーリー (上記記載) 成田 教子 (駆け込みシェルター運営委員会委員長) 三枝 淳一 (道立女性相談援助センター相談課長) 伊藤 まち子 (市男女共同参画課長) 参加者 268 人

(平成 13 年 6 月に報告書 (1,000 部) を作成)

【表 51 札幌市『女性への暴力（家庭内暴力）』対策関係機関会議】

（名称）

この会議は、『女性への暴力（家庭内暴力）』対策関係機関会議（以下「会議」という。）と称する。

（目的）

会議は、女性に対する暴力（家庭内暴力）への取組について、民間、警察、行政などの関係諸機関が有機的な連携を図り、女性の人権擁護の観点から予防から救済までのサポート体制を総合的に検討することを目的とする。

（協議事項）

会議は、上記の目的を達成するために、次に掲げる連絡及び協議を行う。

- （1） 女性に対する暴力（家庭内暴力）についての施策の情報交換
- （2） 女性に対する暴力（家庭内暴力）についての施策の研究協議
- （3） その他目的達成に必要な事項

（構成）

会議の構成は、別紙のとおりとする。

この会議の目的に賛同する行政機関や民間団体などについては、会議の承認により加わることができる。

（会議）

会議は、構成員の要望により必要に応じて開催する。

必要があると認めるときは、専門部会を設けることができる。

（庶務）

会議の庶務は、札幌市市民局男女共同参画推進室男女共同参画課が担当する。

（その他）

この会議は、平成9年5月から運営する（会議設置）。

この会議は、平成10年2月から運営する（構成員追加）。

この会議は、平成10年11月から運営する（構成員追加）。

この会議は、平成11年10月から運営する（構成員追加）。

この会議は、平成14年11月から運営する（構成員追加）。

この会議は、平成15年11月から運営する（構成員追加）。

この会議は、平成16年12月から運営する（構成員追加）。

『女性への暴力（家庭内暴力）』対策関係機関会議構成員

(20機関、1 オブザーバー)

関 係 機 関 名	加入年月	備 考
札幌法務局人権擁護部	平成11年10月	
北海道警察本部	平成 9 年 5 月	
北海道立女性相談援助センター	平成 9 年 5 月	
石狩支庁地域政策部環境生活課	平成15年11月	
札幌弁護士会（両性の平等に関する委員会）	平成10年 2 月	
(社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター （北海道被害者相談室）	平成10年 2 月	
特定非営利活動法人 北海道マリッジ・カウンセリングセンター	平成10年11月	
駆け込みシェルター運営委員会	平成 9 年 5 月	
北海道子どもの虐待防止協会	平成 9 年 5 月	
北海道社会事業協会・すずらん	平成14年11月	
札幌市保健福祉局総務部保護指導課	平成 9 年 5 月	
札幌市保健福祉局保健福祉部精神保健福祉センター	平成 9 年 5 月	
札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課	平成 9 年 5 月	
札幌市子ども未来局児童福祉総合センター	平成 9 年 5 月	
札幌市都市局市街地整備部住宅課	平成 9 年 5 月	
札幌市教育委員会学校教育部教育推進課	平成 9 年 5 月	
札幌市男女共同参画センター	平成 9 年 5 月	
札幌市医師会	平成16年12月	
市立札幌病院事務局管理課	平成16年12月	
札幌市市民まちづくり局男女共同参画推進室男女共同参画課	平成 9 年 5 月	庶 務

※ この会議の目的に賛同する行政機関や民間団体などについては、会議の承認により加わることができる。

札幌地方裁判所民事第 4 部保全係	平成 15 年 11 月	オブザーバー として参加
-------------------	--------------	-----------------

資料 8 その他

1 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の推移

【表52 市内の幼稚園の園児数（各年5月1日現在）】

	1999年(H10)	2000年(H11)	2001年(H12)	2002年(H13)	2003年(H14)	2004年(H15)	2005年(H16)
学校数	151	151	151	151	151	151	151
市立	17	17	17	17	17	17	17
私立	134	134	134	134	134	134	134
園児数	28,792	28,452	28,176	27,689	27,906	27,761	27,124
男性	14,614	14,459	14,333	14,017	14,150	14,077	13,727
女性	14,178	13,993	13,843	13,672	13,756	13,684	13,397

※企）企画部企画調査課「学校基本調査」による。

【表 53 市内の小学校の児童数（各年5月1日現在）】

	1999年 (H10)	2000年 (H11)	2001年 (H12)	2002年 (H13)	2003年 (H14)	2004年 (H15)	2005年 (H16)
学校数	213	213	213	213	213	213	210
国立	1	1	1	1	1	1	1
市立	211	211	211	211	211	211	208
私立	1	1	1	1	1	1	1
児童数	105,367	102,945	100,384	99,170	98,303	97,714	96,813
男性	54,403	52,968	51,566	50,804	50,138	49,802	49,304
女性	50,964	49,977	48,818	48,366	48,165	47,912	47,509

※企）企画部企画調査課「学校基本調査」による。

【表 54 市内の中学校の生徒数（各年5月1日現在）】

	1999年 (H10)	2000年 (H11)	2001年 (H12)	2002年 (H13)	2003年 (H14)	2004年 (H15)	2005年 (H16)
学校数	106	107	108	108	107	107	107
国立	1	1	1	1	1	1	1
市立	98	99	100	100	99	99	99
私立	7	7	7	7	7	7	7
生徒数	61,781	59,824	58,069	56,443	54,271	52,649	51,610
男性	31,494	30,613	29,793	29,073	27,951	27,021	26,495
女性	30,287	29,211	28,276	27,370	26,320	25,628	25,115

※企）企画部企画調査課「学校基本調査」による。

【表 55 市内の高等学校の生徒数（各年5月1日現在）】

	1999年 (H10)	2000年 (H11)	2001年 (H12)	2002年 (H13)	2003年 (H14)	2004年 (H15)	2005年 (H16)
学校数	55	55	55	55	55	55	55
道立	28	28	28	28	28	28	28
市立	8	8	8	8	8	8	8
私立	19	19	19	19	19	19	19
学生数	60,429	59,925	59,739	57,972	56,157	54,624	53,693
男性	29,553	29,527	29,726	29,006	28,241	27,636	27,361
女性	30,876	30,398	30,013	28,966	27,916	26,988	26,332

※企）企画部企画調査課「学校基本調査」による。

2 札幌市の産業（事業所）規模、産業別従事者等

【表 56 従業員規模別事業所数】

	総数	1～4 人	5～9	10～19	20～29	30～49	50～99	100～199	200～299	300 人以上
H13	76,083	43,394	15,677	8,974	3,240	2,277	1,489	668	163	132
H16	75,913	43,638	15,501	8,858	3,303	2,259	1,462	585	162	145

※「札幌市統計書」による。

【表 57 経営組織別事業所数（H13.10.1 現在）】

総数	民 営						国	独立行政法人	都道府県	市町村	その他
	個人	株式会社	有限会社	その他会社	会社以外の法人	法人でない団体					
77,605	28,876	29,221	13,793	250	3,403	540	390	10	119	997	6

※「札幌市統計書」による。

【表 58 資本金別企業数（H13.10.1 現在）】

総数	300 万円未満	300 万円～500 万円未満	500 万円～1000 万円未満	1000 万円～3000 万円未満	3000 万円～5000 万円未満	5000 万円～1 億円未満	1 億円～3 億円未満	3 億円～10 億円	10 億円～50 億円	50 億円以上
24,475	67	8,611	2,197	11,384	1,120	635	261	130	53	17

※「札幌市統計書」による。

【表 59 支所数規模別企業数（H13.10.1 現在）】

総数	単一事業所	複数事業所（支所数規模別）							
		総数	支所 1 か所	2 か所	3 か所	4 か所	5～9 か所	10～29 か所	30 か所以上
24,475	21,345	3,130	1,265	560	296	231	438	257	83

※「札幌市統計書」による。

Ⅰ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）

〔平成16年 6月2日改正〕
12月2日施行

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章の2 基本方針及び基本計画（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び基本計画

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第4項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この

条及び次条第1項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本計画)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 都道府県は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 主務大臣は、都道府県に対し、基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができる。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。）の一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り

消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、前項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（被害者及び当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条の規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第10条第2項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力を含む。）に関して前三号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第四号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書

には、同項第一号から第三号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第四号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項の規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項の規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項の規定による命令にあっては同項の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6号の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申し立ての理由となった身体に対する暴力と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同項の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは、「第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第四号中「前三号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第三号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者から保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第4条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一六の項中「非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て」の下に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による申立て」を加え、同表の一七の項ホ中「第27条第8項の規定による申立て」の下に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第16条第3項若しくは第17条第1項の規定による申立て」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由になった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

II 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針

平成 16 年 12 月 2 日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第 1 号

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にある。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性がある。

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要である。

平成 16 年に改正された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体が主体的に施策を実施することはもちろんのこと、国民一人一人が、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、積極的に取り組んでいくことが必要である。

2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が制定された。

法が施行され、保護命令の制度や、都道府県の配偶者暴力相談支援センターによる相談や一時保護等の業務が開始されたことにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護について一定の成果が挙げるとともに、この問題に関する社会の認識もかなり高まってきている。

平成 16 年 6 月現在で、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている施設は全国で 120 施設となっている。

配偶者暴力相談支援センターで受け付けた相談の件数は、平成 14 年度で 35,943 件、平成 15 年度で 43,225 件となっている。年間の相談件数が 2,000 件を超える都道府県がある一方で、相談件数が 200 件に満たない都道府県もあり、大きな地域差が見られる。婦人相談所等における来所による夫等の暴力の相談件数についてみると、平成 13 年度で 13,071 件であったものが、平成 15 年度には 19,243 件となっており、相談全体に占める夫等の暴力の割合も 19.2 パーセントから 25.5 パーセントと増加している。

婦人相談所一時保護所における入所者のうち、夫等の暴力を入所理由とする者も増加しており、平成 13 年度においては 2,680 件であったものが、平成 15 年度には 4,296 件となっている。また、警察が対応した配偶者からの暴力相談等の件数は、平成 14 年で 14,140 件、平成 15 年で 12,568 件となっている。

保護命令の発令件数は、平成 14 年度で 1,282 件、平成 15 年度で 1,498 件となっている。その内訳を見ると、平成 15 年度では、接近禁止命令と退去命令が併せて発令された件数が 438 件、接近禁止命令のみ発令された件数が 1,054 件、退去命令のみ発令された件数が 6 件となっている。

こうした法の施行状況も踏まえ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を更に推進するため、配偶者からの暴力の定義の拡大※、保護命令制度の拡充、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）及び都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の策定並びに市町村による配偶者暴力相談支援センター業務の実施及び被害者の自立支援等を内容とする配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 64 号）が平成 16 年 5 月に制定され、同年 12 月

2日に施行されたところである。今後、改正の趣旨に十分留意して、施策を実施していくことが必要である。

※ 法の改正により、「配偶者からの暴力」は、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むと規定されている。ただし、法第3章及び法第4章については、配偶者からの身体に対する暴力に限るとされていることから、基本方針においても、第2の1(1)及び2)、同2(1)イ(イ)、同2(5)、並びに別添については、配偶者からの身体に対する暴力に限られている。

3 基本方針及び基本計画策定の目的

基本計画は、広範多岐にわたる配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を、総合的に、かつ、地域の実情を踏まえきめ細かく実施していく観点から、第一線で中心となつてこれらの施策に取り組む都道府県が策定するものである。

基本方針は、全国あまねく適切に施策が実施されるようにする観点から、法や制度の概要に触れつつ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策に関する基本的な方針を示したものであり、基本計画の指針となるべきものである。したがって、都道府県が基本計画を策定する際は、基本方針に即しつつ、地域の実情に応じて、必要な事項をその内容に盛り込むことが望ましい。

なお、基本方針は、都道府県の判断により基本計画に独自の施策等を盛り込むことを妨げるものではない。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者からの暴力についての通報等及びその対応に関する事項

(1) 通報

ア 一般からの通報

配偶者からの暴力は、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者も加害者（配偶者からの暴力が行われた場合における当該配偶者又は配偶者であつた者をいう。以下同じ。）からの報復や家庭の事情等様々な理由から保護を求めることをためらうことも考えられる。被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるため、法第6条第1項において、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないこととされている。

国及び地方公共団体においては、通報についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して啓発に努めることが必要である。

イ 医師その他の医療関係者からの通報

医師その他の医療関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師等。以下「医療関係者」という。）は、日常の業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、医療関係者には、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待される。

そのため、法第6条第2項においても、医療関係者が業務を行うに当たって配偶者からの暴力の被害者を発見した場合には、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができることとされ、同条第3項により当該通報は守秘義務違反に当たらないとされている。

医療関係者にあっては、この趣旨を踏まえ、配偶者からの暴力の被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

他方で、配偶者からの暴力の被害者の保護は、被害者自身の意思を尊重して行われることが必要である。例えば、被害者の意思に反し通報が行われると、被害者の受診が妨げられたり、被害者の安全が脅かされるおそれもある。そのため、医療関係者は、原則として被害者の明示的な同意が確認できた場合にのみ通報を行うことが望ましい。ただし、被害者の生命又は身体に対する重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要である。

また、法第6条第4項に規定されているように、医療関係者は、被害者が自らの意思に基づき配偶者暴力相談支援センター、婦人相談員、相談機関等を適切に利用できるよう、これらの関係機関に関する積極的な

情報提供を行うことが必要である。

医療関係者が配偶者からの暴力の被害者の適切な保護に積極的な役割を果たすことができるためにも、都道府県において、医療関係者に対し、通報や情報提供に関する法の規定とその趣旨、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談員、相談機関の機能等について、医療関係者向けの広報や研修、医療関係者に対する関係機関の協議会への参加の呼びかけ、医療関係者を対象とした対応マニュアルの作成・配布等様々な機会を利用して周知を行い、医療関係者による通報や情報提供等、関係機関との連携協力を通じた被害者の保護の促進を図ることが望ましい。

(2) 通報等への対応

ア 配偶者暴力相談支援センター

法第7条において、配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとしてされている。

配偶者暴力相談支援センターは、通報を受けた場合、通報者に対し、加害者に知られないように被害者に配偶者暴力相談支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。また、被害者と連絡が取れた場合は、配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容等について説明し、助言を行うことが必要である。

現に被害者に対する危険が急迫していると認められるときは、警察にその旨を通報するとともに、被害者に対し、一時保護を受けることを勧奨するなどの措置を講ずることが必要である。なお、こうした危険が急迫している場合は、都道府県において少なくとも1つの施設で、夜間、休日を問わず対応できることが望ましい。また、加害者が通報者に対し、何らかの報復行為等を行うことも考えられることから、通報者の氏名等を公にすることがないよう十分注意することが必要である。

イ 警察

法第8条において、警察官は、通報やパトロール中での発見等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

警察において配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。また、被害者の意思を踏まえ、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講ずることが必要である。特に、被害者に対しては、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じて、必要な自衛措置その他配偶者暴力相談支援センター等の関係機関や保護命令制度等の教示等配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行うことが必要である。

2 被害者の保護に関する事項

(1) 被害者からの相談等に関する事項

ア 配偶者暴力相談支援センター

(ア) 配偶者暴力相談支援センターの機能

配偶者暴力相談支援センターは、被害者の保護を行う上で中心的な役割を果たす施設であり、法第3条第1項において、都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとしてされ、同条第2項において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができることとされている。

同一都道府県内の複数の施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすこととした場合、相互を有機的に連携し、その機能を発揮する観点から、都道府県は、これらの施設の連携の中心となる施設（都道府県が設置する施設に限る。以下「中心施設」という。）を1か所指定することが必要である。当該都道府県内の市町村が設置する施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすこととした場合、中心施設はこれらの市町村の施設との連携にも配慮することが必要である。

なお、自立支援を含む被害者の保護を図る上で、市町村の果たす役割は極めて大きいことから、都道府県及び市町村は十分連携をとり、被害者の保護に積極的に取り組むことが望ましい。

また、配偶者暴力相談支援センターにおいては、加害者が訪問すること等も想定し、安全確保のための対策を講ずることが必要である。

(イ) 相談を受けた場合の対応

法第3条第3項第1号において、配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介することとされている。

配偶者暴力相談支援センターにおいて被害者の相談に当たる職員は、被害者から電話による相談があった場合には、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、被害者に来所して相談したいとの意向があれば、これを促すことなどが必要である。また、来所した被害者の面接相談を行う場合には、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、被害者の抱える問題を正しく理解して、問題解決に向けて助言を行うことなどが必要である。さらに、保護を受けるか否かについては被害者本人が判断し決定すべきことであることから、被害者に対し、関係機関の業務内容の説明や助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨することなども必要である。

被害者に対する相談・支援を行うに当たっては、被害者の国籍、障害の有無等を問わずプライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行うことが必要である。

また、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう留意することが必要である。

イ 警察

(ア) 相談を受けた場合の対応

犯罪等による被害を未然に防止し、国民の安全と平穏を確保するため、配偶者からの暴力に関する相談に真摯に対応することが必要であるが、配偶者からの暴力は、身体に対する暴力に限られないことから、警察以外の機関が取り扱うことが適切であるものも含まれていることに留意することが必要である。また、配偶者からの身体に対する暴力に関する相談についても、被害者の保護を適切に行うために、関係機関との連携を強化することが必要である。

警察において配偶者からの暴力が行われていると認めた場合又は暴力が行われるおそれがあると認めた場合は、加害者について、被害者の意思を踏まえ、検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講ずることが必要である。加害者への措置を講ずるに当たって、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の活用に関し、被害者やその親族、支援者等に対する、同法第2条のつきまとい等の行為がある場合は、警告、禁止命令等の発動を検討することが必要である。

被害者に対しては、事案に応じて、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関、警察本部長等の援助の制度及び保護命令制度等の教示等配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行うことが必要である。

また、法第14条第2項の規定により裁判所から警察に対し書面の提出が求められた場合において、これに速やかに対応することができるよう、警察において、被害者が相談した際の状況及びこれに対して執った措置の内容について、適切に記録し、保管することが必要である。

なお、配偶者からの暴力により、被害者は、心身ともに傷ついており、自らの被害について積極的に申立てを行うことができないおそれがあり、また警察による対応の過程で更に傷つくおそれがあることなどから、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう、女性警察職員による相談対応、被害者と加害者とが遭遇しないような相談の実施等被害者が相談しやすい環境の整備に努めることが必要である。

(イ) 援助の申出を受けた場合の対応

法第8条の2において、警視総監若しくは道府県本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力

による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする」とされている。

警察においては、被害者から同条の援助を受けたい旨の申出を受けた場合に、申出が相当であると認めるときには、被害者から援助申出書の提出を求め、次に掲げる措置のうち、適切なものを選択することにより援助を行うことが必要である。

- a 被害者に対し、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するため、その状況に応じて避難その他の措置を教示すること。
- b 加害者に被害者の住所又は居所を知られないようにすること。
- c 被害者が配偶者からの暴力による被害を防止するための交渉を円滑に行うための措置（被害者に対する助言、加害者に対する必要な事項の連絡又は交渉場所としての警察施設の供用）。
- d その他申出に係る配偶者からの暴力による被害を自ら防止するために相当と認める援助。

ウ 人権擁護機関

法務省の人権擁護機関では、人権相談所や「女性の人権ホットライン」といった専用電話を設け、配偶者からの暴力を含めた相談を受け付けるほか、被害者から、人権侵犯による被害を受け、又は受けるおそれがある旨の申告等があった場合は、速やかに救済手続を開始する。

上記相談や申告を受け、配偶者からの暴力事案を認知した場合は、人権侵犯事件として所要の調査を行い、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介などの援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これを止めるよう、事案に応じて、説示、啓発を行うことにより、被害者の保護、救済に努めることが必要である。

(2) 被害者に対する医学的又は心理学的な指導等に関する事項

法第3条第3項第2号において、配偶者暴力相談支援センターは、被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこととされている。

ア 婦人相談所

被害者は、繰り返される暴力の中でPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることも多く、また、加害者からの追及の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にある。同伴者も同様に心理的被害を受けている場合も多い。こうした被害者に対する医学的又は心理学的な援助については、事案に応じ、医師、心理判定員、婦人相談員、看護師等、相談・保護に関わる職員が連携して行うことが必要である。

婦人相談所においては、心身に大きな被害を受けている被害者に対して、心理判定員等による心理学的諸検査や面接を行い、被害者の心理的な被害の状況を把握して、事案に応じた心理学的側面からの指導等を行うことが必要である。

また、疾病等の有無や診療の要否について、医学的な面から判定し、被害者の心身の健康状態を踏まえて、今後の必要な措置について検討するなど、適切に対応することが必要である。

イ 女性センター等

いわゆる「女性センター」等については、本来、被害者に対して医学的又は心理学的な指導を行うことを目的に設置されたものではないが、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設においては、婦人相談所等と連携して、被害者の心身の健康を回復させるための必要な対応をとることが望ましい。

ウ 児童相談所

平成16年4月に公布され、同年10月に施行された児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第30号）において、児童虐待の定義の見直しが行われ、子どもの目線で配偶者に対する暴力が行われること等、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に含まれること等が明確にされ、適切な対応を講じていくこととされている。

児童相談所においては、医学的又は心理学的なケアを必要とする子どもに対しては、精神科医や心理判定員等が連携を図りながら、個々の子どもの状況に応じてカウンセリング等を実施することが必要である。

また、婦人相談所に入所している子どもであっても、婦人相談所等と連携して、子どもの面前で配偶者に対する暴力が行われること等による心理的外傷の状況等を踏まえ、通所や訪問という形をとりながら、個別的な心理療法や集団療法等の援助を行うなど、子どもの状況に応じ適切に対応することが望ましい。

(3) 被害者の保護に関する事項

法第3条第3項第3号及び同条第4項において、被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）の一時保護を、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとされている。

ア 婦人相談所

婦人相談所における一時保護については、被害者本人の意思に基づき、(ア) 適当な寄宿先がなく、当該者に被害が及ぶことを防ぐため緊急に保護することが必要であると認められる場合、(イ) 一時保護所での短期間の生活指導、自立に向けた援助が有効であると認められる場合、(ウ) 心身の健康回復が必要であると認められる場合等に行うものである。

また、一時保護の期間は、援助の施策のうちどれが最も適当であるかを決定し、婦人保護施設や母子生活支援施設への入所等の措置が執られるまでの間や短期間の指導、援助を行うために必要な最小限の期間としているが、入所者の状況により、事案に応じて、弾力的に対応するよう配慮することが必要である。

同伴する子どもについては、男子高校生など婦人相談所で保護することが適当でないと判断される場合には、児童相談所の一時保護所で保護するなど、児童相談所等関係機関との連携を図ることが必要である。

一時保護に当たっては、被害者本人の状況、同伴者の有無等を勘案し、婦人保護施設や母子生活支援施設等、状況に応じ適切な一時保護委託先で保護するなどの対応を行うことが必要である。

一時保護の受入れに当たっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けられることができるという気持ちが持てるよう留意することが必要である。また、入所者の疾病や心身の健康状態等により、医療的ケアや心理的ケアを行うなど、適切な職員を配置し、心理判定員、婦人相談員等関係する職員が連携して問題の整理・解決を図ることが必要である。

一時保護は被害者本人からの依頼のほか、福祉事務所、警察、児童相談所等の関係機関からの依頼があるが、被害者は金銭や保険証等を所持せずに保護となる場合も多く、また、被害者及び同伴する子どもに対する加害者からの追及のおそれ等もあることから、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡を取るなど、緊密な連携を図ることが必要である。

被害者の支援については、加害者等の追及から逃れるため、県外の施設で保護する広域措置も増加しており、都道府県域を越えた広域的な連携が必要である。そうした連携を行う際は、費用負担の問題を含め、地方公共団体間において適切に対応できるよう、保護の実施責任等の明確化を図ることが必要である。

また、被害者が相談等を行った機関の所管区域を越えて、他の区域での保護を希望する場合は、移管先の機関に当該事案の相談内容及び対応状況に関する情報を的確に提供し、被害者が円滑に支援を受けられるよう配慮することが必要である。

また、法における被害者は女性であるか、男性であるかを区別していないことから、男性の被害者も配偶者暴力相談支援センターを利用することができるが、一時保護については、あらかじめ、男性の被害者の保護に適した施設を委託先として検討し、必要な場合に一時保護の委託を行う等の対応を行うことが望ましい。

イ 被害者の一時保護を委託する施設

婦人相談所一時保護所における一時保護の件数は年々増加しており、その受入れが困難となっている場合には、民間シェルター等に対する一時保護委託の拡充等の対応が必要である。一時保護委託契約を締結している施設数は、120 施設（平成 15 年 3 月 1 日現在）から 168 施設（平成 16 年 3 月 1 日現在）へと大幅に増加しており、委託契約施設の種別を見ると、婦人保護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童養護施設、軽費老人ホーム、救護施設、民間団体等となっている。

一時保護委託は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成 13 年告示第 254 号）を満たす者に委託して行うものとされている。また、一時保護委託施設における食事の提供、保健衛生、防災及び被服等の支給については、一時保護所と実質的に同等の水準のものとなるようにするとともに、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性、安全の確保

や秘密の保持等に関する研修を受けた職員により入所者の保護を行うことが必要である。

一時保護後、婦人保護施設や母子生活支援施設への入所など、次の段階の援助の施策に移行するために、婦人相談所と一時保護を委託された施設は、入所者の処遇等について緊密な連携を図ることが必要である。

ウ 婦人保護施設等

法第5条において、都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができるとされている。

単身で保護された被害者については、婦人相談所一時保護所を退所した後、必要な場合は婦人保護施設への入所等の措置を執ることが必要である。婦人保護施設においては、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。

なお、婦人保護施設が設置されていない地方公共団体においては、その必要性の有無について、不断に吟味することが必要である。

また、被害者に同伴する子どもがいる場合は、母子生活支援施設への入所等の措置を執ることが必要である。母子生活支援施設においては、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。

(4) 被害者の自立の支援に関する事項

法第3条第3項第4号において、配偶者暴力相談支援センターは、被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、また、同項第6号において、被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこととされている。

これらの規定については、被害者が自立して生活することを促進するための援助に係る配偶者暴力相談支援センターの業務について、具体的な例示を含めて規定することによって明確化を図り、その一層適切な実施を図ることを目的に設けられたものである。関係機関との連絡調整については、日ごろから連携協力の体制を整備するため配偶者暴力相談支援センターが中心となって関係機関の協議会を設置することや、配偶者暴力相談支援センターに相談に来た被害者について、個別に関係機関と連絡をとり、自立支援のために必要な措置が適切に行われるよう調整を行うことが望ましい。

配偶者暴力相談支援センターにおいては、以下に掲げる情報提供等の事務を適切に行うことが必要である。

ア 就業の促進

被害者の自立を支援する上で、被害者の就業に向けた支援を促進することが極めて重要である。配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者の状況に応じて公共職業安定所、職業訓練施設、職業訓練制度等についての情報提供と助言を行い、事案に応じて当該関係機関と連絡調整を行うなど、被害者の就業に向けた支援に努めることが必要である。

公共職業安定所や職業訓練施設においても、被害者の自立支援のために適切な対応を講ずるよう努めることが必要である。

また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の対象となるので、こうした機能の活用についても積極的に促すことが必要である。

イ 住宅の確保

被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の安定を図ることは極めて重要である。このため、国及び地方公共団体はこのような被害者が自立して生活することができるように、受け皿となる住宅の確保に努めることが必要である。

特に公営住宅への入居については、地方公共団体において、地域の住宅事情や公営住宅ストックの状況等を総合的に勘案しつつ、優先入居や被害者が若年単身である場合に対応した目的外使用の実施などについて特段の配慮を行うことが必要である。その際、地方公共団体の内部において公営住宅の事業主体、福祉部局、配偶者暴力相談支援センター等の関係者の間で緊密な連携を図り、被害者の自立支援のために適切な対応を講ずるよう努めることが必要である。

国においては、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合、民間の家賃債務保証会社等に関する情報の提供について、配偶者暴力相談支援センターとの連携を図るよう、民間賃貸住宅にかかわる団体に対する要請に努める。

配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者に対し、事案に応じ、住宅の確保について情報提供等を行うことが必要である。

ウ 援護

生活保護制度は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定により、保有する資産、能力等あらゆるものを活用しても、なお最低限度の生活を維持することができない者に対して、最低生活費の不足分に限って保護費を支給するとともに、その自立を助長するものである。

配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者に対し、事案に応じ、生活保護制度の適用について、福祉事務所に相談するよう、情報提供等を行うことが必要である。

また、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づく母子生活支援施設における保護の実施、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）の規定に基づく児童扶養手当の支給について、情報提供等を行うことが必要である。

なお、法による婦人相談所が行う一時保護の施設の入所者については、他に居住地がない限り、居住地がない者と認定し、現在地保護を行うため、その場合は、当該施設の所在地を所管する保護の実施機関が生活保護の実施責任を負うことが必要である。

エ 健康保険

配偶者暴力相談支援センターは、被害者から医療保険に関わる相談があった場合、以下について、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。

- (ア) 健康保険においては、被扶養者は被保険者と生計維持関係にあることが必要であり、生計維持関係がなければ被扶養者から外れること。
- (イ) 国民健康保険組合の行う国民健康保険においては、組合員の世帯に属していなければ、その対象から外れること。
- (ウ) 被害者は、被害を受けている旨の証明書を持って保険者へ申し出ることにより、被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れること。
- (エ) 被害を受けている旨の証明書は、婦人相談所が発行すること、また、子どもなどの家族を同伴している場合には、その同伴者についても証明書を発行すること。
- (オ) 被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れた場合には、年金の第 3 号被保険者については、第 1 号被保険者となる手続が必要になること。
- (カ) 市町村の行う国民健康保険においては、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、配偶者とは別の世帯として、国民健康保険に加入することが可能であり、市町村において相談すべきこと。

オ 国民年金

配偶者暴力相談支援センターは、被害者から国民年金に関する相談があった場合、以下について、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。

- (ア) 被害者が国民年金の第 3 号被保険者（会社員、公務員などの被扶養配偶者）であって、当該被害者がその配偶者の収入により生計を維持しなくなった場合は、第 3 号被保険者から第 1 号被保険者となる手続が必要となること。
- (イ) 上記の手続きは、現在住んでいる市町村において行うこと。その際、年金手帳が必要となること。
- (ウ) 第 1 号被保険者になった場合は、自らが保険料を負担する義務が生じること。
- (エ) また、生活保護法による扶助を受けている場合や、経済的に保険料の納付が困難な場合等は、保険料の免除制度等があることから、市町村において相談すること。

カ 同居する子どもの就学

被害者の保護と自立の支援を図る上で、同居する子どもの就学に関する問題は、極めて重要である。今般、被害者と同居する未成年の子どもに対しても接近禁止命令の発令が可能とされたことから、配偶者暴力相談支援センターは、制度の趣旨及び概要について、教育委員会及び学校に周知を図ることが必要である。配偶者暴力相談支援センターは、被害者や被害者と同居している子どもに対して接近禁止命令が発令された場合にはその旨を学校に申し出るよう被害者に促すことが必要である。

また、教育委員会や学校は、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を適切に管理することが必要である。

配偶者暴力相談支援センターは、教育委員会や学校と連携し、被害者に対し、必要に応じ、同居する子どもの就学について情報提供等を行うことが必要である。

キ 住民基本台帳の閲覧等の制限

配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、以下の措置が執られていることについて、事案に応じ、情報提供等を行うことが必要である。

(ア) 措置の目的

配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条）、住民票の写し等の交付（同法第12条）及び戸籍の附票の写しの交付（同法第20条）について、不当な目的により利用されることを防止する。

(イ) 申出の受付

市区町村長は、配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者から、(ウ)に掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

申出を受け付けた市区町村長は、支援措置の必要性について、警察等の意見を聴き、確認する。

(ウ) 支援措置

加害者が半明している場合、加害者からの請求については、「不当な目的」（住民基本台帳法第11条、第12条及び第20条）があるものとし、交付しない又は閲覧させないこととする。

その他の第三者からの請求については、加害者が第三者になりすまして行う請求に対し交付する又は閲覧させることを防ぐため、住民基本台帳カード等の写真が貼付された身分証明書の提示を求めるなど、本人確認をより厳格に行う。

また、加害者からの依頼を受けた第三者からの請求に対し交付する又は閲覧させることを防ぐため、請求事由についてもより厳格な審査を行う。

ク その他配偶者暴力相談支援センターの取組

配偶者暴力相談支援センターは、各々の実情を踏まえ、事案に応じ、離婚調停手続についての相談対応、弁護士による法律相談窓口の紹介や、被害者の状況に応じ関係機関への付き添いを行うことなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。

(5) 保護命令制度の利用等に関する事項

ア 保護命令制度の利用

法第3条第3項第5号において、配偶者暴力相談支援センターは、保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこととされている。

配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し、保護命令制度について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行い、被害者が円滑に保護命令の申立てができるようにすることが必要である。

また、関係機関への連絡については、必要に応じ、配偶者暴力相談支援センターが地方裁判所に対し、配偶者暴力相談支援センターの連絡先、裁判所内で加害者が被害者を待ち伏せするおそれがあることから警備が必要であること、及び配偶者暴力相談支援センターの関係者が申立人の裁判所への出頭に付き添うことなどを連絡することが考えられる。

なお、保護命令の具体的な手続は、別添のとおりである（別添参照）。

イ 保護命令の通知を受けた場合の対応

法第15条第3項において、保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとされている。

警察において法第15条第3項による通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、配偶者からの暴力による危害を防止するための留意事項及び緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。被害者の親族、支援者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれがあると認められるときは、被害者の承諾を得た上で、これらの者に対し、被害

者に対する保護命令が発せられていることを教示し、加害者による危害から自らの生命又は身体の安全を確保するための措置を教示することが必要である。

また、加害者に対しても、保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

(6) 民間団体との連携に関する事項

法第3条第5項において、配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとしてされている。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護については、この問題に取り組む民間団体も大きな役割を担っており、被害者の多様な状況に対応するためには、このような民間団体と配偶者暴力相談支援センターとが適宜連携を取りながら対応することが必要である。

ア 婦人相談所

婦人相談所は一時保護の委託先となっている民間団体と連携を図り、できるだけ、被害者にとって安全で利用しやすい場所で保護できるように対応することや、入所者の処遇等について連携を図ること等、実情に応じて民間団体の協力を得ながら被害者の問題解決に向けて協力することが必要である。

また、都道府県においては、婦人相談所を始め各関係機関で被害者の相談等に従事する職員に対する専門研修を実施し、婦人相談所においては、福祉事務所、女性センター、婦人保護施設、民間団体等様々な関係機関との連携を強化するため、連絡会議やケース検討会議等を開催するネットワークを整備するなど、被害者に対する各種支援のための事業を実施しており、こうした事業の実施に当たっては、民間団体を含め関係機関との連携を図ることが必要である。

イ 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター

婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいても、実情に応じて民間団体と連携を図りながら被害者の保護に取り組むことが必要である。

民間団体との連携の例としては、相談業務、広報啓発業務、同行援助等の自立支援、研修等における専門的知見の活用、関係機関の協議会への参加の招請等様々なものが考えられる。どのような連携を行うかは、配偶者暴力相談支援センターの状況、当該地域に存在する民間団体の状況、個々の被害者の状況等個別の事案に即して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を効果的に行う観点から、それぞれの配偶者暴力相談支援センターにおいて判断することが望ましい。

(7) 婦人相談員の役割に関する事項

法第4条において、婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができるとされている。

婦人相談員は、婦人相談所、福祉事務所等において配偶者からの暴力の被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

また、被害者は不安感を抱えながら相談に訪れることが多いため、被害者にとっての安全を第一に考え、秘密が守られる環境の中で、その訴えが十分受け入れられることが重要である。したがって、婦人相談員は被害者の立場に立って共に問題解決を図ろうとする援助者であることについて被害者の理解を得ること、信頼関係に基づいて援助を行うことが必要である。

さらに、問題の解決に当たっては、被害者自らが選択、決定することが基本であり、婦人相談員は、このために必要な情報を提供し、適切な助言を行うことが必要である。また、被害者の自立の促進、保護命令制度の利用、保護施設の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等、法第3条第3項各号に規定されている業務について中心的な役割を担うものであり、こうした各種の援助が的確に実施されるよう、関連の法律や施策、制度等について十分な知識を有するよう努めることが必要である。

(8) 福祉事務所の役割に関する事項

法第8条の3において、福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。

福祉事務所においては、生活保護法の規定により、保有する資産、能力等あらゆるものを活用しても、なお

最低限度の生活を維持することができない者に対して、最低生活費の不足分について保護費を支給するとともに、その自立を助長することが必要である。

また、児童福祉法の規定により、児童及び妊産婦の福祉に関する事項について、相談に応じ、必要な調査を行うこと、母子生活支援施設における保護を実施することが必要である。さらに、母子及び寡婦福祉法の規定により、母子自立支援員等が、母子家庭の母又はこれに準ずる状態にある者の自立支援を図るため、職業能力の向上及び求職活動等、就業についての相談や生活相談に積極的に応じること、及び児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の支給を行うことが必要である。

3 関係機関の連携協力に関する事項

法第9条において、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとしてされている。

被害者の保護及び自立支援を図るためには、法に掲げられた機関を始め、人権擁護委員や被害者の保護及び自立支援に関する施策を所管する関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

このためには、配偶者暴力相談支援センターを中心とした関係機関の協議会の設置、被害者の保護及び自立支援のモデルケースを想定し、マニュアル等の形で関係機関の相互の協力のあり方をあらかじめ決めておくことなどが有効であると考えられる。

自立支援を含む被害者の保護を図る上で、被害者と身近に接する立場にある市町村の主体的な取組も極めて重要である。市町村の関係機関も、法において市町村の関係機関が明記された趣旨を踏まえ、他の関係機関と連携を図りながら協力するよう努めることが必要である。

被害者に対する加害者の追及が激しい場合等は、市町村又は都道府県の枠を超えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられ、こうしたことを想定して、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

また、被害者の子どもについて、必要に応じ、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）による措置が講じられるよう、関係機関は、児童相談所、福祉事務所等との連携を推進することが望ましい。

被害者が不法滞在外国人である場合には、関係機関は地方入国管理局と十分な連携を図りつつ、被害者に対し適切な対応をとることが必要である。

4 職務関係者による配慮・研修及び啓発に関する事項

法第23条第1項において、配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（以下「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならないとされている。

また、同条第2項において、国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとしてされている。

職務関係者においては、配偶者からの暴力は外部からその発見が困難な家庭内で行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあり、被害が深刻化しやすいという特性等を十分理解した上で、被害者の置かれた立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者が配偶者からの暴力により心身とも傷ついていることに十分留意することが必要である。こうしたことに対する理解が不十分なため、被害者に対して不適切な対応をすることで、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。

また、職務関係者が職務を行う際は、被害者の安全の確保を第一に考えつつ、例えば、加害者の元から避難している被害者の居所が加害者に知られてしまう、あるいは被害者を支援している者の氏名等が加害者に知られてしまうといったことのないよう被害者及びその支援者に関する秘密の保持に十分配慮することが必要である。

また、加害者の元から避難している被害者と同居する子どもが通学する学校や通所する保育所においては、被害者から申出があった場合には、関係機関と連携を図りつつ、加害者に対して被害者の居所が知られることがな

いように、十分配慮することが必要である。

外国人や障害者である被害者等の人権の尊重が必ずしも十分徹底されていないとの指摘があることを踏まえ、法においては、職務関係者は、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重しなければならないことが確認されたところである。法が対象としている被害者には、日本在住の外国人（在留資格の有無を問わない。）や障害のある者も当然含まれていることに十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

職務関係者に対する研修及び啓発においては、以上に述べたとおり、配偶者からの暴力の特性や被害者のおかれた立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。

特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。また、相談員については、その職務の特性から、職務遂行の過程でいわゆる「バーンアウト（燃え尽き）」状態等心身の健康が損なわれることがあり、こうしたことのないよう配慮することが必要である。

国においては、上記の事項に十分配慮して、職務関係者に対する研修の実施、相談の手引等の作成・配布、ホームページを通じた職務執行に資する情報の提供等に積極的に努める。

5 苦情の適切かつ迅速な処理に関する事項

法第9条の2において、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとしてされている。

苦情の処理に当たっては、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や信頼性、適正性の確保を図ることが必要である。

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。関係機関において、苦情処理制度が設けられている場合には、その制度に則して処理を行うことが必要である。

6 教育啓発に関する事項

法第24条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとしてされている。

配偶者からの暴力の防止の観点からは、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要である。啓発は国民各界各層を対象に行うことが必要であるが、啓発を行うに当たっては、配偶者からの暴力には、身体に対する暴力のみならずいわゆる精神的暴力及び性的暴力も含まれることに留意することが必要である。

例えば、配偶者からの暴力の実態や配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること、被害者の保護のための仕組み等について啓発を行うことが考えられる。

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。

啓発の方法については、ポスター・パンフレットの作成・配布の他にも、シンポジウムの開催や、地域における各種団体の研修会や講座等の機会を活用するなど様々な方法が考えられる。こうした啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

配偶者暴力相談支援センターの連絡先等については、加害者の目につきにくい方法を工夫するなど、被害者の立場に立った広報を行うことが必要である。また、外国人や障害者である被害者に対しても、適切な情報が提供されるよう留意することが必要である。

さらに、配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育を促進することが必要である。

国においては、上記の事項に十分配慮して、毎年11月12日から2週間にわたって実施している「女性に対する暴力をなくす運動」を中心として、ポスター・パンフレットの作成・配布、テレビ等を通じた積極的な啓発に努める。また、毎年12月4日から1週間にわたって実施している「人権週間」においては「女性の地位を高めよう」を強調事項に掲げるなど、積極的な国民への広報啓発に努める。さらに、配偶者からの暴力の防止につき教職員等に対する理解の促進にも努める。

7 調査研究の推進等に関する事項

法第 25 条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとするとしている。なお、調査研究に当たり、被害者と接する必要がある場合は、被害者の心身の状況、その置かれている環境等に十分配慮することが必要である。

(1) 加害者の更生のための指導について

調査研究に当たっては、加害者の更生のための指導としてどのようなものが有効であるかについては未解明な部分が多く、場合によっては、被害者にとって非常に危険なものとなり得ることについても十分留意することが必要である。

加害者の更生のための指導の方法によっては、加害者が、更生のための指導を受けているという事実をもって、被害者やその関係者に事実と反し加害者が更生したとの錯覚を与えるおそれがある。また、更生のための指導を受けたことで保護命令の対象となる暴力の範囲を学習し、それに当たらない言葉による脅しなどを行うようになるおそれもある。

国においては、これまで諸外国の加害者の更生のための指導に関する制度や被害者の保護を図る観点から、加害者の更生のための指導に関するプログラムが最低限満たすべき基準及びその実施に際して最低限留意すべき事項について調査研究を行ったところである。また、「ドメスティック・バイオレンス（DV）の加害者に関する研究」（法務総合研究所）として、配偶者からの暴力等が刑事事件となった事案を取り上げて分析調査等を実施し、我が国における配偶者からの暴力等の実態を把握するとともに、それを引き起こす要因等を探求し、とりわけ加害者に焦点を当ててその特性を明らかにした上、更生のための指導方法を見極めることなどを目的とした研究を行ったところである。

国においては、上記の事項に十分配慮して、被害者の安全を第一に考えつつ、調査研究の推進に努める。

(2) 被害者の心身の健康の回復について

被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、調査研究の推進に努めることが必要である。

国においては、厚生労働科学研究費補助金による研究事業として、平成 13 年度から平成 15 年度までの 3 か年を研究期間として、配偶者からの暴力の被害を受けた女性及びその子どもを対象に、被害の実態を精神健康の観点を中心に広く調査研究する「DV被害者における精神保健の実態と回復のための援助の研究」を実施し、また、平成 14 年度から平成 16 年度までの 3 か年を研究期間として、配偶者からの暴力において母子ともに被害を受けることによる、子どもへの心理的影響を明らかにし、その後の発達、社会適応上の問題を明らかにするとともに、援助方法を検討する「母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもへの心理的支援のための調査」を実施しているところである。

さらに、平成 16 年度から平成 18 年度までの 3 か年を研究期間として、配偶者からの暴力の被害を受けた母子を対象として、精神医学的・心理学的援助の観点を含め居住先の確保、就労など具体的な生活の再建を目指した、総合的な支援策を講ずるための調査研究として「家庭内暴力被害者の自立とその支援に関する研究」を実施しているところである。国においては、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、引き続き調査研究の推進に努める。

(3) 人材の育成等

被害者の保護に係る人材の育成及び資質の向上については、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

8 民間の団体に対する援助等に関する事項

法第 26 条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとするとしている。

配偶者からの暴力の防止及び自立支援を含む被害者の適切な保護は、国及び地方公共団体において主体的に取り組んでいるところである。

しかしながら、民間の支援団体の中には、旧法が制定される以前からこの問題に取り組むなど、被害者保護のための豊富なノウハウを有し積極的に被害者の保護に取り組んでいる団体も多くある。また、弁護士会や医師会等の理解と協力は、被害者の保護、自立支援を図る上で重要である。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国及び地方公共団体と民間団体等とが緊密に連携を取りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。

連携の例としては、一時保護の委託及びそれ以外の緊急一時的な保護、相談業務、広報啓発業務、同行援助等の自立支援、研修等における専門的知見の活用、関係機関の協議会への参加の招請等様々なものが考えられるが、どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態を踏まえ、地方公共団体において判断することが望ましい。

また、それぞれの地域における配偶者からの暴力の状況、公的な施設の状況、当該民間団体等への援助の必要性、適格性等を踏まえ、地方公共団体の判断において、連携内容に応じ、情報提供、資料の提供、財政的援助等の必要な援助を行っていくことが望ましい。

国においては、上記の事項に十分配慮して、民間団体等に対し、各種の調査報告書の配布やホームページを通じた情報の提供、研修会等の講師として民間団体の代表を招へいするなど連携を取りつつ積極的な施策の展開に努める。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針の見直し

法の施行後3年を目途として、その施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされていることから、基本方針についても策定後3年を目途に見直すこととする。その際は、被害者の保護に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取する。

なお、特別の事情がある場合は、3年を待たず見直すこととする。

2 基本計画の策定の手続等の指針

(1) 基本計画の策定

ア 関係部局の連携

基本計画の策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。

イ 関係者からの意見聴取

基本計画の策定に当たっては、被害者の保護に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。その際は、上記(1)に掲げる基本計画の策定に準じた対応をとることが必要である。

また、見直しは、それまでの施策の実施状況等を勘案して行うことが必要である。

なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

別添 保護命令の手続

第1 概要

保護命令の制度とは、「配偶者からの身体に対する暴力」を受けた被害者が、更なる「配偶者からの身体に対する暴力」を受けることによりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に、被害者の生命又は身体の安全を確保することを目的として、裁判所が、配偶者に対し、①被害者への接近等の禁止、②被害者の子への接近等の禁止又は③被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等を内容とする「保護命令」を発令し、配偶者がこれに違反した場合には刑事制裁を加えることで、被害者の生命又は身体の安全を確保しようとする制度である（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「法」という。）第4章）。

第2 保護命令の種類

1 接近禁止命令（法第10条第1項第1号）

配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（3の退去命令の対象となる被害者と配偶者が生活の本拠を共にする住居を除く。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

2 子への接近禁止命令（法第10条第2項）

配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者とその成年に達しない子が同居する住居（3の退去命令の対象となる被害者と配偶者が生活の本拠を共にする住居を除く。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

配偶者が被害者の子へ接近することは、一般的には、被害者の生命又は身体に危害が加えられるおそれを直接に生じさせる行為ではないことから、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第64号。以下「改正法」という。）による改正前においては、保護命令による禁止行為とはされていなかったが、例えば、配偶者が被害者の幼年の子をその通園先等において連れ去り、配偶者の元に連れ戻してしまうと、その子の身上を監護するために被害者が自ら配偶者に会いに行かざるを得なくなるなど、被害者が配偶者との面会を余儀なくされると認めるべき場合があり、そのような場合には、被害者への接近禁止命令が発せられていても、被害者と配偶者が物理的に接近することにより被害者が配偶者から更に身体に対する暴力を加えられる危険が高まり、その効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、改正法により、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されることを防止するため、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の子への接近禁止命令が設けられたものである。

3 退去命令（法第10条第1項第2号）

配偶者に対し、命令が効力を生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものであり、改正法により退去の期間が2週間から2月間に延長されるとともに、当該住居の付近をはいかいすることの禁止が加えられたものである。

第3 保護命令の申立ての手続

1 申立人

- (1) 保護命令の申立てをすることができるのは、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者（「被害者」）である（法第10条第1項本文）。
- (2) 「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む（法第1条第3項）。

また、改正法により、「配偶者からの暴力」については、身体に対する暴力に限らず、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を含むものとされているが（法第1条第1項）、保護命令の手続の対象となるのは、改正法による改正前と同様、配偶者からの「身体に対する」暴力を受けた被害者に限られる（法第10条第1項柱書）。「身体に対する暴力」とは、身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものを

いう（法第1条第1項）。

- (3) さらに、改正法による改正前は、元配偶者に対して保護命令を発令することは認められていなかったが、配偶者からの身体に対する暴力を受けた場合にあっては、離婚直後の時期が一連の身体に対する暴力の危険が最も高まる時期であると指摘されていること、配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に離婚をした場合にあっては、婚姻中の身体に対する暴力と離婚後において配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力は、一体的なものとして評価することが可能であることなどの理由から、改正法により、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であっても、3(1)の要件を満たすときは、当該配偶者であった者に対して保護命令を発令することができることとされたものである（第10条第1項柱書）。

2 管轄裁判所

保護命令の申立てに係る事件（以下「保護命令事件」という。）は、次の地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- (1) 相手方である「配偶者」の住所の所在地（法第11条第1項）
- (2) 日本国内に相手方の住所がないとき又は住所が知れないときは、その居所の所在地（同項）
- (3) 申立人の住所又は居所の所在地（同条第2項第1号）
- (4) 保護命令の申立てに係る「配偶者からの身体に対する暴力」が行われた地（同項第2号）
- (5) 被害者の子への接近禁止命令の申立てに係る事件については、被害者への接近禁止命令を発令する裁判所又は発令した裁判所（法第10条第2項）

3 保護命令発令の要件

保護命令が発令される要件は、次のとおりである。

(1) 保護命令に共通の要件

申立人である被害者が配偶者からの「更なる」身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいこと（同項本文）

元配偶者に対する保護命令の発令の要件が「引き続き」身体に対する暴力を受けるおそれ大きいこととされているのは、婚姻継続中の身体に対する暴力との一体性が必要であることによるものと考えられる。

(2) 被害者の子への接近禁止命令の発令のため特に必要とされる要件

ア 裁判所が(1)の要件があることを認めて、接近禁止命令を発令したこと又は同時に発令すること（法第10条第2項本文）

イ 被害者とその成年に達しない子（以下単に「子」という。）と同居していること（同項本文）

ウ 被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要であると認められること（同項本文）

なお、この必要性の認定は、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の客観的事実の存在により認められる必要がある。

エ 子が15歳以上であるときは、その同意があること（同項ただし書）

一定の判断能力を備えていると認められる15歳以上の子については、その意思を十分に尊重するために、その子の同意がある場合に限り、被害者の子への接近禁止命令を発令することとされたものである。

4 申立ての方法等

(1) 保護命令の申立ての方法

保護命令の申立ては、書面（申立書）でしなければならないが、その記載事項は、配偶者暴力に関する保護命令手続規則（平成13年最高裁判所規則第7号。以下単に「規則」という。）の定める形式的記載事項（第1条参照）のほか、次のとおりである（法第12条第1項）。なお、これらの事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処せられる（法第30条）。

ア 配偶者からの身体に対する暴力を受けた状況

イ 配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足る申立ての時における事情

ウ 被害者の子への接近禁止命令の申立てをする場合にあっては、被害者が同居している子に関して配偶者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者）と面会することを余儀なくされることを防止するため被害者の子への接近禁止命令を発令する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

エ 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの身体に対する暴力に関してアからウまでの事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無

オ エにおいて相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があるときは、次の事項

(ア) 当該配偶者暴力相談支援センター又は警察職員の所属官署の名称

(イ) 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

(ウ) 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

(エ) 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

(2) 保護命令の申立てに当たって提出すべき資料

(1)の申立書に(1)オの事項の記載がない場合には、申立書には、(1)アからウまでの事項についての申立人の供述を記載した公証人の宣誓認証のある書面を添付しなければならない（法第12条第2項）。

「宣誓認証」とは、書面の作成名義人が、公証人の面前において、その書面の記載の真実であることを宣誓した上で、その書面に署名若しくは押印し、又はその書面にある署名若しくは押印が自己の意思に基づくものであることを認めたことを、公証人が認証することをいう（公証人法第58条ノ2第1項）。

公証人の宣誓認証を得るためには、公証人役場において、公証人に対し、宣誓認証の嘱託をすることになる（公証人法第1条第2号、第60条、第28条）。書面の記載の虚偽であることを知って宣誓をした者は、10万円以下の過料に処せられる（公証人法第60条ノ5）。

なお、法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に宣誓認証を行わせることができる（法第20条）。

(3) 保護命令の申立ての手数料等

保護命令の申立てに要する手数料は、1,000円である（民事訴訟費用等に関する法律第3条、別表第一の一六の項）。手数料は、申立書に収入印紙をはって納めなければならない（同法第8条本文）。

また、(2)の申立人の供述を記載した書面について公証人の宣誓認証を嘱託するための手数料は、1万1,000円である（公証人手数料令第34条第1項・第2項）。

第4 保護命令事件の審理

裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判することが要請されている（法第13条）。

保護命令を発令するには、相手方に反論の機会を保障する趣旨から、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経ることが原則とされているが、期日を経ることにより被害者の生命又は身体の安全の確保という保護命令の申立ての目的を達することができないときは、これらの期日を経ることなく、書面審理のみで保護命令を発令することができる（法第14条第1項）。

第5 保護命令の裁判とその効力

保護命令の申立てについては、裁判所は、理由を付した決定（口頭弁論を経ない場合には、理由の要旨を示した決定）により裁判することとされ（法第15条第1項参照）、保護命令の申立てに理由があると認めるときは、保護命令を発令しなければならない（法第10条第1項参照）。

保護命令の効力は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した期日における言渡しによって生じる（法第15条第2項）。

保護命令の効力が生じた後に相手方が保護命令に違反した場合、保護命令は執行力を有しないものとされているため（法第15条第4項）、民事上の強制執行の対象とはならないが、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金という刑事上の制裁の対象となる（法第29条）。

第6 保護命令の裁判に対する不服申立て

保護命令の申立てについての裁判に対しては、その裁判の告知を受けた日から1週間が経過するまでの間、即時抗告により不服を申し立てることができる（法第16条第1項、第21条、民事訴訟法第332条）。

この場合、保護命令の効力は停止されないのが原則であるが、即時抗告の申立人が、保護命令の効力の停止を申し立て、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明（裁判官に事実の存否に関し高度の蓋然性についての確信を抱かせる「証明」には至らないが、事実の存否に関し一応確からしいという蓋然性の心証を抱かせるもので足りると解されている。）があったときに限り、抗告裁判所（原裁判所の所在地を管轄する高等裁判所）又は記録の存する原裁判所（保護命令を発令する裁判をした地方裁判所）は、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる（法第16条第3項）。

なお、接近禁止命令について即時抗告があり、その効力の停止が命じられる場合において、接近禁止命令を前提とする被害者の子への接近禁止命令も発令されているときは、停止を命ずる裁判所は、被害者の子への接近禁止命令の効力の停止をも命じなければならない（同条第4項）。

第7 保護命令の取消し

1 抗告裁判所による取消し

保護命令を発令する裁判に対する即時抗告が申し立てられた場合において、抗告裁判所が保護命令の取消しの原因となる事情があると認めたときは、保護命令を取り消すこととなる。

また、接近禁止命令についての即時抗告を認めてこれを取り消す場合において、被害者の子への接近禁止命令も発令されているときは、抗告裁判所は、被害者の子への接近禁止命令をも取り消さなければならない（法第16条第6項）。

2 当事者の申立てによる取消し

保護命令を発令した裁判所は、次の場合には、保護命令を取り消さなければならない（法第17条第1項）。

(1) 保護命令の申立てをした被害者が、保護命令の取消しを申し立てた場合（同項前段）

(2) 接近禁止命令又は被害者の子への接近禁止命令にあつては、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して3月を経過した後に、退去命令にあつては、退去命令の効力が生じた日から起算して2週間を経過した後に、これらの命令を受けた配偶者が申立てをし、裁判所がこれらの命令の申立てをした被害者に異議がないことを確認した場合（同項後段）

3 被害者の子への接近禁止命令の取消しに伴う取消し

被害者の子への接近禁止命令が発令されている場合において、2(1)又は(2)によりその前提である接近禁止命令を取り消すときは、被害者の子への接近禁止命令をも取り消さなければならない（法第17条第2項）。

第8 保護命令の再度の申立ての手續

1 発令の要件

(1) 接近禁止命令・被害者の子への接近禁止命令

最初の保護命令の申立ての手續と変わるところはない。

(2) 退去命令

退去命令が発令された後に当該退去命令の申立ての理由となった身体に対する暴力と同一の事実を理由とする退去命令の再度の申立てがあつたときの発令要件は、次のとおりである（法第18条第1項）。

ア 配偶者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者）と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該退去命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去命令を再度発する必要があると認めるべき事情があること（同項本文）

イ 再度の退去命令を発することにより相手方である配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認められないこと（同項ただし書）

イの要件については、相手方である配偶者において生活に特に著しい支障を生ずると認めるに足りる事情

を主張立証する必要がある。

2 再度の申立ての方法等

接近禁止命令・被害者の子への接近禁止命令の再度の申立ての方法については、保護命令の申立ての手續と変わるところはないが、退去命令の再度の申立ての方法については、次のような申立書の記載事項等の特例がある。

(1) 申立書の記載事項等（法第 18 条第 2 項、第 12 条第 1 項）

ア 配偶者からの身体に対する暴力を受けた状況

イ 配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる再度の申立ての時における事情

ウ 配偶者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者）と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該退去命令の効力が生ずる日から起算して 2 月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去命令を再度発する必要があると認めるべき事情

エ 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの身体に対する暴力に関してア及びイの事項並びにウの事情について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無

オ エにおいて相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があるときは、次の事項

(ア) 当該配偶者暴力相談支援センター又は警察職員の所属官署の名称

(イ) 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

(ウ) 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

(エ) 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

(2) 申立てに当たって提出すべき資料

(1)の申立書に(1)オの事項の記載がない場合には、申立書には、(1)ア及びイの事項並びにウの事情についての申立人の供述を記載した公証人の宣誓認証のある書面を添付しなければならない（法第 18 条第 2 項、第 12 条第 2 項）。

(3) 保護命令の再度の申立ての手数料等

保護命令の再度の申立てに要する手数料は、保護命令の申立てと変わらない。

III 男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条―第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条―第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ

つ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

IV 札幌市男女共同参画推進条例

平成14年10月7日
札幌市条例第27号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条―第19条）

第3章 札幌市男女共同参画審議会（第20条）

第4章 雑則（第21条）

附則

日本国憲法では、すべての国民の基本的人権の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女は、性別により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないこととされている。

そして、国においては、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び男女共同参画社会基本法の制定等、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮し、利益を均等に享受することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組が進んでいる。

また、札幌市においても、これまで、女性の自立と地位向上を図り、さらには、男女共同参画を推進するため、さまざまな施策を長期的、総合的に進めてきたところである。

しかし、社会全体では、男女の人権の尊重に関する認識がいまだ十分であるとは言えず、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく制度・慣行や男女間の不平等な取扱いが依然として根強く残っていることから、男女平等の達成にはなお一層の努力が必要である。加えて、少子高齢化の進行、経済環境の変化や情報社会の進展等の社会情勢に対応する上でも、男女共同参画をより一層推進し、男女共同参画社会を実現することが緊要な課題となっている。

ここに札幌市は、男女共同参画を推進することにより、男女の人権が十分尊重され、豊かで活力のある社会を実現することが重要であるという認識の下、男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人に不快感を与え、その者の職場などの生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として性別にとらわれることなく能力を発揮できる機会が確保されることその他の男女

の人権が尊重されること。

- (2) 社会における制度及び慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が、制度及び慣行によって直接的又は間接的に差別されないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策及び民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における共同責任を担い、かつ、職場、学校、地域その他の社会における家庭以外のあらゆる分野において活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) 男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康と権利が生涯にわたり尊重されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する取組（積極的改善措置を含む。）を行うよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的にも間接的にも性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為その他の男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、札幌市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び民間の団体（以下「市民等」という。）の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(推進体制の整備及び財政上の措置)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するための推進体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(審議会等における男女共同参画の推進)

第13条 市は、市が設置する審議会等の委員の委嘱等を行う場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めなければならない。

(広報及び啓発)

第14条 市は、情報提供、広報活動等を通じて、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるよう適切な広報及び啓発を行うものとする。

(教育及び学習の振興)

第15条 市は、市立学校等において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

2 学校その他の民間の団体及び事業者は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう努めるものとし、市は、それに対する必要な支援を行うよう努めなければならない。

(市民等に対する支援等)

第16条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援し、又はそれと連携するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、別に条例で定めるところにより、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点施設を設置するものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第17条 市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるように、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(苦情等の申出)

第18条 市民等は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に対する苦情等があるとき、又は男女共同参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受ける相談窓口を設置するとともに、当該申出を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際的協調)

第19条 市は、男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係があることを考慮し、男女共同参画の推進に当たっては、国際的連携を図るなど国際的協調に努めるものとする。

第3章 札幌市男女共同参画審議会

(札幌市男女共同参画審議会)

第20条 市長の附属機関として、札幌市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項について調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査審議し、及び意見を述べること。

3 審議会は、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。この場合において、委員の一部は、公募した市民の中から委嘱しなければならない。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第4章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

- 2 第20条第3項の規定によりこの条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

(札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表その他の附属機関の委員の項中「中高層建築物紛争調整委員会委員」

を 「中高層建築物紛争調整委員会委員 男女共同参画審議会委員」 に改める。

資料10 札幌市男女共同参画審議会

1 名 簿

(1) 第1期

(五十音順)

氏 名		現 職 等	備 考
委 員	あお やぎ ふみ ただ 青 柳 史 匡	札幌市立柏中学校校長	女性への暴力に関する 専門部会委員(部会長)
委 員	い とう よし こ 伊 藤 淑 子	北海学園大学経済学部教授	女性への暴力に関する 専門部会委員
委 員	かつ や はる み 勝 治 治 美	札幌市学校図書館開放司書	
副会長	こ みや ふみ と 小 宮 文 人	北海学園大学法学部教授	
委 員	こん とう けい こ 近 藤 恵 子	NPO法人女のスペース・おん代表理事	女性への暴力に関する 専門部会委員
委 員	さか い りつ こ 坂 井 律 子	坂井不動産鑑定事務所有限会社取締役	女性への暴力に関する 専門部会委員
委 員	つぼ やま たかし 坪 山 隆	坪山社会保険労務士事務所所長	
会 長	なり た のり こ 成 田 教 子	弁護士	
委 員	はやし だ なお こ 林 田 直 子	北海道ガス(株)人事グループ係長	
委 員	み せ めぐみ 三 瀬 恵	(有)たくみ工房代表取締役	
委 員	やす だ むつ こ 安 田 睦 子	(有)インタラクシオン研究所代表	
委 員	やま だ じ ろう 山 田 二 郎	(株)シーズ・ラボ代表取締役	
委 員	やま もと いさお 山 本 功	連合北海道札幌地区連合会副事務局長	
委 員	よこ やま たかし 横 山 隆	(財)北海道スウェーデン協会理事	
委 員	わか やま と み こ 若 山 登 美 子	(社)北海道看護協会会長	女性への暴力に関する 専門部会委員

(2) 第2期

(五十音順)

氏 名		現 職 等	備 考
委 員	かじ い しょう こ 梶 井 祥 子	北海道武蔵女子短期大学助教授	女性への暴力に関する 専門部会委員(部会長)
委 員	きょう や のぶ よ 京 谷 信 代	地域ボランティア	女性への暴力に関する 専門部会委員
委 員	こん どう けい こ 近 藤 恵 子	NPO法人女のスペース・おん代表理事	女性への暴力に関する 専門部会委員
委 員	さ さ き つぶ あき 佐々木 嗣 昭	北海道新聞社編集局札幌圏部長	
委 員	さ とう やす こ 佐 藤 泰 子	NPO法人北海道子育て支援ワーカーズ理事	
委 員	たか はし ひとみ 高 橋 ひとみ 眸	高橋・川越司法書士土地家屋調査士合同事務所 所長	
委 員	にし だ じゅん こ 西 田 順 子	ジェンダーフリー清田幹事	
委 員	はつ とり しん ご 服 部 信 吾	株式会社丸高三信堂代表取締役社長 (北海道中小企業家同友会常任理事)	
委 員	はば さき ま き こ 幅 崎 麻 紀 子	名寄短期大学非常勤講師	
会 長	はら あつ こ 原 敦 子	原敦子法律事務所	
委 員	ふじ い よし ひろ 藤 井 克 裕	北海道大学学生	
委 員	ほん ま よし お 本 間 良 夫	札幌市立柏丘中学校校長	女性への暴力に関する 専門部会委員
委 員	まつ ばら りょう じ 松 原 良 次	特定医療法人社団慶愛会札幌花園病院院長	女性への暴力に関する 専門部会委員
委 員	やま もと いさお 山 本 功	連合北海道札幌地区連合会副事務局長	
副会長	よこ やま たかし 横 山 隆	(財)北海道スウェーデン協会理事	

2 男女共同参画審議会開催状況

(1) 第1期

開催日	総 会	女性への暴力に関する専門部会	審 議 内 容
平成 16 年 7 月 2 日	第 9 回 (16 年度第 1 回)		・「女性への暴力に関する専門部会」(部会長等の選任, 専門部会での検討事項) ・男女共同参画に関する企業の意識調査 ・平成 16 年度男女共同参画推進室の予算と事業 ・平成 16 年度の審議会スケジュール
7 月 2 日		第 1 回	・女性への暴力に関する専門部会の進め方
7 月 26 日		第 2 回	・札幌市のDV施策について
8 月 17 日		第 3 回	・一時保護施設との意見交換
9 月 15 日		第 4 回	・札幌市におけるDV施策の課題と整理①
10 月 26 日	第 10 回 (16 年度第 2 回)		・男女共同参画に関する予算
10 月 26 日		第 5 回	・札幌市におけるDV施策の課題と整理②
11 月 25 日		第 6 回	・札幌市におけるDV施策のあり方についての中間報告
12 月 16 日	第 11 回 (16 年度第 3 回)		・「女性への暴力に関する専門部会」からの中間報告 ・男女共同参画に関する年次報告書(案)
平成 17 年 1 月 17 日		第 7 回	・総会での議論の修正等
2 月 28 日		第 8 回	・総会最終報告案のまとめ
3 月 24 日	第 12 回 (16 年度第 4 回)		・「女性への暴力に関する専門部会」からの最終報告及び総会でのまとめ

(2) 第2期

開催日	総 会	女性に対する暴力に関する部会	審 議 内 容
平成 17 年 4 月 21 日	第 13 回 (17 年度第 1 回)		・「札幌市のDV対策の方向性について」の諮問 ・「女性に対する暴力に関する部会」(部会長等の選任, 部会での検討事項) ・平成 17 年度男女共同参画推進室の予算と事業 ・平成 17 年度の審議会スケジュール
5 月 13 日		第 1 回	・「札幌市のDV対策の方向性について (中間報告)」の概要について
7 月 8 日		第 2 回	・市民意見の募集結果について ・配偶者暴力相談支援センターのイメージについて
7 月 28 日	第 14 回 (17 年度第 2 回)		・「男女共同参画センター使用料部会」からの報告及び答申の決定
8 月 4 日		第 3 回	・答申素案の検討及び総会への報告案のまとめ
8 月 26 日	第 15 回 (17 年度第 3 回)		・「女性に対する暴力に関する部会」からの報告に基づく答申案等の検討及び答申等の決定

札幌市のDV対策の方向性について
【答申】

発 行 平成 17 年 8 月

編 集 札幌市男女共同参画審議会

事務局 札幌市市民まちづくり局男女共同参画推進室男女共同参画課

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

T E L 011-211-2962

F A X 011-218-5164